

監史、監史補を置き、其官等を一等監史以下九等監史（判任自八等至十六等）、一等監史補以下四等監史補（史に準ず自等外一至四等）とす（太達第（四三號））。十一年六月常平局をして出納局取扱事務米穀に關する事件を取扱はしめ、且つ大阪難波米廩を該局出張所となし（太達乙第（三五號））。十月大藏省中に監定役（判任）及監定役見習（外等）を置き（太達第（四四號））。翌月一等監史補以下の官等を等外一等以下と定め（太達第（四九號））。十二月内務省勸商局廢止と共に勸商事務を管轄するに至れり（内乙達第（九三號））。明治十二年一月商務局を置き、勸商事務を取扱ひ（太達乙第（一號））。十二月本局附屬の議案課を廢し、書記議案の兩局を置き、租稅局の上に列す（太達乙第（六號））。明治十三年三月大藏省中に精算局を置き（太達乙第（一五號））。歳入出豫算表の調理、歳出入の追調、支出金の交付、金穀出納傳票の檢閲、準備金運轉上出納の檢閲、官有財産計算の調理、地方稅出入計算の調理、出納現計表の整理、收入支出金の計算報告表の調製等を掌る（同達大藏省精算局事務取扱）。以上の條件は從來大藏省檢査局の管掌したる所なりしが、精算局之を管掌し、檢査局にて履行せる成規定例に限りて處辨する事とせり。五月銀行課を廢止して銀行局を置き、國債局の次に列せしむ（太達乙第（二〇號））。又外國品調度掛を置き、各應需用の外國購買供給の事務一切を取扱はしめたり（同月太達）。

外番。十二月大藏省職制並事務章程を改正し、大藏省は全國財政に關する事務を管理する所とし、書記局、議案局、租稅局、關稅局、商務局、國債局、出納局、造幣局、印刷局、常平局、記録局、調査局、銀行局の十三局に分れて各其主務を幹理す。大藏卿は部下官員を統率して、主管百般の事務を總理し、主管の事務に付法律、布令を設け、又は其補正を要するとある時は其の意見を奏請し、施行の責任ある法案に付ては元老院の議席に列し、其利害を辨論することを得。主管の事務の重なるものは部下官吏の外國派遣、既定貨幣の發行、既定紙幣の發行又は消却、官金爲換預け方、方法の定め、内外收稅取扱方法、金穀出納帳簿式、國債取扱方法、各局の廢置及局長の任免、各局處務規定の制定、布達、月給、旅費及諸給與取扱方法、準備金、外國人の儲入又は解儲、新企創業又は舊規の變更等に關する事務は、卿其意見を申奏し、裁可を経て然る後之を施行し、其他は卿之を施行するを得、但其施行に付ては皆其の責に任ずるものとす。大少輔は卿の職掌を輔け、卿事故あるときは其の代理たることを得。正權大少書記官は卿の命を受け、各其主務を幹す。一等屬以下十等屬は各庶務に従事す。明治十四年六月會計局を設置し（太達第（五七號））、且つ地租改正事務局の廢止と共に殘務を取

第五目 兵部省

第一節 本省

明治四年七月兵部省職員令を頒つ(兵達第五七號)。即ち卿本官少將以上は海陸軍壯兵海防守備征討兵學操練等の事を總判す。大輔本官大佐以上は卿を輔け缺を輔ふ。少輔二人本官中佐以上は海陸軍務を分轄し卿の命を奉じ會計庶務の總裁を爲し卿不在の時尋常事務は之を執行することを得。以下諸官僚は海軍部陸軍部に分れて屬務を分掌すること次の如し。陸軍秘史局は局長少輔之副官本官少佐以上會計監督一人及正權大中少錄文武官雜仕あり主として省中出入の文案を管す。海軍秘史局の職員又同じ。陸軍々務局は軍國隊伍を管理し局長本官少將或は大佐及大中少佐一人乃至二人及大尉四人あり。海軍軍務局は船艦伴夥及水兵等を管理し職員も亦同じ。海軍々務局にも正權中錄以下ありて人員の増減は時宜に隨ふ。陸軍砲兵局は砲兵並に砲彈藥製造の事を管理し陸軍築造局は築造兵並に城堡建築の事を管理す。海軍造船局は船艦器機製造修理の事を管理し海軍水路司は水路測量の事を管理す。何れも海陸軍大佐以下を局長とし屬僚あり。陸軍會計局は陸軍經費會計を掌り海軍會計局は海軍經費會計を掌る局長は大丞本官少將之に充つ。陸海軍

兩兵學寮は陸海軍生徒教育の事を掌る海陸軍軍醫寮は海陸軍醫事治療の事を掌る。寮には頭本官少將以下及大中少教授及大中少助教大佐以下少尉得業生等あり。海陸軍糺問司は海陸軍の罪犯糺覈處決等の事を掌り海陸軍造兵司は銃砲兵仗彈丸硝藥等製造の事を掌り海軍造船司は船艦機關諸器製造修理等の事を掌り海陸軍武庫司は銃砲兵仗被服等貯藏支給の事を掌る。司に正本官少佐權大中少令史あり。陸軍參謀局は機務密謀に參畫し地圖政誌を編輯し並に間牒通報等の事を掌り大輔之が局長となり大中少錄等文武官を雜仕し官僚は各鎮臺諸軍團中に出張するを定例とし省内に在る者は地圖の増補を專任とす。陸軍三兵本部は部下兵隊の監視檢閲を掌り歩兵檢閲使砲兵檢閲使騎兵檢閲使少將及各種檢閲使少佐副官大尉ありて本省軍務砲兵二局の事務に任ず。海軍水兵部は要港を守衛し且つ水戰の事を掌り少將以下水兵團あり(以上職令)而して兵部省内諸局は課に分る。秘史局は記註掛勘定掛及糺問司招魂社徒刑場掛に分れ軍務局は人別掛規定掛に分れ主として人事に關する事務を掌る。砲兵局築造兵局は分課なく會計局は記註點檢金穀運輸被服居住人別馬匹の三掛に分る海軍部諸局の分課は未だ定まらず。凡て諸局

の長官は兵部卿に直隸し、諸事卿に直申するを定例とし、卿の望により、又は重大の事件は書面にて委細を書し、卿に呈し、且つ局務を抄らしむるを要す。祕史局大、中、録又は諸局分課の頭たる者は、報告布令簡牘諸種の草案等の次序を正し、且つ局務に注意するを要す。諸局の少録等は、各局長より委任することを専務とし、省掌以下の諸人は、祕史局少佐の監視を受く（條例書、兵達第五七號第一、三號陸軍條例海軍條例）。而して陸軍部にありては、鎮臺を東京、大阪、小倉、石巻、北海道に置き、全國を分つて五管とし、管内の軍團を統轄せしめ、海軍にありては、要港を撰び、府となし、沿海管下、港灣の兵備を分轄す。軍團長及府長官等何れも便宜に従ひ、之を命じ、之等の者をして兵部省に出仕せしむ。重なる者は、警備使會議上座省内別局、參謀局都督省中兵部大輔、數置軍團司令官、戒野團大佐、蝦夷地募兵團、歩兵檢閲使省内別局、騎兵檢閲使、同、砲兵檢閲使、同、兵學頭、軍醫頭、武庫正造、兵正、築造兵監督、馬醫監督省内別局等とす。兵部省は、翌五年二月廢せらる（太連第六號）。

第二節 別局

兵部省別局は大率機要に關する設にして、省の本務と別なるも、その一部として之を視る（四兵達五七號別局條例）。別局には、警備使、三兵本部、參謀本部、會計

部あり、警備使は全國警衛防禦向の事を主管し、總て地勢水利を審かにし、攻守の宜しきを察して、城堡を設け、砲墩を置き、且つ之に關涉するものを議定す。警備使會議は常任、非常任に分れ、定員なし。會議上座は兵部大輔之に任じ、常任は參謀局出任の歩騎、砲築造四兵科將校を以てし、非常任は海軍將校、陸軍會計局、軍醫寮關涉の事件を議する時のみ出仕す。常任、非常任共に等級により、勅奏任とし、三年を定期とし、其の下に兵部省より派遣せる第一副官少佐、書記の事務を司る。三兵本部は合して一局とし、各檢閲使を首とし、檢閲使副官之に屬す。三兵檢閲使は、閱兵の法、教導、兵隊給養、懲罰、内部規則、軍裝、戎器の制等總てを監視、總攝し、操練に就ては、卿と相議し、施行す。參謀局は大輔を都督とし、地理圖誌を任とし、且つ間諜隊を總管す。會計局は省内の一局なれども、之に關する例規は之を獨立せしむ。凡て會計管轄は全國を若干の會計管に分ち、會計監督並に二等會計監督を各地方に派駐し、以て管内兵馬費用を監視し、大、中、少尉、會計、給養、被服等に關するもの並に、大小病院等を總攝す。軍醫寮は軍醫頭之を總管し、全國陸軍の醫官の補入、轉任、黜陟等を司り、且つ藥劑官を管す、醫正一等局内の軍醫助に任じ、他は醫學寮大、小病院に分在し、又一等

軍醫以下は軍隊に駐在す、陸軍病院は軍醫學校附屬大病院、各地兵團病院、各地養生所病院に分れ、藥劑官は第一、第二、第三等に分る。

第六目 陸軍省

第一節 本省

明治五年二月廿八日兵部省を廢し、三月二日元兵部省跡へ陸軍省を置く(太達第六、二號)。陸軍武官並に兵學寮、軍醫寮、糺問司、造兵司、武庫司等を陸軍省の管轄とし(太政官沙汰)。十日御親兵を廢して近衛局を置けり(太達第八、六號)。此月兵書出版免許は陸海軍兩者の所轄とす(太達第九、九〇號)。四月陸軍省中糺問司を廢して陸軍裁判所を置く(太達第九、二號)。同月徵兵方を置き、徵兵に關する事務を掌らしむ(陸達第二、五號)。明治六年三月十三日陸軍省條例を定む(陸達第八、四號)。陸軍省條例は陸軍省職員並に各課の分岐權義章程等を詳細に規定したるものにして、條例數百條に達す。蓋し明治十一年十二月參謀本部並に翌月監軍本部の設置さるゝに至るまで陸軍の事一切陸軍省に統轄せらる、是六軍管並に陸軍所屬の諸官麻悉く本部に隸屬して分管する所なきを以てなり。即ち局課の分課、各兵の配置、監督、給養、檢閱、會計規律、各官衛の所屬、監督、庶務、執務の方法、各局課長並課員の定員、官等關係等に至るまで之

を網羅し、何れも課員は武官を以て任命するを專とし、文官は特に規定す。三月二十四日陸軍省職制を定む(太達第一、一三號)。陸軍省は陸軍卿官房、第一局、第二局、第三局、第四局、第五局、第六局、第七局及陸軍會議に分る。官房は卿以下大、少輔(三、四等)參謀大佐(二、少丞、五等)參謀中佐(六等)傳令使、參謀少佐、砲兵少佐(七等)及傳令尉官、步兵大尉、騎兵大尉、工兵大尉各一人、課寮二人あり。第一局は通報及軍務を掌り、局長中少將(三、四等)之に任じ、副長大、中佐(五等)ありて六課に分れ、第一課は一般往復、第二課は徵兵、第三課は將官參謀、兵學寮、第四課は軍法、葬祭、第四課は記室、第六課は翻譯を掌り、課長は少佐(七等)之に任じ、尉官並に課僚あり。第二局は五課に分れ、第一課は歩兵人員、第二課は騎兵人員、第三課は調馬、第四課は輜重、第五課は憲兵を掌り、局長、副長、課長何れも第一局に同じ。第三局は二課に分れ、第一課は工兵人員、第二課は材料清算の事を掌る。第五局は陸軍會計事務にして局長は監督長と稱し、副長は監督とし、其の下に一等副監督三人あり、九課に分れ、第一課は糧食、薪炭、第二課は被服、陳營諸具、第三課は病院病車、第四課は官錄、給料、清算、再閱、第五課は證書、規例、第六課は清算、照會、第七課は材料、諸算、第八課は經費表、退職料、第九課は省内經費の事を掌り、課長、軍吏又は副屬

局 四	陸軍會計事務										少將一人					
局長	局長副長										一人					
監督	監督一人										一人					
一等副監	一等副監三人										一人					
第一課	薪糧	被服	營具	病舍	病院	官給	清再	規證	照會	清算	清材	經費	省內	第九課	參謀少佐一人	參謀尉官
第二課	炭食	諸具	諸具	舍院	院	給料	再圖	則書	會算	算料	表	費	課長軍吏一人	同	同	同
第三課	課長軍吏一人	同	同	同	同	課長副監督一人	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
第四課	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
第五課	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
第六課	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
第七課	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
第八課	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
第九課	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

省

局 七 第	陸軍會計事務										少將一人					
局長	局長副長										一人					
監督	監督一人										一人					
一等副監	一等副監三人										一人					
第一課	薪糧	被服	營具	病舍	病院	官給	清再	規證	照會	清算	清材	經費	省內	第九課	參謀少佐一人	參謀尉官
第二課	炭食	諸具	諸具	舍院	院	給料	再圖	則書	會算	算料	表	費	課長軍吏一人	同	同	同
第三課	課長軍吏一人	同	同	同	同	課長副監督一人	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
第四課	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
第五課	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
第六課	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
第七課	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
第八課	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
第九課	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

第七局 北海道兵 現今置カス若シ事相係ルアレバ第一局ニ屬シテ處置ス

四月第四局第一課を増補し(陸達第一)〇二號第一。第四局章程を定む(陸達第一)〇七號第一。局務の課程及各官僚職制は省内條例に依るも各課章程の分界權理の制限は該章程を以て確定す。局は第一課第二課に分れ更に第一課は其の一人員圖庫工具其の二工兵方面學校に細別し第二課は其の二清算に細別す。五月八日陸軍武官官等を定め將官は大、中、少、三等に分れ、步騎兩科に止る。上長官又は佐官は大、中、少、四、五、

六に分れ參謀科要塞參謀科憲兵科歩騎砲工輜重兵科を通して置かる。士官又は尉官は大、中、少七、八、九等に分れ各科を通して置かる(一、五、四號)。同月第一局第二局第三局職員令を定め、局務の課程及官僚の職制は省内條例及職制に依るも、局長以下権理の制限を確定すること第四局章程と異なる所なし。局長は局中百般の事務を總理し、部下大小の官僚を調和し、勤惰能否を監視し、局務を阻滯なからしむるを要し、局長の下に副長あり、副長は長を獎順匡救し、その不在の時局中一般の事務を代理し、局長の意を體認す。次官は職掌副長に亞ぎ、課長は總て課内の事務を掌任す(陸連一七四號同)。七月第五局監督部職掌を定む。監督長は陸軍會計一般の事務を總理し、部内官員勤惰能否を監視し、卿に對し處分の責に任ず。監督は局長を輔け、會計一般の事務を參判し、局長不在の時は其事務を代理す。一、二等副監督及監督補は局長を補けて局中各課の事務を監視す、一、二等司契及司契副は専ら在外の事務に任ず(陸連第二、六三號)。九月五局第八課に計算掛を置き、出納取極傳票證書を發行す(陸連第四、二六號)。十月會計局中に陣營掛を置き、二等監督一人、錄以下五人を任じ、陣營の築造及修繕に關する會計の事務を掌らしむ(陸連第二、二六號)。

明治七年二月陸軍省省掌を廢し、等外を置き玄關番とす(陸布連第、六六號)。同月又陸軍省第六局を廢して參謀局を置く(陸布連第、一〇六號)。三月第四局第二課中木石掛を第一經營部に移す(陸布連第、一三二號)。十月會計部内に軍吏試補官を置き、十等相當となし、少尉試補の次席に列せしむ(陸布連第、三六七號)。同月又陸軍省職制を改め、第二局第三課調馬を牧馬と改稱し、第五局第一課乃至第四課長及第九課長は軍吏正、第五課乃至第八課長は二等副監督とし、第七局を第六局となし、陸軍會議の監督長、監督の官等を下げ(陸布連第、五三七號)。翌八年二月造兵武庫兩司を廢し、砲兵方面をして工廠を管せしむ(陸布連第、三六號)。十月陸軍省内官房以下各局尉官課僚定員を定む(陸連第、六七號)。明治九年一月十五日陸軍省職制及章程を改め、陸軍省を以て陸軍兵馬に關する一切の事務を管理する所となし、卿之を統轄す。省は官房以下第七局に分れ、卿以下何れも武官より之を任ず。陸軍卿は宣戰出師、地方戒嚴、全國防禦線の畫定、城堡砲墩の建築、鎮臺管轄の改正、陸軍一般經費歲額の裁定、陸軍省職制の改革及諸局等の廢置、徵兵令内條款改正、軍律内條款改正、軍人軍屬賞典及特赦恩減、將校下士軍法軍律違反者の論決及處決、官員及生徒の海外派遣、奏任官以下の任免、將官職課の命令

等にして、専決處分事項は管掌事務に關する條則、方法、命令、諭告の發令、職制條例の制定及改正、徵兵の検査編入及轉換以下とす。大、少輔は職掌卿に亞ぎ、卿を輔けて其の事務を調理し且卿の意を體して之を代理し、少輔は必らず第一局の長官たるべく、卿欠席の時は省務を代理す(一、太達、第一)。此年十二月陸軍武官等級を改正し、將官佐尉官共に各科に亘りて従前の如くなれども、新に准士官を置き、砲工兩科の上等監護等十三を以て之に充て、下士に於ても砲工科にありては監護、監守、一等火工教頭、火工長以上十、二等火工教頭、火工下長、銃工長、木工長、鐵工長、鑄工長以上十、銃工下長、木工下長、鐵工下長、鑄工下長以上十あり。又新に軍樂部准士官として樂長等十三、同下士に樂次長、樂師、樂手自十四等至十六等を置き、別に各科各部に卒を置いて、一、二等又は上、一、二等卒、量手、秣手、夫長、庫守、厨夫、看病卒、看囚、藥生等を置く(陸達、第二、〇九號)。明治十年一月諸寮並に大、少丞、四等出仕以下の諸官を廢し、正權大、少書記官及一等以下十等屬を置き、武官を以て之に充つ(太達、第三、陸、達、乙、第六、號)、等外一、二、三、四等を置く(陸達、乙、第八、號)。二月本省に電信取扱所を置き第一局所管とす(陸達、外)。

明治十一年三月陸軍少尉試補並會計軍吏試補、軍醫試補、馬醫試補を置き、十等官相

當准士官上席と定む(陸達、乙、第三、四、號)。九月派出検査官、検査助官、醫官各一名の職掌心得等を定む(陸達、甲、第一、八、號)。六月各所管雇入の畫工、圖工を廢す(陸達、乙、第九、六、號)。十二月五日參謀本部を置き(太達、第五、〇、號)、參謀本部長、參謀本部次長等勅命に依て平時は陸軍の定制、節度等を審かにし、戦時は軍令に關する事項を掌り、陸軍省の管轄の外に置き、近衛都督を其管理の下に移す(太達、第六、〇、號、陸達、無、號、參謀本部條例)。又同月十三日監軍本部を置き(太達、第五、二、號、陸達、軍部長勅に依て全陸軍の檢閲並に軍令の事を綜轄す、從つて陸軍檢閲の事項も爾後陸軍省の管轄を脱するに至れり、陸達、無、號、監、軍本部條例)。

明治十二年十月十日陸軍省職制並に事務章程を改正す。即ち參謀本部及監軍本部をして六軍管を分轄するに至りたる爲め、本省並に各所管隷屬の法舊轍と異なる所多きを以てなり。陸軍省は陸軍所轄の軍人軍屬を統理し、其進退、黜陟、會計、給與一切の事務及近衛、鎮臺、要塞並に憲兵に關する事務を總理する所とし、卿官房の外總務、人員、砲兵、工兵、會計の一房五局に分れ從來第一局以下を之に充つ(太達、第三、九、號)。卿は武官を以て之を任ずること元の如く、主として本省の事務を總理し、擔保の責に任ず。軍令の奉行に付ては當否を辨明し、章程事務は上下二款に分ち、上は陸軍

經費定額の裁定、職制の改革及諸局諸官廨の廢合、徵兵令の改正、軍律條款の改正、軍人軍屬の賞典並に特赦、恩減、將校軍法違反者の論決、下士以下軍律違反の處決、部下官員及生徒の外國派遣、奏任官以上の任免、勅任官並に佐尉官職課命令等にして、卿の意見を具し上奏裁可を得て施行し、下款は管掌事務に關し條則、方法、命令、諭告を發すること、省内諸局課及附屬官廨の條制制規の制定改正、外國人の傭人、徵兵の検査編入若くは補充兵後備軍編入、兵學生徒の選入考課、兵仗器械の利便を選び、彈藥製造の方法、屯營廨舎、練兵場、製作場等の建築、修繕、文武判任官以下の黜陟等は卿之を專行す。大、少輔は卿を輔くるものにして陸軍將官を以て之に任ず。省内諸局及諸課の長官何れも武官を以て之を任ずるを例とし、文官より任ずるときは出仕の稱を以てす。

陸軍官廨長官にして直に陸軍卿に隸するものには近衛都督、士官學校長、戸山學校長、教導團長、侍中長、軍醫總監、裁判長、砲兵各方面提理、砲兵工廠提理、工兵各方面提理、軍馬局長、馬醫監等とす。又從來第一局法則掛は別に法則掛と稱して總務局の所管とす^(陸達乙第七五號)。同月、官房服務概則を以て一切の文書の受領、送致、外來人の應接

等に關する事項を管する旨を定む^(陸達乙第八二號)。明治十三年一月本省中に軍用電信

技手を置き、一二三等に分つ^(陸達乙第二號)。四月、總務局、士官學校等に大中尉の中を以て

傳令使一名を置く^(陸達乙第二〇號)。軍醫總監を軍醫本部長、馬醫監を病馬廨長とす^{(陸達乙第六}

一號)。十四年一月本省に憲兵を置く^(陸達乙第四號)。二月、陸軍省條例を改正して官房以下各

局の分課を定む^(陸達乙第五號)。即ち總務局は庶務、徵兵、軍法、武學、勳章記室、報告、翻譯の八

課に分れ、人員局は歩兵、騎兵の二課、砲兵、工兵二局は人員、材料の二課、會計局は庶務、

糧食、計算、被服の四課に分る。別に各局各課の定員官等を定め^(陸達乙第七號)。五月には各

局各課の文官定員を定む^(陸達乙第三三號)。七月、砲兵會議を東京に設け、陸軍砲兵に關す

る一切の事項並に各種の兵器、彈藥、材料及諸器械等に係る事理得失を審議せしむ

^(陸達乙第三九號)。砲兵會議條例。

明治十五年二月、開拓使の廢止に依り、准陸軍佐尉官を陸軍省の管轄とし^(陸達乙第一四號)

五月省中に理事、理事補、錄事を置く^(陸達乙第二三號)。七月、陸軍臨時建築署を設け本省に於

て事務を取扱はしむ^(陸達乙第六九號)。

明治十六年一月、陸軍省條例を改正して砲工二局をして砲兵會議及工兵會議に係

る事務を取扱はしめ(陸達乙第 一〇號)別に工兵會議條例を定め陸軍工兵に關する一切の事項並に器械器具材料等に係る事項得失を審議せしむ(陸達乙第一 四號同條例)又陸軍省各局課書記定員を定む(陸達乙第 一九號)此年五月陸軍武官官等表を改めて工兵科に准士官下士等を置く(太達第 二一號)明治十七年五月各科に曹長及一二等軍曹を置きて下士とす(太達第 四四號)明治十八年三月省中に輜重局を置き工兵局の次に列せしめ(陸達乙 第七四號)又近衛局を近衛と改む(同 達)輜重局は人員材料の二課に分れ輜重兵隊及輜重輪卒に關する事項を管掌す。四月十一日國防會議を設くるや陸海軍兩卿は議員として陸海軍の國防に關する重要事件を上奏する權限を與へらる(陸達乙第 四二號)五月屯田兵條例を以て從來存したる屯田兵事務局を屯田兵本部と爲し(陸達乙第 八二號)陸軍卿に隸して屯田兵本部の事務を總理せしむ(太達第 一八號)九月樂手補を置く(陸達乙第 八二號)。

第二節 參謀部

兵部省の下にありては參謀局と稱し警備使各檢閱使と共に大率機要に關する事務に關與せり。別局は省務と別なるもその一部として之を視たり。參謀局は兵部省大輔を都督とし大中少佐大中尉數員局内に仕出し他は

各鎮臺諸軍團に分駐す。中佐以下數員は専ら地理圖誌を任とし一人は都督の副官一人は間諜部指揮使として間諜隊を總管す參謀局の將校關員は參謀學校の少尉より之を補す(四年兵達 第五七號)。

明治五年五月鎮臺條例の制定と共に參謀局職員は各鎮臺の大小貳たるべき旨を定めたるが翌六年三月陸軍省條例の制定と共に參謀部の將校は何れも本省官房の職員を兼ね(陸達第 八四號)且つ第六局の所管たり。十一月幕僚參謀服務綱頭(陸達第 八五號)を以て參謀部は將官の補佐として戰法戰略より兵隊編制の定不定を審かにし以て機謀密計を參畫するを旨とし入つては陸軍省第六局の長官に屬し出ては各鎮臺の將官に屬す。而して參謀部は將官の幕僚參謀部に屬するものと第六局陸軍文庫に出仕するものとに分る。幕僚參謀は一人參謀長となし尉官一二人と僚屬書記數人を置く。其の職務は内外に分れ外務は將官の命を奉じ差遣使役の用に當り内務は臺内の事務に服す。

明治七年二月第六局を廢して參謀局を置き(陸布達第 一〇六號)六月參謀局條例を定む(陸達 號外)參謀局は陸軍省に隸屬し局長は將官を以て之に任ず。參謀局長は陸軍卿に屬し

日本總陸軍の定制節度を審にし、兵謀兵略を明かにし、以て機務密謀を參畫するを掌る。平時にありては地理政誌を詳審し、戰時に至りては圖を按して部署を定め、路程を限り戰略を區畫す。參謀局長の統轄する參謀官は將官幕僚參謀官と參謀局將校に分れ、將官幕僚參謀官は參謀服務綱領に依り、參謀局將校は或は局務に従事し、或は外國派遣の公使に屬し、分れて本官、准官の二種あり。准官の參謀將校は直に參謀科の名を下さず、材幹ありて從來參謀科に望みある士を四兵隊中より拔擢し、科務學術に従事せしめ、其成業を待つて本官に補す。局は七課に分る、別に傳令使佐尉二人あり、課務次の如し

將官 局長 傳令使 二人 佐尉官	第一、總務課	課長參謀 佐官一人 課報提理 佐官一人	課 僚 若干人
	第二、亞細亞兵制課	議 長 一人	
	第三、歐亞兵制課	同	同
	第四、兵史課	同	同
	第五、地圖政誌課	同	同 畫工、石版工、彫刻 工等之屬ス

第六、測量課	同	同
第七、文庫課	同	同

即ち總務課は人事、諸費、通報、諸課監督、布達、下令、指令等の記註を掌り、課報提理は戰時課報の事を總理し、平時にありては視察課報の事を掌り、又公使附屬の陸軍將校を管し、且つ課報諸費を管す。第二課、第三課は各國兵制を講究し、第四課は兵史戰爭事跡の利害得失を辨明し、第五課は地理の講究、圖寫並政誌の増減を續述し、各方圖稿を查實す。第六課は委員を派して測量せしむ。第七課は圖書を管せしむること、文庫局に同じ。第二課以下は本准參謀佐官課長として之を管し、文武並に諸工藝技術の人を課僚として參用す(陸達號外參謀局條例)。明治九年一月陸軍省職制章程の改正により、參謀局は陸軍參謀科の事務並に陸軍文庫を掌る(太達第一號)。明治十一年一月軍用電信掛及海岸防禦取締委員を參謀局管轄とす(陸達號外)。十二月參謀本部の設置せらるゝと共に參謀部は參謀本部の管轄となす(十二月陸達號外)。參謀本部は各監軍部、近衛各鎮臺の參謀部を統轄し、本部長將官一人勅に依て之に任じ、部

事を統轄し、帷幕の機務に參畫するを司る。次長も將官より之を任じ、本部長と相終始して部事を整理す。參謀本部は平時に在りては陸軍の定制節度、團隊の偏制布置を審かにし、豫め地理を詳密にし、材用を料量し、戰區の景況を慮り、兼て異邦の形勢を洞悉して參畫に當り、遺算なきを期し、戰時に在りては親裁の後之を監軍部長又は待命司令將官に下すものにして、其將官は直に大森の下に屬し、本部長之を參畫するを得るものなり。本部は總務課、管東局、管西局に分れ、二局は地圖、編纂、翻譯、測量、文庫の五課に分る。明治十三年十一月本部各課を改めて電信、地圖、編纂、翻譯、測量、文庫の六課とす(陸達乙第(七三號)第)。明治十五年十一月陸軍大學校を設置し、參謀本部長の直轄とす(陸達乙第(七四號)第)。

明治十五年十一月陸軍大學校條例を以て陸軍大學校は歩騎、砲、工兵科士官の入學志願者を撰拔して、學生となし、其學術を進達せしめ、將來能く參謀の職務に堪ゆべき者を養成する所とす、學生に採用すべき者は、(一)歩騎兵中少尉にして二年以上其職を奉ぜし者、(二)砲、工兵中少尉にして一年以上其職を奉ぜし者に限り、秋季檢閲の際願書を所管長官に差出すべく、修學期限は歩騎兵科士官は三年、砲、工兵科士官は

二年とせり。而して卒業試験に及第したる者は參謀職務適任證書を授與し、原隊に復歸せしむ。陸軍大學校は參謀本部長の直轄にして別に校長を置かず、幹事を以て諸般の事を管理せしむ。幹事の下に副幹事ありて、幹事を助け、且つ幹事不在の時之が代理を爲す。教授、助教は學術の教授又は訓導を分擔す。幹事以下參謀佐尉官及諸兵科佐官教授以下は文官を交ゆ。大學校の會計一切の事務は本部會計部に於て之を經理す(陸達乙第七五號陸軍大(學校條例總則及職制))。明治十六年大學校に副幹事を置き、參謀少佐一名を以て之に任じ、幹事を助け、校中一般の事務に服し、特に學務を掌り、幹事不在の時之が代理を爲す。又庶務を辨理する課僚一名、書記三名、用度を辨する會計二三等軍吏を置く(陸達乙第(三〇號)第)。

明治十七年六月陸軍大學校條例を改正し、入學者は學生候補者をして再次の検査を経べき旨を定め、學生候補者は十五年十一月の條例と同じく、更に中尉の年齢三十歳以下、少尉は同二十八歳以下とせり、其他職制も同しとす(陸達乙第五六號陸軍大學校條例)。

第三節 陸軍會計部

明治四年七月兵部省職制にありては陸海軍會計の事務は陸海軍兩會計局の管する所にして、大丞(少將)監督長官四人、一二三等監督及陣營使(大尉)

二人あり(兵達第七號)て記註、點檢、金穀運輸、被服居住、人別馬匹の三掛に分れたり。明治五年陸軍省の設置あり、翌年三月陸軍省職制の定まると共に第五局會計事務を管す(太達第一三號)。五月陸軍武官官等を定むると共に會計部は將官監督長等三とし上長官は監督課にありては監督佐官四等一、二等副監督五、六等監督補七等、司契課にありては一、二等司契五、六等、司契副七等、糧食課にありては軍吏正、軍吏副、軍吏補六、七、八等、被服課、病院課、裁判所、囚獄課等何れも糧食課と同じとし、各課共に一、二、三等書記自十一等至十一あり、病院課にありては書記の代りに一、二、三等看病人同を置く(太布告第一五四號)。七月第五局監督部職掌を定め陣營使を廢す(太達第一一五號)。同月在外會計部大綱を定め、會計部を監督、司契、糧食、被服、病院の五課とし糧食、薪炭の供給買上検査は糧食課軍吏之を掌り、被服課は被服諸具、麻布、鞋襪の諸品並に馬具、蹄鐵等又は戰時野營内の諸具、平時營内の諸具を支給する爲めに置く。病院課軍吏の職掌は軍醫を補佐して會計經理の事務を司る管轄經理事務の職制は一病院毎に病院會議を開く。司契課の職掌は陸軍諸隊諸役、諸館廨人員の本給並に總て規則上の諸入費を支給する爲に契券を附下して支償を司る。司契の長官は鎮臺司令長官に屬し、其以下は

諸隊の司令官に隸し、出納の事を掌る。監督課の職掌は用度の節ありや辨買、支償、停貯、分配の方法、總て官銀の用法、其の道を得たりや否や及條規、例則、法度、禁令等の遵守を監視す。經理事務と異にして卿及第五局の命に依り派出監督の事に從事す(陸達第三一三號)。八年六月毎年檢閲する檢閲使には東、西、中三部共に會計監督を隨行せしめ會計給養の事務を監視檢閲すべきものとす(太達第一〇〇號)。(檢閲使職務條例)。

明治九年一月陸軍省の改正と共に會計部は六課に分れ監督課、司契課、糧食課、被服課、病院課、囚獄課に區分し、以て陸軍會計經理の事務を掌り、近衛鎮臺營所其他陸軍に屬する諸廳舎に派出し在外會計大綱に準し會計事務を掌らしむ、殊に糧食課軍吏は糧食薪炭の支給、被服課軍吏は被服、陣營諸具の支給、病院課軍吏は病院陣中病院等の事を掌り、囚獄課の軍吏は裁判所、軍法會議並に囚獄の會計を掌り、司契は契券を下し銀兩を支給す。監督は諸軍管内に巡行し經費消耗品を検し、冗費を省き差違を監視す(太達第二章)。

明治十二年十一月會計司契の官を廢し、恩給令中司契取扱事務は總て監督の管掌する所とす(陸達乙第一九一號)。同月會計部條例を定め、陸軍會計事務は行政の一部として

陸軍卿之を統轄し、部中の管掌區分を會計本部、近衛鎮臺會計部、官廳會計部、隊屬會計部に分ち、之に關與する官吏を會計官と稱す。會計官は監督、軍吏に大別し、監督は監督、一二等副監督、監督補に分ち、軍吏は軍吏、軍吏補に分ち、その下に一二三等書記及卒を置く。會計本部は即ち會計局にして、庶務、計算、糧食、被服の四課に分れ、會計局長は監督長として、第一局の指揮を受けず、直に陸軍局に隸して、陸軍會計一切の事務を指揮監査す。(陸連乙第七七號、會計部條例)、明治十七年九月會計部條例を改正して、營所會計部、鎮臺病院會計部を加へ、會計局を庶務、計算、糧食、被服、出納、服庫、恩給、記録、検査部の八課一部に分ち、局長、副次等を置き、諸官廳會計官は何れも會計本部長の統轄に係らしめ、且つ直接各官廳の會計上の紙上検査の事務を掌る。(陸連乙第八四號、陸連乙第四一號)

第四節 軍醫寮及軍醫部

陸軍省の設置せらるゝと共に、軍醫寮を置き、同年十一月軍醫寮職制章程を定む。(陸連第二四〇號)、軍醫寮は陸軍の健全を保護するを以て、専務とし、平常兵隊の衣食、居住に注意し、流行病を未蔓に防ぎ、害あるを除き、攘ふを以て本旨とし、且病疾に罹る者を療治するを以て職掌とす。頭、權頭は陸軍醫事を總括し、軍醫の能否、勤惰を察して、黜陟撰任を議定し、兼て寮内の事務を總理し、直に陸

軍卿に隸す、助權頭は頭を助け、一切の事務を管理し、頭不在に逢へば其任に代る。

一二等醫正は各鎮の病院を分轄し、或は軍醫學校の提理若くは教授に任ず。一二等軍醫は各師營に分在し、或は各地兵隊に編入して、其疾病治療の事を總理し、或は寮に於て寮事を分任し、且軍醫學校の助教に任ず。一二等軍醫副は軍醫に副して治療を補助す。一二等軍醫試補、軍醫療附屬會計部士官、正權大、中、少屬等あり。軍醫寮は庶務掛、布告掛、器械掛、職員掛、病院掛、會計掛、鎮臺掛の諸掛に分れ、別に本省より出張の會計監督出納の事を掌る。(軍醫寮事務章程)、軍醫寮は明治六年五月廿四日廢せらる。(太連第七二號)、此年十二月陸軍軍醫部章程を定め、軍醫は陸軍々人の健全を保護するを専務とし、平常軍人の衣食住を始め、萬事に注意し、害を未然に防ぎ、既に疾病に罹る者は之を治療す。各鎮臺には醫正並に藥劑官を置き、鎮臺管内の軍醫諸事を管理せしめ、重大の事件は軍醫總監に申牒して處分を乞ふ。明治六年五月陸軍武官々等を定むると共に、軍醫部にありても、將官は軍醫總監^三、上長官は軍醫監、藥劑官^四及一二等軍醫正、軍醫、軍醫副、軍醫補^{自五等至九等}、一二等藥劑正、藥劑官、藥劑官副、藥劑副^{自五等至九等}等に分ちたるが^{一、五、四號}。翌月藥劑監、一二等藥劑正、藥劑官、藥劑官副、

藥劑官補の官等を四等より九等と改めたり(一六〇號)。十月陸軍々醫學校を陸軍本病院内に置き生徒を教育して其器を爲さしめ、後軍醫に任じ兵隊の健康を保護し疾病を治療し、以て富國の基本開代の進歩を補はしむ。生徒は學術の精粗に依り五等に分ち、五等より一等に昇り業終へて軍醫補に補せらる。軍醫學校職員は教師、一、二等教官、助教授等及上、下等幹事等とす。教師は西洋軍醫を備入れて之に住じ教官は陸軍本病院分課を充て一、二等軍醫正常に之に任じ、助教は軍醫生徒の優等なるものを選抜して之に任ず。幹事は軍醫部長の命を受けて庶務に従事す、別に計官ありて本省第五局より派出す(陸達第二二、三〇號)。

明治八年二月陸軍々醫部條例を定め、軍醫の職制は従前の如くなるも、醫官を分つて各地病院に出仕する者と各隊に附屬する者とに分ち、且つ軍醫部は病院を管する旨を定めたり(陸布達第、三八號)。即ち病院は陸軍本病院及鎮臺陸軍病院、屯營病室に分ち、本病院長は軍醫總監之に任じ、直に陸軍部に隸して院内百般の事務を總理す。本病院副長は軍醫監之に任じ、院長を輔佐し、院内の庶務を辨理す、各鎮臺病院長は醫正を以て之に任じ、醫事に關する事項は總て軍醫總監の監督を受く。藥劑監

及藥劑正、藥劑官を本病院及鎮臺病院に於て藥物並に器械を總括す。各病院に軍吏、書記、看病人、看病卒等あり、該院に附屬す、其職務は在外會計大綱條例に據る。十月陸軍病院條例を定め、各病院を三課に分ち、第一課、第二課は醫官之を管し、第三課は藥劑官及會計官之を管す(陸達第、九七號)。十一月各病人、看病卒服務概則を定め、會計監督長の統率を受け、各所管會計官に隸屬して醫事に關する事項に就ては醫官の指揮を受くるものとし、看病人を一、二、三等に分てり(陸達第一、一五號)。九年二月各隊附醫官人員を定め、當分の内營所或は分遣の一大隊以下には隊附醫官一名若くは軍醫副一名とす(陸達第、二八號)。一月陸軍省職制の改正と共に軍醫部も二課に分れ、軍醫總監之を統率す、軍醫總監は本省の會議に出席し、或は東京陸軍本病院の長に任じ、陸軍醫政を管理し、軍人の健康を保護するを其の職とす。軍醫官は第一課の長となり、總監を代理す。一、二等軍醫正は各病院長の職に任ず、軍醫以下は各科の兵隊に附屬し、或は病院に出仕す。藥劑監は第二課の長となり、藥劑の事を分管すること、軍醫と同じ(太達第、一號)。明治十二年一月陸軍々醫本部を置き、陸軍本病院を管せしむ(陸達第、八三號)。明治十三年六月陸軍々醫條例を改正し、陸軍々醫部は陸軍々人軍屬の健康保全

疾病治療のみならず、始めて軍籍に入る者及服役に堪へざる者等の當否を鑑別する所とせり(陸達乙第、四三號)。同年十二月軍醫總監を軍醫本部長と定む(六〇號)。明治十四年六月陸軍々醫條例を改正し、陸軍々醫部を軍醫本部、陸軍本病院、鎮臺病院、屯營病院に分ち、其官吏を軍醫官と稱し、軍醫監、一、二等軍醫正、軍醫副、軍醫補及藥劑監、一、二等藥劑正、藥劑官、藥劑官副、藥劑官補に分つ。軍醫本部は陸軍省に屬し、全國陸軍の衛生を主宰し、醫政を總理し、陸軍本病院、鎮臺病院、屯營病室の各部を統轄す。部長は軍醫總監にして直ちに陸軍卿に隸し、陸軍軍醫部一切の事務を指揮統率し、次長は軍醫監、藥劑監各一名とす。部中の職務は庶務課、藥劑課に分れ、課長に一、二等軍醫正又は一、二等藥劑正を充つ(陸達乙第、四三號)。本病院は軍醫監、院長となり、軍醫本部長の指揮を受け所管の醫務を總理す。院内の職務は治療課、往診課、藥劑課に分れ、醫官をして課長及課僚たらしむ。明治十六年七月陸軍々醫講習生假規則を以て陸軍々醫官に出身志願の者を選抜し、東京陸軍病院に於て之に要用なる學術を教授し、卒業の上は三等軍醫若しくは軍醫試補に任じ、陸軍に従事せしむる旨を定む(陸達甲第二五號、全乙第七八號)。翌年二月軍醫監以下の官等を二等官以下とし、上長官は二等軍醫

正以上、士官は一等軍醫以上とし、藥劑監は上長官、一、二等藥劑官は士官と定む(六達第)。

第五節 陸軍軍馬局

明治七年十一月陸軍々馬局條例を定め、軍馬局は東京に置き、直に陸軍卿に隸し、陸軍の馬政を總理するを掌る。馬政を大別して生育蕃殖、分配支給の二事務とし、生育蕃殖の事務は監牧保馬の法を設け専ら、本局の首務とし、分配支給の事務は監牧若しくは保馬員之に當り、諸鎮臺下の調馬廐に分配支給す。調馬廐は各鎮臺下に置き、東京は軍馬局に他は鎮臺の參謀部に屬し、軍馬局に統轄す。本局職員は局長、副長等あり、局長は騎兵科大中佐より之を任じ、副長一人、騎兵科小佐より任じ、副長の下騎兵科大中尉數員を置き、監牧保馬の事務或は分配支給の事務及局内の庶務を分掌す。金穀芻秣等の出納計算の爲、軍吏副補二人若しくは三人を置き、會計事務を專管せしめ、將校の下に曹長一人、軍曹四人を置き、書記傳令時々の派出検査等に供す(陸布達第、三九九號)。明治八年二月陸軍馬醫部條例を定め、陸軍馬醫部は全國陸軍軍馬の強健を保護し、病馬醫療の事を總轄し、芻秣の性質を詳かにし、飼養の利害得失を辨明し、其驅使を斟酌指定し、以て疾病を未發に防ぎ、軍馬の用を盡さしむるにありとし、職員には馬醫監、馬醫官あり(陸布達第、三九九號)。馬醫監は軍馬

局長として病馬院を管す(陸布達第(四七)號)。四月調馬廐を置き、東京鎮臺は一等廐、仙臺熊本は二等廐、自餘は二匹乃至三匹とす。調馬廐は軍馬局若くは鎮臺參謀部に屬し、廐長騎兵科大中尉廐務一切の事務を管理し、廐長の下に調馬手少尉馬匹の調習を主管し、軍史は廐内計算の事務を主任す。其他曹長、軍曹、伍長あり、又別に馬醫官二員、蹄鐵工、一二等馬丁あり。

明年九年一月陸軍省の改正と共に馬醫部にも亦監を置き、陸軍の馬政に關與し、馬匹の健康を保護するを掌り、馬醫以下各隊の兵隊に附屬し、或は馬醫局病馬廐に出仕し、或は鎮臺の調馬廐に分派し、馬匹の疾病を療治するを掌る(陸達第(一)號)。十二月陸軍病馬廐條例を定め、陸軍病馬廐、病馬支廐及屯營病馬廐の三とし、病馬廐には、廐長、副長及第一課、第二課、第三課の馬醫官、會計官を置く(陸達第(二)號)。明治十年一月陸軍馬醫學會概則を以て、陸軍馬醫學會をして陸軍病馬廐に屬せしめ、獸醫志願の者を集募し、獸畜の畜養治療を講究し、次て陸軍馬醫官たらしむる所とせり。舎長は馬醫或は馬醫副之に任じ、教官並に幹事等あり、又別に外國人を儲ふとを得。本舎會計事務は悉皆病馬廐會計官之を辨理して會計官を置かず(陸達乙第(四)號陸軍馬醫學會概則)。明治

十二年十二月陸軍蹄鐵工生徒概則を定め、蹄鐵工生徒は蹄鐵工に要用なる學術を教授し、卒業の上は蹄鐵工となし、騎、砲、工、輜重兵の諸隊並に調馬廐等に分屬し、其の職務を奉せしむ。蹄鐵工生徒は華士族、平民並に鎮臺の兵卒中志願の者にして検査に合格したる者を以て之に充て、滿二ヶ年の修業卒業の後、諸隊並に諸廐に於て欠員あるとき二等蹄鐵工に任命し之に分屬せしむ。蹄鐵工生徒は蹄鐵學舎に入るものにして學舎は調馬廐長たる馬醫官之を管す(陸達甲第(二)號)。而して各鎮臺へは調馬の爲め軍馬局より士官下士を派遣す(陸達乙第(一)號)。明治十三年十二月馬醫監を病馬廐長と定む(太達第(六)號)。

明治十七年一月陸軍々馬局條例を改め、馬匹の調騎、訓練の爲め、東京及産馬地方に調馬隊を置き、又蹄鐵生徒教育の爲め、東京に蹄鐵學舎を置き、本局の統轄に屬せしむ。軍馬局は本部、會計部、馬醫部の三に分れ、本部には局長、課僚等あり。局長は騎兵大中佐にして直に卿に隸し、局中一切の事務を總判し、部下官僚の勤惰能否を監視し、且つ管掌事務に於ては卿に對し擔保の責に任ず。次長は同少佐にして局長の職務を補佐す。課僚は騎兵科士官、書記は同下士を以て任じ、庶務掛、馬籍掛に分

ち、局中の事務を分掌せしめ、課僚中の最高級者をして之を管理せしむ。蹄鐵工長、同下長、蹄鐵工等は馬籍掛に屬し、軍馬馬匹若くは獸畜に係る事務を掌り、蹄鐵學舎の管理並に蹄鐵生徒の教授、馬匹の裝蹄に従事す。會計部には計官並に課僚あり。計官は會計一等軍吏一名を任じ、本局並に第一調馬隊の會計一切の事務を管掌し、副計官は會計二三等軍吏の内二名をこれに任じ、計官を補助せしむ。會計書記及會計卒は會計官に附屬す。馬醫部には馬醫官あり、一等馬醫官を以て之に任じ、本局並に第一調馬隊馬醫の事務を管掌し、副馬醫官は二三等馬醫の内三名を以て任じ、馬醫官を補助せしむ。馬醫部下士之に附屬す。調馬隊は凡て軍馬局長之を統轄し、何れも隊號を冠して呼び、騎兵大尉を隊長として其の下に調馬手長中少書記長、調馬手書記軍曹等あり。別に計官、馬醫官及會計書記、蹄鐵工等あり(陸達甲第四號)。同月調馬卒を置き一二等に分つ(陸達甲第四號)。二月獸醫部獸醫監を上長官、一二等獸醫を士官とし、別に下士として一、二、三等看馬長を置く(太達第六)。十七年十二月陸軍病馬廳に馬匹講習生を置く(陸達乙第一〇一號)。明治十八年七月陸軍々馬局條例を改正したれども、唯字句の修正を爲せるに止る。依然軍馬局は陸軍卿の直轄の下に陸軍の馬政を

總理する所とす(陸達乙第一〇〇號)。
(陸軍々馬局條例)

第六節 兵學寮

明治五年三月陸軍省を置くと同時に兵學寮を置く、同年六月陸軍兵學寮概則を改定す。兵學寮は陸軍出身志願者を教導し、上下大官の學術勤務を習熟せしめ、兵政の益々齊整に軍隊の愈々精銳ならんが爲めに設けらる。寮中の學校を分ちて幼年學校、教導團士官學校の三とし、幼年學校は少年の生徒に佛語を學ばしめ、専ら就科のみを教授する所とし、教導團は各兵下士の術業、勤務及樂隊を教導する所とし、士官學校は各兵上士の學業を教授する所とす、士官學校にありては正則變則の二種に分ち、佛學就科卒業生に原書を以て兵學本科を教授するを正則生、譯書を以て兵學本科を教授するを變則生とす(陸達第二二六號第一)。同年十月寮内條例を定め、學寮本部と諸學舎官寮とに分ち、學寮本部は寮長官の官房にて寮中百般の事務を總理する所とし、長官、次官、副官等を置く。兵學寮長官は直に陸軍卿に隸し、寮中百般の事務を總理し、其官僚分課の任除及先規定例外の諸務、其他金額の増減に關涉する事件を裁決す。次官は一等、二等に分れ、一等次官は學課提理、學術教授一般の事務を管掌し、且つ専ら生徒の人別、即ち入寮、退寮、死歿、休暇、犯罪及第等

の事を掌り、長官不在の節其闕を補ひ、日々の諸務を處置す。二等次官は給養を總括し、本寮會計、給養、被服、營繕等の諸務を管掌し、寮中病舎の事務、物品の善惡、給養の良否を督す。時に三等次官ありて學課副提理とす。副官は三課に分れ庶務に従事す。軍吏屬は副官に屬し、其の事務に服従す。諸學舎官僚は校中又は舎中の事務を掌る所にして、校舎長官、次官、副官等あり。校舎長官は直に寮長に隸し、校中又は舎中一般の事務を總理し、専ら諸學術演習の諸務及生徒教育の方法を管掌し、且校中の諸士官及軍吏を支配し、軍人軍屬の犯罪、懲罰三等以下を裁判處置するを得。次官は長官に次で校舎中の事務を任じ、其闕を補ふ、就中専ら給養、會計等の事務を總括す。副官は校舎内外文書の往復、達書の分配、帳簿、目錄の記註、官僚及生徒の名簿、編輯寮長に呈する報告及其他の記録を司る。計官は出納、勘査、決算の事務を司り、校舎取締は校舎内外建物修繕及校舎内武器雜具等の修補出納を掌る。別に給與掛及等外等あり(同號)。同年十一月兵學寮分課を置き、一、二、三等次官、第一舍長官、次官、第二舍長官、次官、第三舍長官、次官、第四舍長官、次官、教導團長官、次官、及幼年學校長官に分ち、別に兵學寮服務規律を定めたり(陸達第二三一號 全第二二五號)。明治六年八月教

導團を本省直隸とし(陸達第三二五號)。七年二月戸山出張所を戸山學校と改稱し、第三舍即ち士官學校を寮内より廢す(陸達號外)。十一月陸軍兵學寮を改正し、凡そ武學の精究を旨とし、其の蘊奥を極め、以て軍隊の全力を盡し、其技術を擴張するは兵學寮の目的にして、之が爲めに諸校を設くるものとし、幼年學校、戸山學校、學寮本部に分つ。學寮本部は寮中百般の事務を總理する所にして、長官變化なく、次官の職を廢し、別に學科提理を置き、學術教授一般の事務を管掌し、兼て各科學用器械製造の諸學及寮中武器の出納を掌る。書記は第一課、第二課、第三課に分れて長官の命を奉じ、寮中の庶務を分掌す、その下に筆生あり。又本省第五局の分派せる會計官は在外會計部大綱の條例に則り、寮長官の命を奉じ、第一課、第二課、第三課に分れて會計事務を掌る。幼年學校及戸山學校に學校長、同次官、書記、筆生等あり、學校長は校中一般の事務を總理し、専ら諸學術演習の諸務及生徒教育の方法を管掌し、同次官は必ずしも常に置かず、その外學校には軍吏副補の内書記若干を本省より派出して、會計事務を掌らしむ(陸布達第三三九五號)。從來武庫司管轄の正午時號砲打方を管轄す(陸達第二三二九號)。陸軍兵學寮は明治八年五月九日廢止せらる(陸布達第一三三六號)。

第七節 陸軍省直轄學校

戸山學校

戸山學校は元兵學寮の所管なりしが、明治

七年二月戸山出張所を戸山學校と改稱す(陸外達)。且つ兵學寮中の第三舎を廢して其の事務を戸山學校へ合併す(全無)。七月戸山學校概則を定め、此學校は射的體操を専科とし、兼て攻守戰法等を訓練する所となし、學生は毎年各部諸隊より士官、下士及喇叭手若干名を徵集し、士官下士を論ぜず、授業期限中校内に居住せしむ(陸布第一二八)。八年五月陸軍戸山學校と改稱し、條例を定め、概則を改定し、陸軍戸山學校は軍隊一般射的體操の術を精究し、兼て攻守戰法の濫奥を極め、以て軍隊の全力を盡し、其學術を擴張するを目的として、操練勤務及喇叭を教授す。職制は學校本部、會計官、軍醫、教官の四部に分れ、學校本部は校中百般の事務を總理し、長、次長以下あり、長は直に陸軍卿に隸し、校中百般の事務に總理し、専ら諸學術演習の諸務及學生教育の方法を管掌す。次長は長に次て校中の事務に任じ、其缺を補ひ、専ら學生の分別即ち入校、退校、死歿、犯罪等のことを掌る。書記は第一課、第二課に分れ、長官の命を奉じ、校中の庶務を分掌す。筆生は其事務に服従す。會計官、軍醫、教官等何れも士官學校と同じとす(陸布第一四二號陸軍)。明治十六年七月陸軍戸山學校條例

を改正し、射的體操刀劍術を兼ぬを術を専科とし、兼て歩兵の操法並に喇叭の音調を齊一ならしむる爲め、近衛鎮臺歩兵隊の士官、下士を召集して學生と爲し、各之に要用なる學術を訓練する所とし、校長は陸軍少將之に任じ、直に陸軍卿に隸して校中一切の事務、學生訓練の方法等を總判し、風紀軍紀の維持、諸官の管轄等何れも士官學校長に同じ。次長大佐は校長を助け、教頭は歩兵大佐之に任じ、教官部一般の事を擔任す。教官、助教は生徒の教育訓練を掌る。その他計官、副計官、醫官等を置くは士官學校に同じ(陸外達第八二號陸軍)。

陸軍士官學校

明治七年十一月陸軍士官學校條例を定む(陸布達第三九六號)。

陸軍士官學

校は陸軍士官出身出願者をして、各兵種の士官に切要なる諸學術を教授する爲に設け、生徒は歩騎は二ケ年、砲工は三ケ年とし、幼年學校、教導團生徒の廿四歳以下各兵諸隊の下士二十四歳以下及一般の二十二歳以下の者より採り、入校の日より陸軍に従事し、他志なきを誓約せしめ、取扱總て陸軍々人に同じとす。校長は官直に陸軍卿に隸し、校中一切の事務、教方等を總判し、校中一般の風紀、軍記を維持し、大小官員を指揮監視す。次長は大佐長を輔任し、一般の定則を維持し、學科及給養等に

係る諸帳簿を監す。生徒司令官は歩兵科佐官之に任じ、隊中内務の施行を掌る。學科提理は砲兵又は工兵佐官之に任じ、長の命を奉じて、一般の教方を管理し、副提理以下諸教官の勤務を指揮す。會計官は給養の教務を執る。騎兵科長、砲兵科長は何れも本科の少佐或は大尉一名之に任ず、又校中生徒衛生攝養の事務は二等軍醫正或は軍醫一名之に專任す。概して校中最も切要なるは生徒司令、學科提理、給養の三課にして、此の三課長は直に長及次長の命令を受け、課務に於ては長、次長に對し擔保の責に任ず(陸布達第_{三九六}號)。明治八年三月會計官は本省第五局分派の官僚の司る所となし(陸布達第_{九三}號)、翌九年十二月士官學校修業年限を改め、歩騎は三ヶ年、砲は四ヶ年とし、砲の最終の一ヶ年を生徒歩尉と稱せり(陸達第_{二四}號)。明治十六年二月陸軍士官學校條例を改正し、士官學校と幼年學校とを合併し、陸軍士官學校を以て陸軍士官に出身志願の者を選抜して生徒とし、之に要用なる學術を教授する所となせり。従つて生徒を士官生徒及幼年生徒に分ち幼年生徒は二種とし、官費生徒は戰死せる陸軍將校並に同等官の孤子にして陸軍出身志願者、自費生徒は華士族、平民中陸軍出身志願者の中年齡十三年以上十六年以下の者を採用す。士官生徒は

幼年生徒、陸軍下士卒、教導團生徒、華士族、平民の内より各定限年齢に於て試験の上採用し、各兵科の士官に切要なる學術を教授す。入學の日より常備兵籍に編入し、陸軍一定の規則により服役する修學年限、騎兵科は滿三年、砲工兵科は滿五年とす。砲工兵科の生徒は終り二箇年は生徒少尉と稱す。士官學校長は陸軍中少將の中一名を以て之に任じ、直に陸軍卿に隸し、校中一切の事務、生徒教育方法を總判し、其内規を定め、風紀軍紀の維持、諸官管轄等を掌り、且管掌事務に於て陸軍卿に對し擔保の責に任ず、次長は大中佐之に任じ、校長を補佐す、學科提理は砲工兵中佐の内一名之に任じ、學科部の長となり、學科部一般の事を擔任す、副提理全少之を補佐す。其他監事、書記及譯官等あり、生徒隊司令官は佐官之に任じ、歩兵科本科に係る學術一般の教方及指揮演習等を掌る。其他計官、軍醫官、馬醫官等あり。校内に軍紀會議及教育會議を置き、校長の所要に應じ、軍紀、風紀、教育に關する教程其他を發議せしむ(陸達甲第九號)。十一月陸軍士官學校幼年生徒の年齢を十四年以上十七年以下の者と改む(陸達甲第一號)。翌年六月陸軍士官學校條例を改正したれども、唯字句の修正に過ぎず。學科部監事、書記等を專屬せしめ

たるに止る(三陸達甲第)。別に陸軍士官學校に十七年以上卅年以下の豫科生徒を置き士官學校長の管轄となし之を隊伍に編制し、修學年限二箇年の後士官生徒又は直に後備軍士官に採用す(陸達乙第八號)。明治十八年八月士官學校附屬豫科生徒を廢す(陸達乙第七號)。

陸軍幼年學校

初め兵學寮の管轄に屬し陸軍幼年學舎と稱せしも、明治五年五月幼年學校と改め(陸達第九〇號)兵學寮第二舎の直轄とす、而して兵學寮の廢止と共に陸軍幼年學校條例並概則を定む(陸達第一四三號)。陸軍幼年學校は陸軍出身志願の少年生徒及陸軍武官死歿せし者の孤子を教育する所にして外國語學特に佛學及豫科即ち普通學を教授す。學校本部は校中百般の事務を總理する所とし、長、次長、書記、筆生を置く。學校長は直ちに陸軍卿に隸し、校中百般の事務を總理し、諸學術の諸務及生徒教育の方法を管掌す。次長は必しも置かず、長に亞き、其不在の時缺を補ふ。別に本省五局より派出する會計官ありて校長の命を奉じて、校中一般會計の事務を掌る。又陸軍本病院より派出する軍醫ありて、校長の命を奉じて、校中一般醫術の方法を掌る。教官は生徒學術の教授を司り、且つ其試験を爲す。明治十年一月陸

軍幼年學校を廢し、生徒は陸軍士官學校管轄とす(陸達外全甲第四號)。

教導團

明治七年十一月教導團條例を改正す。凡て陸軍諸卒中材幹技備ある者を撰拔し、教育培養以て其學術を研究せしめ、軍隊下士の任に供する目的を以て之を設く。教導團本部、會計部、教官部に分れ、本部は團中百般の事務を總理する所にして、長、次長、書記、筆生あり、長は直に陸軍卿に隸し、團中百般の事務を總理し、専ら諸學術演習の諸務及生徒教育の方法を管掌す。團本部の事務は第一、第二、第三の三課に分ちて事務を掌る。會計官は本省第五局官僚在外會計部大綱に則り會計の事務を司り、第一課司契、第二課糧食薪炭、第三課被服陣營に分る。教官は砲兵大隊、工兵大隊、歩兵大隊、騎兵大隊等の區分に從ひ、第一、第二、第三、第四の四課に分れて生徒學術の教授を司る(陸布達第三九四號)。明治九年一月陸軍職制の制定に依り、教導團は陸軍下等武學生を教育する所とし、軍隊の編制訓練各科の技術より兵法兵略を講明せしめ、學生をして課業を習熟して考課の後、陸軍各科下士の欠員を補はしむるものとせり。職員等變ることなし(太達第一號)。十一年四月教導團定員を定め(陸達乙第五八號)。九月教導團卒業者にして學術秀逸、行狀方正なる者は撰拔して士官學校に入學し

て將校たらしむる途を開く^(陸達乙第)。十四年四月陸軍教導團條例を改正し、輻重兵大隊を置きたれ共其他は字句の修正に過ぎず^(陸達甲第)。

第八節 砲工兵方面及砲兵工廠

兵器彈藥の製造貯藏分配は造兵司、武庫司の主

管する所なりしが、明治六年四月兵器の製造は總て造兵司に於て之を行ひ、小銃の修理、舊製火藥の分析は武庫司の委任たるべき事を指令す^(陸達第)。明治七年十一月工兵方面條例を定め、陸軍所屬の要塞、城堡、海岸砲臺其他屯營、官廨、館舍、倉庫等の建築、修繕並に其保存、監守は工兵科に於て之を掌り、且つ陸軍管轄の地所、建築、工作、館舍なき空地等及砲兵に屬する諸建築及砲兵監牧の所屬以外を管轄する旨を定む^(陸布達第)。工兵方面は六方面に分管し、各方面共に方面提理^(工兵)、團區長^(中少)、工役長^(大)、中^(中)、上等監護士^(下)、工兵監護、管營、管廠を置たり。翌年二月砲兵方面及本支廠條例を定め、砲兵方面を第一、第二に分ち、主として銃砲、彈藥其他諸種兵器、武具の分配支給を司り、各方面共に砲廠提理一人及僚屬諸員を置き、鎮臺現役兵行廠、各地方後備軍武庫各地方要塞部城堡並に海岸砲隊等の三項に分ちて分配支給の事務を掌らしむ^(陸布達)。同月第一方面に於ては砲兵本廠を元造兵司に、第二方面に於て

は砲兵支廠を大阪元大砲製造所に置く^(陸布達第)。明治八年二月造兵、武庫兩司を

廢し^(陸布達第)。七月近衛、各鎮臺に武庫主管を置く^(陸布達第)。九年一月陸軍職制の

改正に依り砲兵工廠を砲兵方面より獨立せしめ、陸軍銃砲、兵仗諸器械を製する爲めに東京を以て砲兵本廠を置くの地となし、支廠は大阪に置き、以て各鎮臺營所及要塞の運輸に便す。又砲兵本廠の附屬武庫を置き、以て兵仗諸器既に成る者を藏し、其支庫を各鎮臺等に設く、火藥庫も亦然りとす。凡て全國城郭、兵營其他諸官廨の建築、修繕等は工兵方面をして管轄せしむ^(太達第)。

明治十二年十月陸軍職制の改正と共に砲、工、二兵は各其管地を分ち、兵器、彈藥の貯蓄、建築の作業を區處し之を砲工兵の方面と稱し、各方面には各本科の大中佐一名を以て提理に任じ、砲兵に在ては武庫火藥庫を分轄して其分配、支給を掌り、工兵に在りては方面内の工事を董督せしむ。又陸軍の銃砲、兵仗、彈藥、諸機械を製造する爲に地宜を圖り、砲兵工廠を置き、砲兵科大中佐一名をして其提理に任じ、其製造したる者を輸送して方面の庫内に收藏せしむ^(太達第)。即ち砲兵方面條例を改定して銃砲、彈藥其他兵器一切の貯藏、保存及支給、分配の爲めに砲兵方面を設け、第一方

面第二方面に分つこと従前の如くなれども新に副提理を置き、方面内は庶務主藏、運輸の三課に分ちて事務を分掌す(陸達乙第 七八號)。又前の砲兵本支廠を廢して更に東京砲兵工廠及大阪砲兵工廠を置き、東京大阪兩工廠にも提理、副提理等を置きて専ら兵器製造を司らしむ(陸達乙第 七六號)。同月別に砲兵工廠條例を以て東京砲兵工廠は小銃製造所、銃砲製造所、火工所、大砲修理所、火藥製造所に分ち、大阪砲兵工廠は製砲所、製彈所、製車所、火工所、小銃修理所に分ち、各廠提理は直ちに卿に隸して廠内の事務を總理し、廠内の事務は三課に分掌せしむること元の如し(陸達乙第七九號)。又工兵方面會計官定員を定む(陸達乙第 三九號)。翌年二月砲兵工廠に砲兵工廠生徒學舎を置き、砲兵工場長に出身志願の者を撰抜して生徒とし、各種の工場に必要なる學術を授くる所とし、舍長(砲兵大尉)は提理に隸屬して舍内の事務を總括す(陸達甲 第七號)。明治十四年五月砲兵方面條例を改正し、近衛鎮臺營所、要塞の諸武庫には砲兵科士官、上等監護一名を以て武庫主管とし、之に下士若干名を附屬せしめ、銃砲、彈藥其他諸兵器の貯藏分配の事を掌らしむ、凡て武庫主管は都督司令官に隸屬するも、方面提理の統括内にあり。武庫は近衛鎮臺營所等に備ふる火藥庫等を總稱す(陸達乙第二九號 砲兵方面條例全乙第

三〇號 武庫官員服務規則。

明治十五年二月工兵方面條例を改正し、工兵方面は陸軍所屬の要塞其他の建築、修繕、保存、監守、並に地所の管理を掌る外に、工兵兩兵に屬する器具の製造、修理、並に分配、支給の事を掌るものとし、方面を分ちて第一、第二の方面となし、職員を提理(工兵大佐)、副提理(工兵中佐)、工役長、上等監護、監護、管廩、書記、計官等とす。工兵方面提理は直に卿に隸し、方面一切の事務を統理し、且つ諸材料の貯藏、買收諸費用の出納等を監査するものとす(陸達甲 第八號)。明治十七年三月砲兵工廠副官を廢して庶務課を置き、上等監護及下士等を置く(陸達乙第 一九號)。明治十八年十月砲兵工廠條例を改め、砲兵工廠は銃砲、彈藥其他兵器の製造又は修理を爲す所となし、兵器製造に關する事務を統一したり。東京砲兵工廠は火藥製造所を分ちて板橋火藥製造所、岩鼻火藥製造所とし、大阪砲兵工廠には別に會計部なるものを加へ各部の長は砲兵大中尉を以て之に充て提理に隸屬して部内の事務を掌理せしむ(陸達乙第 一四三號)。

第九節 陸軍裁判所

軍法會議は追て確定まで糺問司にて假會議を設け、兵隊犯罪ある毎に糺鞠し、犯狀已に定まる後其所轄の大隊長及御親兵掛中少佐の内一

名各鎮臺なれば本臺中少佐の内一名出張糺問正及大中令史の内一名を會議員とし刑名を判決すべしとし(陸達第(一)五號)其斷獄の方法を定む。明治五年十月陸軍省中の糺問司を廢し陸軍裁判所を置く(陸達第(一)八號)。陸軍裁判所には長五等正權評事六、七等參坐將校之任ス大中少主理自八等至九等大中少錄事自九等至十一等捕部十五等管獄九等書記十等看守外等あり。別に在外職員として大中少主理十等書記十一等曹長權捕部兵卒等あり(全達)。凡て軍法會議は罪犯階級に依りて議長階級及議員階級を區別し下士伍長兵卒以上大將の罪犯に對し議長は大佐より大將迄とし議員は少佐一人大尉二人中少尉曹長各一人より大將中將少將等各六名とせり。又犯罪の種別に依り其手續を異にす。明治七年十一月陸軍裁判所を改定す(陸布達第(四)二四號)。陸軍裁判所は陸軍省に隸屬して陸軍々人軍屬の犯罪を糺問處斷する所となし之を東京に置く。裁判長は直に陸軍省卿に隸し衛中百般の事務を總理す。裁判所は三課に分れ第一課庶務は課長正權評事一人主理錄事は定員なし。第二課擬律も課長以下同じ。第三課鞠獄は課長以下同じけれども捕部を加ふ。凡そ陸軍卿に呈する伺届及諸報告は裁判長署名捺印し評事は次官として長官不在の節其の欠を補ひ先規定例ある日々の庶務

は之を處置す。權評事以下諸官僚取扱は陸軍省奉仕官員と同様とす(陸布達第(四)二四號)。明治九年一月陸軍職制を定むると共に陸軍罪犯を處するは司法の常律に異なるを以て東京に陸軍裁判所を設け裁判長は少將又は大佐より任じ評事數員を置き參座の將校と共に斷決し鎮臺に在りては軍法會議を置く旨を定む(太達第(一)號)。五月裁判所人員を定め從來の參座將校を廢し第一課第二課第三課共に課長一名七等主理各一名八等錄事五名乃至六名自九條至十三等とし第三課には別に捕部十五等四名捕部試補外三名とし更に會計官自九等至十三等三名を置く(陸達第(八)三號)。九月陸軍囚獄官服務概則を以て陸軍囚獄は本省第五局に於て管轄し軍吏書記監獄看守囚を置き庶務を總理し軍吏は囚獄官を統攝して時々獄内を巡檢する旨を定めたり(陸達第(四)〇號)。明治十年一月陸軍裁判所長以下の官等を定め裁判長五等正權評事六、七等大中少主理八、九、十大少錄事十一、十二、十三等一二等捕部七、十、十六等とす(太達第(一)五號)。明治十五年七月陸軍裁判所を廢止す(太達第(五)七號)。従つて爾後軍人軍屬の犯罪は主として各鎮臺の軍法會議の管掌する所となる。明治十六年十月陸軍監獄署官員服務概則を以て九年第四百十號達を廢して監獄長看守長書記看守等を置き其職務等を定む。監獄長以下何れも

陸軍武官を以て之に充つ(陸達乙第〇一〇號)。翌年十月軍法會議に主事を置き庶務を管理せしむ(陸達乙第〇八七號)。「軍法會議の制度は軍制に譲る」

第七目 海軍省

第一節 本省

明治五年二月廿八日兵部省を廢して陸軍省と共に海軍省を置く(太達第〇六五號)。二月元兵部省中海軍武官並に兵學寮を管轄することとなり(無號)。三月水勇を海兵と稱す(海達第〇二號)。省内翻譯局に兵學寮造船局内に翻譯掛を合併し、譯官を一等、二等、三等に分つ(海達第〇七號)。又水路局中に測量生を置き、二等に分つ(海達第〇九號)。四月翻譯局を廢して翻譯掛を秘史局分局分課文書掛と改む(海達乙第〇三四號)。五月水夫を造船局管轄とす(海達乙第〇七〇號)。十月海軍省職制を定む。即ち海軍省は本省及主船、水路、兵學、軍醫の四寮(何れも二等寮)、機關造兵(一等)及武庫(二等)の三司とし、更に本省は秘史、軍務會計の三局に分れ、又別に水兵本部、裁判所、提督府あり。水路局及海軍病院、造船局、中武庫掛並に糾問掛を廢し、水路寮、海軍々醫寮、海軍武庫司、海軍裁判所等々新設す(海達乙第〇二五六、七、八、九號)。官等は次の如し(太達第〇三五號)。

官等		武官		本省			二等寮			
官等	武官	大元師	師元	祕史局	軍務局	會計局	主船寮	水路寮	兵學寮	軍醫寮
一等	師元	師元	師元						頭	頭
二等	將大	將大	將大						全以前下	全以前下
三等	將中	將中	將中							
四等	將少	將少	將少				頭	頭		
五等	佐大	佐大	佐大	承少	承少	承少	頭權	大匠司	全以前下	大教授
六等	佐中	佐中	佐中	大主計	大主計	大主計	助	中匠司		中教授
七等	佐少	佐少	佐少	少主計	少主計	少主計	助權	少匠司		少教授
八等	尉大	尉大	尉大	計主大	計主大	計主大	大屬	大師		大助教
九等	尉中	尉中	尉中	計主中	計主中	計主中	大屬權	中師		中助教
十等	尉少	尉少	尉少	計主少	計主少	計主少	中屬	小師		少助教
十一等	長曹	長曹	長曹	副計主	副計主	副計主	中屬權			
十二等	長曹權	長曹權	長曹權				少屬			
十三等	曹軍	曹軍	曹軍				少屬權			
十四等	長伍	長伍	長伍							
十五等										

を奉じて事務を取扱ひ、管轄事件を辨解し考案を差出すべきものとす(海達外)。又海軍武官を元帥等一、大中少將二三四、大中少佐五五六、大中少尉七八九、曹長等十一、權曹長等十二、軍曹等十三、伍長等十四に分つ(海達第三)。明治六年五月海軍省武官々等表を改正し元帥及權曹長を廢して大將以下とし、官等を昇す(太布告第一五四號)。九月機關大、少監、大、中、少機關士を主船寮の管轄とす(海達第一八六號)。武官に準ずるものは本省會計局の管轄に屬す、即ち主計官にして主計大、少監等六七、大、中、少主計等八九、主計副等十一に分れ、主船寮には大、中、少匠司等七五六、大、中、少師等八八九あり、軍醫寮には大、中、少醫監等五五六、大、中、少軍醫等七八九及軍醫副等十一あり。八月兵學寮卒業の少尉試補を少尉補と改稱す(海達甲第一六七號)。明治七年一月造兵所の稱を廢して武庫司へ合併し(海達外)、五月軍事課を廢し、其事務を事務課に合併し、又規定課を廢し、其事務を記録課に合併す(海達甲第一五七號)。五月海軍本省秘史、軍務兩局を廢し、本省を六課に分ち會計事務を獨立せしむ(海達甲第一五二號)。又造兵武庫兩司を廢す(太布告第七五號)。八月海軍々醫寮學舎規則を定め、海軍々醫寮學舎は生徒を教育して海軍醫官に選舉する爲めに之を設け、醫監をして之を管せしむ(海達第三套第四八號)。九月水雷製造局を設く(海達外)。明治八年四月長崎海軍出張所の職制

を定め、長、次長を置く(太達第五〇號)。六月兵器局職制章程を定め、兵器局を以て銃砲、彈藥諸兵器等の製造、修理及貯蓄、配賦を掌る所とし、別に本省と分れて、局長は卿に隸し局中の諸官員を統督し、一切の事務を管理す。局は製造、倉庫、算計の三課に分つ(海達第三套第八二號)。八月軍樂隊を置き、樂長以下を置く(海達外)。十月主船寮警査課職掌を定め、諸職工の監督に便ならしむ(海達第一二六號)。明治九年八月主船寮を廢止す(海達丙第一號)。又水夫を水兵と改め(記三套第七〇號)、海軍文武官等表を改正したり(太布告第一一三號)。即ち武官は將官、上長官、上官、准士官、下士に分つ。將官、上長官、上官は將、佐尉等にして、准士官は少尉補、掌砲上長、水兵工長、木工上長、樂長以上十等とし、下士には艦内教授役、一等書記、掌砲長、水兵長、木工長、曹長等十一、艦内教授役、警吏、二等書記、掌砲次長、水兵次長、指揮官、端舟長、甲板長、按針長、信號長、帆縫長、造綱長、木工次長、鍛冶長、軍曹、鼓長、樂師等以上十等あり、警吏補、三等書記、掌砲長屬、水兵長屬、艦長、端舟長、大端舟長、甲板次長、檣樓長、按針次長、信號次長、帆縫次長、造綱次長、船艙長、木工長屬、填箱工長、塗工長、鍛冶次長、兵器工長、伍長、鼓次長、樂手以上十等あり、又中端舟長、小端舟長、甲板長屬、檣樓長屬、按針長屬、信號長屬、帆縫長屬、造綱長屬、填箱工長屬、塗工長屬、桶工長、鍛冶長屬、兵器工長屬、樂生以上十等

あり。又軍醫部にありては、軍醫總監^三、大、中、少醫官^{自四等至六等}、大、中、少軍醫^{自七等至九等}、軍醫副^十、病室廚宰^{十三}、看病夫長^{十四}あり。主計科にありては、主計大、中、少監^{自四等至六等}、大、中、少主計^{自七等至九等}、主計副^十、艦内廚宰^{十二}、艦内割烹^{十三}、艦内廚宰介^{十四}あり。機關科にありては、機關大、中、少監^{自四等至六等}、大、中、少機關士^{自七等至九等}、機關士副^十、機關士補^{十一}、火夫長^{十二}、火夫次長^{十三}、火夫長屬^{十四}に分る。文官は補、丞、錄、筆、生、省、掌、及、技、監^四、匠、司、師、工、長、書、記、評、事、主、理、等、と、す。技、監、は、新、に、置、か、れ、た、る、も、の、に、し、て、大、中、少、匠、司、の、長、官、た、り。又、裁、判、所、錄、事、を、廢、す。

明治九年九月海軍省職制章程を改正し、海軍省を本省及軍務局、會計局、主船局、水路局、醫務局、兵器局の六課に分ち、本省は事務課、記録課、翻譯課に分ち、更に事務課は受付、秘事、往復、外事、履歷、雜務の六掛。記録課は編纂、寫字、書室の三掛。翻譯課は主譯、技合、騰寫、書籍の四掛に分ち、課長は六等官以上を以て之に任じ、之を補助するに副長あり、課中の事務も上下二款に分ちて、卿の允許を要する事項と專斷事項とを分つ。(海達丙第三號本。省三課事務章程) 別に定則を以て各掛の事務章程を定めたり。軍務局は艦船及水兵、諸工夫に關する事務、水兵諸工夫の徵募、配付、交換、其の他海軍人事に關する

事項等を掌り、庶務、兵籍、計算の三課に分つ。會計局は額金の豫算、出納の總管、主計科諸員の監督、主計學舎の統轄、及諸經費の勘査、諸物品の買辨、點檢等の事を掌り、庶務、檢算、出納、統計、用度の五課に分る。主船局は造船に關する一切の事務、本省所轄の地所、建物、及消防等、機關科諸員の進退、配付、艦船器械、船具等の製造、修理、艦裝、及大小營繕の事務、諸蓄品その諸費用の監督を掌り、庶務、營繕、調度、艦材、計算の五課に分る。水路局は海河の測量、海圖の調製、水路誌の編集、及測量に關する諸具を管掌し、庶務、測量、製圖、計算の四課に分る。醫務局は諸艦船各兵隊及病院病舎其他一切の醫務、及軍醫科諸員の進退、配付、手術、繃帶等の諸器、藥劑の蓄積、檢査等を掌り、庶務、藥劑、計算の三課に分る。兵器局は兵器に關する一切の事務、砲銃、彈藥、其他總ての戎器、火器を製造、修理、買辨、及點檢、武庫、火藥庫、其貯蓄、保存、及出納、配賦等を掌り、庶務、倉庫、製造、計算の四課に分る。各局長は六等官、課長は七等官、乃至九等官を以て之に任じ、副課長あるは本省三課と同じ。各局の事務は上下二款に分ち、上款は局長の意見を具し、卿の允許を経て然る後之を施行し、下款は局長の專決を以て之を行ふことを得。(全年丙達。第三號) 又其外鎮守府、海軍造船所、海軍本病院等の事務章程を定めた

り。海軍造船所は艦船及其器具汽機等を製造修理する所にして庶務、艤裝造船器械、調度、營繕、倉庫、警査、計算の九課に分ち、所長官將は所中諸員の統督、港内碇泊場の指揮及造船機械學舎を管督し、卿に對し、便不便を辨明し、亦擔保の責に任ず。次長は佐官又は匠司より任じ、所長の補助代理を爲す。課長は九等官以上を以て之を任ず。所務も亦卿の判決を乞ふて施行する者と所長の專斷に屬する者とあり(海三連號海軍造船所事務章程)。造船所等外としては一、二、三、四等業生、一、二、三、四等工手、及一、二、三、四等巡吏あり(海三連號)。海軍本病院は海軍々人の健康を保護し、其患者を醫療する所とし、庶務、診察、計算の三課に分ちて分掌せしむ。院長は軍醫監を以て之に任ず。軍醫監は諸員の統督、軍醫學舎の管督等以下海軍造船所長に同じ、課長は九等官以上を以て之に任ず。院内處務も上下二款に分れ、上款は卿の判決を乞ふて施行する者とし、下款は院長の專斷に屬す。但甲は其利害得失を具陳し、乙は細大緩急を量りて其要旨を卿に具狀すべきものとす(全連海軍本病院事務章程)。十一月會計局所轄用度課を廢し、主船局の調度課に合併し、主船局に倉庫課を置き、艦材課を造船所の所轄とし、造船所の調度課を基整課、營繕課を建築課と改め、本病院中に藥劑課を置く(海三連號)。

(四九)。十二月長崎海軍出張所を本省直管とす(海三連號)。翌年一月各寮司を廢し、從前の諸寮事務は省長官の見込を以て適宜に局を設け得べき正院達に依り、大少丞以下の文官を廢し、正權大、少書記官(自四等至七等奏任)及一等屬以下十等屬(自八等至十七等)を置く(海三連號)。同月海軍本病院を醫務局所轄とし、事務章程を廢す(海三連號)。明治十一年一月海軍省文武官々等表中水兵部を廢し(太連號)。二月諸寮司の廢止と共に舊主船寮の事務は造船所及主船局、水路寮の事務は水路局、兵學寮の事務は兵學校、軍醫寮の事務は醫務局、武庫司の事務は兵器局、水兵本部提督府の事務は鎮守府に於て之を管すること、なれり(海一連號)。別に海軍一等卒以下の等級を定め、一等以下五等とす(海三連號)。十一月横濱製鐵所を横須賀造船所の所管とし(海二一連號)。翌年五月海軍省所管鹿兒島造船所を廢し(海三連號)。水路局中に整什課を置く(海四一連號)。七月主船局中に機關課を置く(海六五連號)。九月水雷術練習掛を水雷練習所と改め(海八七連號)。兵器局中に検査課を置く(海八七連號)。十月兵器局所轄目黒火藥庫を廢止して白銀火藥庫に合併し、別に目黒火藥製造所を設置す(海九八連號)。同月兵器局中に藥生を置く(海九九連號)。明治十三年二月横須賀造船所中艤裝課を

廢す(海達丙第 二〇號)。三月主船局を以て本省所管の地所及建築物を統管し、且大小營繕の事を掌る所となし、横須賀海軍用所は主船局所管の下に横須賀、横濱、浦賀港及其近傍に於ける艦船府營等需用の器具、物品、被服、石炭、供給、營繕等を處辨する所となし、庶務、倉庫、營繕計算の四掛に分ちたり(海達丙第 二一號 主船局 章程全造船所事務章程)。六月醫務局所轄海軍本病院を東京海軍病院と改稱す(海達丙第 五六號)。十二月海軍省職制及事務章程を改正し、卿は主管事務に付法律布令を設け、又は其補正を要することある時其意見を奏請することを得とし、主管の事務は裁可を仰ぐ事項と専行事項とに分ち、甲は海軍の配備編制法、徽章の制定、兵營地の選定、諸局諸官廩の設定、廢止及其條例制規の制定、局長官、廩長職課の命免、賞典、特赦、恩減、軍法違反者の判決處決、艦船兵仗器械等の製造、委托及廻航等十六項を列舉し、其他は凡て專決處分し得べしとて、卿は甲乙に對して施行に付其責に任ずべしとせり(太達第 六〇號)。十四年二月各局事務章程軍務局の部第四項中及葬儀師を削除し、葬儀師は主船局の所轄となし(海達丙第 八號)。四月海軍省職制事務章程を改正し、將官に職課を命じ、及局長、官廩長、艦船長等の命免、軍律内條款の改正の權を卿に與ふ(海達丙第 一九號)。五月本省に規程局を置く(全丙第 二五號)。六月

制度取調掛を廢して其事務を規程局に移す(全丙第 二八號)。規程局は軍務局の次に列す(全丙第 三三號)。九月海軍々醫寮病院を海軍病院と改む(全丙第 四七號)。明治十五年八月海軍醫務局學舎規則を定め、海軍醫務局學舎に於て海軍醫官となるべき生徒を教育す。學舎長は軍醫監を以て之に充て、醫務局長の命を受け、舎内諸員を指揮し、主管の事務を擔任す。舎長の下に教官、監事等を置き、軍醫監及軍醫をして之れに當らしむ(海達乙 第五號)。十一月本省に統計課を置き、課位を事務局の次となし(海達丙第 九六號)。醫務局に衛生課を設置して課位を庶務課に列せしむ(海達丙第 九八號)。明治十六年一月内局を置きて事務記録兩課を廢し(海達丙第 七號)。該兩課擔當事務を取扱はしむ(海達丙第 九號)。内局は内記、審案、往復、記録、庶務の五課に分る(海達丙第 八號)。二月水路局中測量課を廢し、別に量地課、觀象課を設置す(海達丙第 一〇號)。又水雷局を設置して横須賀水電練習所を以て該局と定め(海達丙第 一三號)。内局を舊事務課の位置とし、水雷局を兵器局の次に列せしむ(海達丙第 一八號)。四月海軍會計局に海軍主計學舎を置き、海軍主計官と爲るべき生徒を教育せしむ。主計總監學舎長に任じ、會計局長の命を受け、舎内諸員を指揮し、主管の事務を擔任す。學舎には教官、監事、屬僚等あり、主計監或は主

計を以て之に充つ(海達乙第五號海)。六月會計局中統計課を計理課と改め(海達丙第九號)。八月兵器局中製造課を廢して更に兵器製造所を置き、兵器局の管理に附せしむ(海達丙第九號)。又同月海軍教官を置き、海軍技術官の上に列せしめ海軍兵學校、同機關學校等の教授及教授補を廢せり(海達丙第七五號)。十一月海軍々樂隊を暫時本省軍務局の管理に附せしめ樂長以下を置けり(海達丙第九八號海軍樂)。十二月海軍省技術官の名稱官等を改め、技監(三)、正權大匠(司)、匠(司)補(八)、一等師以下五等師(自八等至十二等)、一等工長以下五等工長(自十三等至十七等)とせり(太達第五八號)。明治十七年一月本省中に調度局を置き、統計課を内局に屬せしむ(海達丙第三號)。又神戸に小野濱造船所を設置し主船局所管とす(全丙第十二號)。二月規程局及調度局條例を定む(海達丙第一四號)。規程局は海軍一般の法律規則の創設改良其他總て法規の審査等に關する事を管掌する所となし、庶務、翻譯の二課に分る。又調度局は需要物品の購買、貯藏、供給及本省所屬の土木、營繕等に關する事を管掌する所とし、庶務、監査、購買、主藏、供給、營繕の六課に分つ。兩局長(官五等)、副長(官六等)、課長(官七等)等何れも武官を以て之に充つ。同月海軍省中に工手監護を置き一等工手以下三等工手及等外工手(以上)一等監護以下

四等監護(外)を置き(太達第二二號)。主船局營繕課、倉庫課、調度課を廢し(海達丙第一七號)。主船局所轄横須賀用所兵庫以下を調度局の所管に移し(全丙第八號)。又内局中に恩給課を置き統計課の次に列せしめ内局會計局等の事務章程を改正す(海達丙第二三號)。同月又軍務局を廢して(海達乙第二二號海)。軍事部を置き軍事部條例を定む。軍事部は兵制、節度、艦隊編制、海岸防禦の方案、艦船、砲銃、水雷の利害得失、水路の難易等の講究其他軍令兵略に關する事を幹理する所とし、第一課以下第五課に分ち、部長は將官之に任し、別に海軍軍樂隊を管するに至れり(海達丙第二一號軍事部)。三月葬儀師を調度局所轄とし(海達丙第六號)。四月海軍裁判所を廢す(太達第二九號)。五月規程局を廢し(海達丙第八六號)。内局中に規程課を設けて審案課の次に列せしむ。規程課は行政に關する條例規則案の起草、審査並に條例規則等の疑義に係るものを調査する所とす(海達丙第八八號)。七月小野濱海軍造船所條例を定め、主船局に屬して艦船汽機及其屬具等を製造修理する所とし、庶務、造船、計算の三課に分つ(海達丙第一〇五號)。十月兵器局中に監材課を置き、倉庫課の次に列せしむ(海達丙第一四八號)。同年十二月局制度を廢して部制度とし、醫務局を廢して軍醫本部を置き、また各局諸官廨の計算課を主計部と改め、計算課長を

主計部長と改稱す(全丙第一六一〇號)。又會計局中換算課出納課を廢して主計部を置き庶務課の次に列せしむ(海達丙第一六二號)。新に給與課を設けて會計局計理局の次に置く(海達丙第一六三號)。海軍醫務學舎は海軍軍醫學舎と改稱して軍醫本部に屬し、海軍主計學舎は主計本部に屬す(海達丙第一六四號)。主船局計算課を廢す(海達丙第一五七號)。十六日內局を廢して新に總務局を設置す。總務局は卿の處分に係る一切の事務を整理疏通し、其行政に關する事を幹理する所にして、局内は審案内記、人員、庶務、記録統計の六課に分る(海達丙第一七七號全丙第一七八號總務局條例)。又別に海軍々醫部條例、海軍主計部條例、海軍機關條例を以て海軍軍醫主計機關に關する監督を統一す(海達丙第一五八號)。從來の横須賀海軍用所を廢して同海軍造船所、同病院、水兵屯營等を横須賀鎮守府の所管に屬せしむ(海達丙第一六九、一七〇、一七二、一七三號)。明治十八年六月主船局中に艦砲課、艦裝課を置き機關課の次に列せしむ(海達丙第一三三號)。九月海軍將官會議、及海軍兵器會議を設置す。海軍將官會議は海軍に關する重要な事件を審議する所にして、卿議長となり、議事を下して諮問に答申せしむ、幹事、議員何れも海軍將官たり(海達丙第四八號海軍將官會議條例)。海軍兵器會議も卿の諮問機關にして兵器及火料、火具、劇發藥等の利害得失を審議

する所とし、(一)各種砲銃水雷其他の兵器之に屬する諸器械の利害、(二)各種火料、火具、劇發藥、彈丸の利害、(三)兵器及火藥に係る諸工場の新築並に存廢の當否、(四)第一第二に係る考按の得失以外に常に他邦の兵器、彈藥、火具等の種類及其の製造法に注目し、之れが得失を研究するにあり、其の組織等は將官會議と同じ(海達丙第四九號海軍兵器會議條例)。又別に造船會議を設置す。造船會議は造船及重要な需用品等に關する利害得失を審議する所にして、議長(將官)、議員、幹事、副幹事、書記等ありて、議案は何れも卿之下付す(海達丙第五〇號造船會議條例)。十月船舶造修規則を定め、主船局をして艦船建造の成圖、製造方法書及入費概算書を作製せしめ、卿之を鎮守府に下付するときは、同府は其入費を概算し、模型を製し、之を卿に出し、更に卿は艦船製造を鎮守府に命じ、同府は造船所をして成圖、製造方法書に因り、艦船各部に係る細圖を調製し、製造に着手する旨を定む(海達丙第五三號)。

第二節 提督府又は鎮守府

明治五年十一月横須賀に提督府を置き、諸工、水夫、火夫、徴募、戸籍の取調、艦船乗除分配、豫備艦船、練習艦、運送船、貯蓄船、修履船等を管轄し、非役士官の管轄、物品運輸取扱の事を管轄せしむ(海達乙第三〇五號)。提督府は附近の諸港

を統轄するものとす。職員は提督少將三等又大佐四等、副提督六等あり。長官次官たり。別に文官には知港事六等あり。庶務に従事するものには正、權、大、中、少、典自八等至十三等あり。○太達第三軍省。明治六年一月主船寮より諸工水火夫掛を移管し（海達甲第一二四號）。葬儀師以下を置く（海達甲第一三四號）。葬儀師は死亡人の葬儀式を執行する者にして、その下に小仕門番等あり。十月海兵隊を置く。海兵隊は海軍提督付護衛警戒、海岸、煩臺守警、軍艦乗組の爲めに之を設くるものにして水兵本部之を統轄す（海達甲第一一七一號）。明治七年八月海兵以外の一般海軍兵員の徵募事務を提督府の管轄に移し、徵募事務長は提督府艦裝課長をして兼任せしめ、検査官員は佐尉各一人、醫官二人、書記一人とす（海達乙第一一七號）。明治八年五月提督府中に屯集所を置き、上下士官を始め、卒夫に至るまで定員を取極め、其他は都て非役たるべき事としたり（海達記三套第六八號）。明治九年九月十四日東海、西海鎮守府を置き、東海鎮守府は横濱獨逸舊領事館へ假設す（海達乙第一四號）。また横須賀に東海水兵本營を設置し、浦賀水兵屯集を東海水兵分營を改稱す（海達乙第一八號）。鎮守府は所管の船舶及諸水兵諸工夫を統轄し、其管海一切の保護を掌る所にして、沿海々上を東部西部に分ちて分轄せしむ。鎮守府司令長官は將官を以て之に任ず。長

官は所轄の艦船及諸員の統督、府内一切の事務を管理し、卿に對して便不便の辨明擔保の責に任じ、下士以下を黜陟進退する權を有す。司令副官は佐官を以て之に任じ、長官を助け事務の代理を爲す。又尉官、秘書、主計、機關官、測量官等あり（海達丙第一三號海軍鎮守府事）。十月軍醫局所轄芝新錢座元海兵隊屯營を東海鎮守府の所轄とし、水兵假屯集所と改稱す（海達丙第一四七號）。治十一年一月水兵本部提督府の事務を明鎮守府に於て管せしむることとしたり（海達甲第一號）。六月東海鎮守府所轄東海水兵本營定員中に秘書副一名を増置す（海達丙第一八四號）。十二年一月東海水兵分營定員を定め（海達丙第一四三號）。十月鎮守府所轄水兵軍醫專務を廢止し（海達丙第一四三號）。水兵本營中に兵器工三名を編入す（海達丙第一五八號）。十四年十二月下士以下犯罪者の處斷權を長官に與ふ（海達丙第一七六號）。明治十七年四月從來主船局所轄たりし横須賀海軍用所を廢し、同海軍造船所、同病院、水兵屯營等を東海鎮守府の所轄に屬せしむ（海達丙第一一七二號、全一七三號）。

第四節 海軍裁判所 明治五年十月の海軍省職制に依れば、海軍裁判所も陸軍裁判所と同じく、長五等、正、權、評事六七等、大、中、少、主理八九等、大、中、少、書記自十一等至十四等ありて、海軍文武士卒の糺彈、捕亡、斷獄の事を掌る。従つて從來兵部省所管たりし糺問掛を

廢せり(海達乙第)。六年三月諸船舶犯罪の者は微罪の者を除き其他は裁判所へ捕縛護送すべき旨を達す(海達甲第)。明治六年十一月海軍々法會議定員を定むるに當り、祕史、軍務、會計の三局其他諸寮司等に於ける犯罪に對して擬律會議を爲すには、其局寮司等の長官、次官の内一員を限り、裁判長、評事及糺彈掛り主理一員、擬律掛一員、口案掛書記一員連座する旨を指命す(海達甲第)。明治九年八月海軍裁判所官等を定め、正、權評事以上は従前の通りなれども、主理は一等以下五等自八等至十二等書記は一等以下五等自十三等至十七等とす(太布告第)。九月海軍省諸局の改正と共に海軍裁判所事務章程を定めたり(海達丙)。蓋し海軍の罪犯を處するは陸軍と同じく、司法の常律と異なるを以て特に海軍裁判所を置き、海軍部内の罪因を審判處分せむしるにあり。海軍裁判所は庶務、鞠獄、斷刑、監囚、計算の五課に分ちて事務を分掌せしむ。裁判長は諸員の統督及裁判一切の事務を管理す。評事は職掌長に亞ぎ、長を助けて其事務を調理し、鞠獄、斷刑二課長となり、罪囚を審斷し刑名を擬定し且罪案を審判す。而して所の事務も他の諸局と同じく卿の允許を経て施行するものと委任せられたるものとに分つ(全上事務章程)。明治十四年十二月海軍刑法制定せられ翌年一

月より施行せられたる爲め、明治十七年四月海軍裁判所を廢す(太達第)。

第三節 海軍省直轄諸學校

海軍兵學校

明治二年江田島に海軍操練所を設け

たるに濫觴し、後兵學寮の所管となりしが、明治六年一月兵學寮入寮生徒の年齢を十三歳以上十五歳以下の者とし(太布告第)。明治九年八月海軍省職制の改正に依り該寮を廢し、翌月海軍兵學校事務章程を定む(海達丙)。海軍兵學校は海軍出身の生徒を教育培養する所にして、校内は庶務、教務、監學、計算の四課に分れ、校長は將官又は佐官より任じ、本校所管の諸員の統督、生徒教育に關する一切の事を管理し、掌管の事務に於て卿に對する責任等司令長官裁判所長等に同じ。課長は九等官以上を以て之に任じ、校長の命を受けて校務を分掌せしむ。校務も亦長卿の允許を経て施行する者と委任の權を以て決施行する者とに分ち、甲は利害得失を具陳するの任を有し、乙は細大緩急を量りて要旨を具狀するを要す。明治十二年一月海軍兵學校規則を改定して兵學校は海軍士官となるべき生徒を教育する所となし、運用砲術測量科及蒸汽機關科の二種に分ち、各學期の年限を定めず卒業の上は必ず海軍に従事すべきものなりとす(海達無號海軍兵學校規則)。四月教務課を廢し、更に砲術

運用、航海機關、普通學、編輯の六課を設置し事務を分掌せしむ(海達丙第、三四號)。十月兵學校教員を教授任准奏、教授補任准判に分ち、前者は一等以下七等、後者は一等以下十三等とせり(海達丙第、九二號)。明治十四年九月海軍機關學校の設立に依りて海軍兵學校規則を改正して機關科を廢す(海達丙第、五二號)。翌年十月海軍兵學校規則を廢して海軍兵學校條例を定む。海軍兵學校は海軍省に屬し、海軍將校となるべき生徒を教育し且つ海軍尉官、少尉補に高等の學術を教授する所とし、教務部、庶務課、計算課に分る。兵學校長は海軍將官を以て之に任し、直に海軍卿に隸して所轄諸員を統督し教育の方法等主管百般の事務を總理す。校長の主管事項も卿の認可を経べき事項と專行事項とあり、何れも卿に對して當否を辨明し且つ擔保の責に任ず。次長は大、中佐を以て之に任じ、校長を補佐するの外、校内一般定則の維持、學術給養の事を監察す。教務總理は教務部の長として次長之を兼任し、部内事務を擔任す。教務副總理三人あり、學術主任二人、紀律主任一人に分る。教官、監事主任、軍醫、警吏、喇叭手、屬僚等あり。兵學校生徒は華士族平民中、其年齡十六年以上十八年以下にして海軍出身志願の者より試験の上召募し、海軍籍に編入して海軍將校に切要なる學術

を教授し、學期五箇年の後在校修學四箇年、實地練習一箇年卒業せしむ。生徒の學科は學業と術業とに分れ、學業は文學、數學の二科、術業は航海術、運用術、砲術の三科とす。別に通學士官ありて兵學校に於て教授する少尉、少尉補をして海軍卿の命に依り正則變則の學術を學ばしむ(海達乙第九號、海軍兵學校條例)。海軍兵學校生徒にして實地練習を爲すには海軍卿の命に依る生徒航海練習艦に依るを要す。練習艦は東海鎮守府司令長官の揮下に屬し、實地練習に專用し、練習航海の海路及期限等司令長官、兵學校長相協議し海軍卿の裁可を経べきものとす。航海中は艦長其艦務一切を總理し、生徒練習上の事務及教務に付き司令長官に對し其の責に任じ副長之を助くるものとす(海達丙第、二五號)。別に乘艦海軍生徒取締規則ありて生徒を規定せり(達全)。九月海軍兵學校に豫科學舎を設け、年齡十一年以上十六年以下の者にして、(一)准士官以上の海軍々人の遺子弟、(二)判任官以上の海軍々人及下士にして戰闘或は公務に死せし者の遺子弟、(三)准士官以上の海軍々人の子弟を以て豫科生徒となし、官費自費の二類に分ちて漢學、數學、英學の豫科學を教授し、五箇年の後本科に編入するものとせり(海達丙第六七號、全第六八號)。翌年三月兵學、機關兩校、會計醫務兩局生徒を准士官に

定む(海達丙第五號)。一月海軍教官を置きて兵學校教授等を廢す(海達丙第七五號)。十七年五月兵學校練習艦長を直に校長に隸せしむ(海達乙第六號)。

海軍機關學校

海軍機關學校は明治十四年七月之を設置す(海達丙第三六號)。即ち兵學

校所管の横須賀機關學校を新設の機關學校とし、兵學校と獨立して其次に列せしむ(海達丙第九號)。九月海軍機關學校徵募規則を以て、海軍機關學校生徒は海軍機關士に切要なる學術の教育を卒へ、機關科准士官以上に任ぜらるべき者とし、年齢十四年より滿十六年迄の華士族、平民中海軍出身志願の者より撰拔することとし、生徒の學期を六箇年とす(海達乙第六號)。同年同月海軍機關學校事務章程を定め、海軍機關生徒を教育培養する所とし、校長は兵學校と同じく將官若くは機關科上長官の中一名を以て之に充て、校内の諸員を統督し、成規に照して諸般の校務を管理し、卿に對して擔保の責に任ず。教務、庶務、計算の三課に分る(海達丙第四二號海軍機關學校事務章程)。翌年十月海軍機關學校條例を以て徵募規則を廢し、海軍機關學校は海軍省に屬して、海軍機關官と爲るべき生徒の教育及海軍機關士、機關士補に高等の學術を教授する所となし、教務部、庶務、計算の二課に分つ。長は將官、機關總監又は機關大監を以て之に

任じ直に卿に隸して所轄諸員の統督、教育の方法其他主管百般の事務を總理す。其の他次長(佐官)、教務總理、副總理二人、學術主任、紀律主任、教官、監事、警吏、屬僚等を置く(海達乙第八號海軍機關學校條例)。明治十六年一月海軍機關學校生徒は兵學校生徒と同じく船用機關術の實地練習の爲め、卒業年度は卿の命に依り練習艦に登乗練習航海すべきものとす。又練習艦は卿の命に依り艦長之を指揮するものとす(海達丙第二號海軍機關學校航海練習規則)。同年三月機關學校生徒を准士官と定む(海達丙第五號)。

第八目 文部省

第一節 本省

明治四年七月本省に大、中、少博士(自從三位相當)、大、中、教授(自正五位相當)、正、權中、少助教を置く(太達第三三號)。九月編輯寮を置き、二等寮とす(太達第四四號)。同月大監(六等官)、少監(七等官)を置く、此月東南兩校を閉鎖し、貢進生を解き、全く之を廢し、一般の入學を許す(文部省達第三二號)。十一月長崎病院を文部省の管轄に轉し(太達第六一五號)。且つ府縣學校總て文部省の管轄とす(太達第六一九號)。之より先歐米に派遣せる理事官學事を視察して歸朝し、明治五年七月學制を創定し(太達第一四號)。之と同時に學事獎勵に關する被仰出書を公布し、自今以後一般人民華士族、農工商及婦女子共必らず邑に

不學の戸なく、家に不學の人なからしめんことを期せり。全國の學校は文部省之を統べ、全國を八大區に分ち之を大學區と稱し、每區に大學校一ヶ所を設け、一大學區を分ちて三十二中區とし、之を中學區と稱し、每區中學校一ヶ所を置く。一中學區を分つて二百十小區とし、之を小學區と稱し、每小學區毎に小學校一ヶ所を置く。而して一中學區内に學區取締十名乃至十三名を置き、小學區二十或は三十を分擔せしむ。學區取締は其の區内の人民を勸誘して六才以上の者を學に就かしめ、且つ學校を設立し、或は學校を保護し、其の費用の支出を計ること等を擔任せしむ。學區取締は何れも地方の名望家を地方官に於て任命す。而して大學本部毎に督學局所を設けて督學を置き、附屬官員數名之に充て、本省の意向を奉じ、地方官と協議し、大學區、中學區の諸學校を督し、且つ教則の得失、生徒の進否を檢查し、論議改正を爲すことを得、但大事は卿の決を仰ぎ、小事は時々本省に開申すべきものとす。督學局は總て地方官と協議すべしと雖も、直に學區取締を呼出し、本局の意向を論示し、地方官學務專任吏員二名をして學事を擔任せしむ。

明治五年の學制に依る小學校の種類は尋常小學校、女兒小學校、村落小學校、貧人小學校（仁惠

學校）、小學私塾及幼稚小學の六種にして、又特殊學校には工業學校、商業學校、通辯學校、農業學校、諸民學校（夜學校）及廢人學校等の中學校あり。別に師範學校ありて小學教員を養成する所とし、小學教員は男女を論せず、年齢二十歳以上にして師範學校卒業免狀或は中學免狀を得たる者を任すべしとし、中學校教員は年齢二十五歳以上にして大學免狀を得たる者を任すべく、大學教員は學士の稱を得しものに非れば許さずとせり（太連第二、一四號）。而して小學教育補助の爲め各府縣の人々に應じ、分頭額金九厘の率を以て國庫金を府縣に配附し之を委託金と稱し、教育普及の獎勵と共に本省に教育事務議會を開き、地方の令、參事等をして疑事の質問、不審の討論を爲さしむ（文連第三、四三號）。九月大、中、小學校教官名を教授助教とし、大、中、小に分ち、官等は大學は自二等至七等、中學は自八等至十二等、小學は自十二等至等外二等とす（太連第二、四六號）。同月文部省中編輯寮を廢し、大、中、少督學を置き（太連第二、六二號）。十月文部省と教部省とを合併し（太連第三、二二號）。外國教師の數等を定めたり（文連番外）。翌年學制第三編を定め、外國語學校、法學校、醫學校、獸醫學校、農學校、商業學校、工業學校、鑛山學校、理科學校及諸藝學校等の規則を定め、八月文部省卿輔以下の官等を定め（太連第九、六六號）。且、大、少

監を廢して大、中、少視學、書記を置き、且教員の等大學位の稱號を改めて大學教員は教授（委任自一、中、少、視學、書記、等、判任に至る）、小學教員は訓導（判任自一、等、同、至、五、等）とし、學位稱號は分ちて博士、學士、得業士の三等とせり（太達第二、九、六、號）。當時外國語の學修盛にして明治七年東京を始め愛知、大阪、廣島、新潟、長崎、宮城等に外國語學校を設置したりしが、翌年六月督學局官等を改めて大、中、少督學を三等以下五等、大、中、少視學を七等以下九等、大、中、少書記を十一等以下とせり（太達第一、〇、一、號）。更に内務省に衛生、准刻二項の事務を引渡し（太達第一、二、號）、十一月文部省の職制及事務章程を定むるに至れり（太達第二、一、七、號）。明治八年十一月の改正に依れば文部省は全國教育事務を管理する所にして、督學局及學校を管理し、卿以下の官員を置く。文部卿は本省の官員を統率し、省中の事務を總理し、且つ全國教育の事を掌る。省中の事務は上下二款に分ち、教育諸般の制度の創立、學制の釐正、大學區の改更、學齡の改正、普通教育學科の改正、學校の制定、學區扶助金及既定費額の變更、官立學校の廢置、本省官員海外派遣等に關する事務は卿の意見を具し、上奏裁可を経て之を施行し、教育に關する諸議案の進達、中、小學區の分畫、地方官に對する學事進否の董督、公立、私立學校の廢置處分、貧人就學の施

行、學位稱號の付與、教員の監督、定額金豫算の具狀、學區扶助金支消の方法、學資集收の方法、學事に關する寄附納納の應了、諸費の計算及公報、督學の會集、官立學校長、教員の會集、同貸費生、留學生の許可、内外人の備入、官員教員の褒賞、諸種の報告書、統計表の採集、編輯、公報、省中諸課の廢置分合、官員奏任以下の國內各地方への派出等に關する事務は卿の意見を以て專行することを得、その何れも卿皆其責に任ずべしとせり。卿の下に大輔、少輔ありて卿の職掌を輔け、卿事故あるときは一切の事務を代理するを得。正權大、少丞は卿の命を受け、庶務を整理し、公文受付を提掌す。權、正大、中、少録は庶務に従事す。又督學には大、中、少督學ありて卿の指揮を受け、學事を督察し、大、中、少視學は學區内の學事を視察し、大、中、少書記は督學の指揮に従ひ、其の事務を分掌す。明治十年一月督學局を廢して督學以下を廢せり（太達第一、五、號）。教育部省の廢止に依り従前の事務は内務省へ移したり（太達第一、四、號）。明治十二年九月教育令を發布し、從來の學制を廢止し（太達第一、四、〇、號）。全國の教育事務は文部卿之を統攝し、學校、幼稚園、書籍館等公立、私立の別なく皆文部卿の監督内に置きたり。又學校の種類を分ちて小學校、中學校、大學校、師範學校、專門學校及各種の學校とし、各學校私

人設立の自由なる旨を定め、且公立小學校は毎町村或は聯合數町村之が設立の義務ありとし、町村内の學校事務を幹理するものは學務委員にして、學務委員は町村人民の公選に依るべく、直接府縣知事令の監督に屬すべしとせり。其他兒童六年より十四年に至る間を學齡と稱し、其間一定の普通教育を受くべきものとして、父母及後見人の責任たるべき旨を定め、又學校を官、公、私立三種類に區分し、公私の區分を一は地方税若しくは町村の公費を以て支辨し、一は一人若しくは數人の私費を以て設立せるものを指し、更に公立の中に於ても其の費用が府縣會の議定に係ると、町村人民の協議に係るものとに依り、地方税支辨と町村費支辨との區別を爲し、何れも其改造、廢止、教則等府縣知事令の認可を経べしとせり。而して公立學校に對しては毎年補助金を配布し、教員の資格、文部省吏員の學事視察、地方官の報告義務等をも定めたり。明治十三年一月文部省職制の改正あり(七號)、文部卿の職掌は全國教育の事務を統攝し、道德智識の上進を贊道するにありとし、省中の事務を上下兩款に分ち、上款は公私學校補助金額、豫定費額の變更、官立學校及幼稚園、書籍館、博物館等の廢置、本省需用の地所の購買、本省官員海外派遣等とし、下款に於ては

學區に關する事務を除き、公立學校教則の認定、學位稱號附與の通則の制定以下皆同じとせり。又從來の正、權大、少丞を廢して正、權大、少書記官を置き、大錄以下を廢して一等屬以下十等屬までを置き、庶務に従事せしむ。同年十一月更に文部省職制並に事務章程を改正し(六〇號)、文部省を以て全國教育に關する事務を管理する所とし、學務課、報告課等を廢して(文達)、官立學務局、地方學務局、編輯局、報告局、會計局の五局をして主務を管理せしめ、文部卿は部下の官員の統率、主管百般の事務の總理、主管の事務に付き法律布令の制定又は補正に關する意見の奏請、元老院に於ける法案の辯論等とし、事務に關しては變る所なし。大輔、少輔以下の官員何れも皆同じ。又同時に教育令を改正し(五九號)、農學校、商業學校、職工學校等を文部卿の監督内に置きたり。翌年三月文部省中に内記局を置き(二四號)、東京府書籍館を文部省の所轄とし、東京圖書館と改稱す(七月文達第一號)。又大阪専門學校を大阪中學校と改稱し、同年同月府縣立町村立學校職員の名稱並に准官等を定め(五二號)、師範學校、中學校は長(准官等八等以上)、一、二、三等教諭(准官等八等以下十等)、一、二、三等助教諭(准官等十一等以下十等)、小學校は長(准官等十一等以下十三等)、一等訓導以下七等訓導(准官等十一等以下十七等)を置き、

専門學校、農業學校、商業學校、職工學校等の職員名稱並に准官等は該學校の等位に據り、師範學校、中學校若くは小學校に準すべきものとせり。七月中學校教則大綱(文達第 二八號)を以て中學校は高等の普通學科を授くる所にして、中人以上の業務に就く爲め又は高等の學校に入るが爲め必要な學科を授くる所とし、又師範學校教則大綱(同第 九號)を以て師範學校は小學校教員たるに必須の學科を授くる所となし、中學校は初等、高等の二等に分ち、師範學校は初等、中等、高等の三等に分つ。同年十一月に文部省の六局の内官立學務局、地方學務局、内記局を廢して、専門學務局、普通學務局、庶務局、内記課を置く(文達 無號)。専門學務局は大學校、専門學校、農業學校、職工學校並に高等師範學校其他各種學校及圖書館、博物館、學士會院、海外留學生等却て高等教育及特殊教育に係る一切の事務を掌理し、普通學務局は中學校、小學校、普通師範學校其他普通の各種學校以下却て普通教育に係る事務を掌理す。庶務局は本省局課並に直轄局部の職制章程等に關する事務、其他各局課の主宰に屬せざる事項及公文の受付、書庫等を管し、内記課は本省局課並に直轄局部官吏の進退黜陟に關する文書を掌理し、卿輔の官印を管守する者とす。明治十五年五月

醫學學校通則を定め(文達第 四號)分ちて甲、乙尋常醫學、簡易醫學を教授する所となし、必ず臨床實驗の用に供するに足るべき病院の準備あることを要すとし、又藥學校通則(同年七月文 達第 六號)を以て甲、乙兩種の藥學を授くる所となせり。四月本省に褒賞課を置き、教育上の褒賞並に教員退隱料等に關する一切の事務を掌らしむ(文達 無號)。五月調査課の事務分掌を改定し、各局課に於て起草する太政官布告達に關する文案並に當省達告示及參事院に對する法律質義の文案等を調査し、且特に卿輔より本課に付する事件の調査に關する一切の事務を掌らしむ(文達 無號)。十六年四月農學校通則を定めて(文達第 五號)第一種、第二種に分ち甲は主として躬ら善く農業を採るべき者を養成する爲め農の學業を教授する所とし、乙は善く農業を處理すべき者を養成する爲め學理と實業、農の學業を教授する所とす。又府縣より選舉師範生徒を選擇して、公費を供し東京師範學校に入學せしめ(十六年四月文 達第 六號 同規則)。府縣立師範學校は十年の師範學校教則大綱に従ひ、忠孝彝倫の道を本として管内小學校の教員たるべき者を養成する所とせり(七月文 達第 一二號 府縣立師範學校通則)。而して以上の府縣立各種學校教員及學校長、書記等も官吏懲戒例並に行政官吏服務規律を通用せらるべき旨を定め

たり(五月文)。明治十七年商業學校通則を定め第一種、第二種に分ち、甲は主として躬ら善く商業を營む者を養成する爲め商の學業を教授する所とし、乙は善く商業を管理する者を養成する爲め商の學業を教授する所となし、教員等の資格を定む(十七年一月)。又中學校通則に於ては校長の資格教員等の制限を設け(文達第一號)たるが卒業證書を有せずして以上の中學校、師範學校の教員たらんと欲する者は品行、學力等檢定の上文部省より免許狀を授與すべき旨を定む(同年同月文達第八號中)。

第二節 文部省直轄學校

東京大學は文部省の設置せらるゝと共に南校と稱したりしが、明治六年更に開成學校と改稱せり。東校も亦東京醫學校と稱したりしが、明治八年五月從來の教員官等を廢して文部省直轄學校教員等次を定め、東京開成學校、同醫學校の教授自一等至五等、教授補自六等至八等を置き、東京、大阪、長崎、廣島、新潟、宮城等の英語學校、東京外國語學校、東京女學校、師範學校の教諭自一等至五等、教諭補、一等訓導以下五等訓導等を定む(文達第一號)。明治十年四月東京開成學校、東京醫學校を合併して東京大學と改稱し(文布告第二號)。又た東京英語學校を東京大學豫備門と改め、東京大學に附屬せしむ(同年同月文布告第三號)。明治十四年五月東京職工學校を設立し(文布告)。

三、六月文部省所轄學校等の職制を定む(五一號)。東京大學に總理、長、教授、助教等を置く、總理任は文部卿の命を奉じ、大學の事務を總理し、大學及大學豫備門の職員を監督し、其進退、黜陟の具狀を專行し、且つ事故あるときは奏任以上の職員をして代理せしむ。大學長任は總理の命を受け、一學部の事務を幹理し、教授任は學生の教授を掌り、助教任は教授の職掌を助く。書記は各庶務に従事す。東京大學豫備門には長任ありて總理の命を受け、豫備門の事務を幹理し、教諭任は判助教諭任、書記等の職掌皆同じ。外國語學校、師範學校、中學校、職工學校には何れも長任ありて、文部卿の命を奉じ、本校の事務を幹理し、其職員を監督し、判任以下進退、黜陟の具狀等外以下の專行を爲し、事故あるときは奏任又は判任の職員をして其の事務を代理せしむることを得。教諭任は判任、助教諭任は判任、書記同じ。師範學校には別に訓導任を置きて附屬小學校生徒の訓導を掌るものとせり。明治十五年一月東京大學に幹事任を置き、總理の次に列し、總理の命を受け、大學の庶務を幹理す(文達第九號)。明治十七年十月更に副總理任を置き、總理の代理は副總理當然の職務とせり(文達九二號)。明治十八年七月東京大學職制以下を改正し、大學豫備門を文部

卿の直轄となし、更に大學分校を設け(太達第一號)大學總理は東京大學の長たるに止り、各直轄學校等に教授(奏任又又は助教授等を置く)(太達第二三號同五)。又東京外國語學校内に高等商業學校を設け(第一七號文)更に司法省法學校正則科を文部省の所轄に移し東京法學校と改稱し(同年十二月文)大阪中學校を大學分校となし(千八百八十一年同告示)高等商業學校を東京商業學校と改め、且つ東京法學校を東京大學法學部に合併するに至れり(九月文告示第五號)。十八年十二月工部省の廢止と共に工部大學校を直轄す(内閣第六號告示)。

第三節 圖書館、教育博物館

明治五年二月博覽會事務局を正院中に開きたり

是博物館の嚆矢とす。明治六年三月博物館、書籍館、博物局、小石川藥園を博覽會事務局へ合併せしめ(無號)之を文書會計用度の三課となせしが、同八年先に合併したる博物館、書籍館、博物局、小石川藥園等の合併を解き、博覽會事務局を博物館と稱して内務省へ屬せしめ第六局と改稱し、更に九年一月第六局を博物館と改稱せり。明治十四年五月教育博物館を東京教育博物館と改稱し(文布達第三號)六月圖書館、教育博物館職制等を定めたり(太達第一號)。圖書館、教育博物館等には長、書記等ありて、長(奏任)は

文部卿の命を奉じ、本館の事務を幹理し、其職員を監督し、判任の進退黜陟の具狀等を專行し、事故あるときは判任の職員をして其事務を代理せしむることを得。而して長は大學總理の下にありて其指揮を受け、書記は各庶務に従事す。

第九目 教部省

第一節 本省

明治五年三月神祇省を廢して教部省を置き(太達第八二號)。次いで

其の職制を定む(無號)。教部省は教儀に關する一切の事務を統理する所にして、其の綱領は教儀並に教派、教則、社寺廢立、詞官僧侶の等級、社寺格式、祠官僧尼等の監督等なりとす。教部省職員も亦卿輔以下ありて、卿は本省及各寮司一切の事務を總判し、その諸官員を統率し、教義一切の事務各々其の道を盡さしむることを要すとす。事務章程に於て制可を乞ふの件と專任することを得る件とを分ち、前者は教則の改正制定、教派の改宗、社號宗名の變革、社寺の廢立、格改正、詞官僧侶の官位、教儀上の訴訟の判決、教書の免許、教徒の集會講義、講社の結社の免許等にして、卿輔之を判案して其要旨を略記し、又は處分の法案を作り、上奏制可を乞て後之を施行し、後者は之を行ふの後能く其細大緩急を分別し、其の旨趣を上達す。凡そ一般の布告

は太政官より發令するを常則とし、若し全國又は各部へ頒布すべきことあらばその事由を具狀して乞ふべく、尋常推問照會指令等の文書は縦令各地方へ通して相違するとも便宜往復受付することを得。又省中委任の件は各官省各局とも教部卿補に照會後執行すべく、他官省各局に係るものは教部卿補亦之に照會後執行す。又省中處分の教務一切は細大となく毎月、毎三月、毎一年と之を分別し、考課狀を正院へ上達すべきものとす(太達無號)。而して教部省管掌の事務に於ては正院に抵り、其當否を辨論することを得、各寮司頭、正より具狀する事務の緩急を審案して之を決判取捨し、本省所屬の委任以上の進退は正院に於て之を命ずるも、之を登薦免黜するにはその時々要旨を具狀上達して太政官の命を乞ふべく、判任官以下は其の能否を監別し、大少丞又は各寮司頭、正の具狀を以て其撰任免黜を專行することを得。大輔、少輔は職掌卿に亞ぎ卿を輔けて共に其の事務を調理するの責に任ず、事務ありて他方へ出張するか又は卿の缺席あるときは一切卿の職掌を代理し、卿の要旨に悖らざるを要し、又卿と共に正院に抵りその當否を論辨することを得。大少丞は卿輔の命に従ひ、省中各課の事を管理し、各寮司の事務を通知し、省中各課の擔任

事務の責に任じ、卿輔の命令に依り其名を以て各官省各地方への往復文書又は各寮司其他へ指令を與へ、且つ成規格式を明らかにし、各寮司處務の順序を調査し、その考課狀を檢閲する等にして、其他大錄以下の處務を董督して書記會計の事を詳知し、その能否勤惰を監視して進退黜陟を具狀するにあり。正、權大、中、少錄は大、少丞の指令に依り、各課に分れて書記其他の事務に處す。其他卿、大輔、少輔等に各一名宛附屬書記ありて、常にその所屬卿輔の左側に侍し、その指令に従ひ、一切の文書草案、記録及往復書牘の事を掌り、各寮司等より卿輔の決判を乞ふ國冊を簿記して之を受付く。書記の下に仕丁、給仕等を置く。同年三月社寺の廢立、合併及祠官、僧徒の等級、格式、祠官の設置、僧尼の得度、教儀に關する著書出版免許等に關する願、伺届等總て同省に提出すべき旨を布告し(太達第一〇四號第一)。四月音楽歌舞に關する事務及神官の管轄を教部省に移す(太達第一三六號同第一四〇號)。同月教導職を置きて正、權大、中、少教正、正、權大、中、少講義、正、權訓導等に分ち(太達第一三二號同教達第一三三號)。八月に至りて神官を總て教導職に補し、社殿境内の取締警察等の事を掌る(太達第二四號)。教導職の職掌も同年拾月制定せらる(教部省達第二三號)。即ち管長は教導職を統制し、管事は管長に代り、地方官と協議して

林の管轄一般統計表を編製するに當りて、之が爲めに各地方官に命令訓状を下し且つ法律規則を制定し、部下職員の指揮監督權を有す。翌年農學校博物館以上從省所管の者に限る。及商船學校を管理するに至る(二〇號)。卿の下に大輔、少輔ありて卿の職掌を輔け、事故あるときは代理を爲すことを得。大書記官、權大書記官、少書記官、權少書記官は何れも卿の命を受け、卿管掌事務の一部を幹理す。庶務に従事する屬は一等より十等に至る、農商務卿管掌の事務は書記局、農務局、商務局、工務局、山林局、驛遞局、博物局、會計局、農商工上等會議等の八局一會議に分掌せしむ、(一)書記局は卿輔、官房の事務、官印の監守、公文の往復、職員記録其他他局の主務に屬せざる事件を調理し、(二)農務局は勸農、漁獵、開墾、地質調査、農學校、農業上の建造物、農業上の統計に關する文書の採集及農業議會に關する事務を調理し、普通農事及養蠶、製糸、製茶、糖業、害虫、牧畜の業務毎に農事巡廻教師を置き全國を巡廻す、農務局員之が教師となる(十八年八月農達第三三號)、即ち主として從來内務省勸農局の管掌せる事務を引繼げるなり(同四月太達第二六號)、(三)商務局は勸商、會社、度量衡、商船、海員、商業上の統計に關する文書の採集及商法會議所に關する事務を調理する所にして、從來大藏省中商務局の管掌事務を

引繼げるもの多し(同達内務大藏兩省事務管理換)、(四)工務局は勸工、發明品の專賣免許、商標、工學校、工作上の建造物、工作上の統計に關する文書の採集及工作技術の會議に關する事務を調理す、之が職員は技術家にして大技長四權、大技長五少、技長六權、少技長七等、一等技手以下十等技手自八等至十七等及技生外等とす(十六年三月太達第一三號)、(五)山林局は官有私山林の保蓄、栽培、伐木等山林に關する一切の事務を調理す、(六)博物局は古器物の保存、美術の勸奨に關する事務を調理し、兼ねて博物館を管掌するものにして、山林局と同じく從來内務省の事務を引繼げるものとす、(七)驛遞局は驛遞郵便爲換貯金預りに關する一切の事務を調理する所にして、是又内務省より移されたるものなりしが、後貯金預りの事務に關しては大藏省と共管するに至れり(十八年一月太達第三號)、其職員も最初は内務省所管時代の驛遞官の儘なりしも、十五年八月驛遞官を増置して五等以下九等迄とし(四七號)、更に十八年一月には驛遞官職制を改正し、驛遞官は驛遞局の長として農商務卿の命を奉じ、中外郵便、郵便爲換及驛傳等の事を管理し、兼て大藏、農商務兩卿の命を奏じ、貯金預りの事務を管掌す(同年同月太達第三號)、(八)會計局は各局經費の出納、所要物品の購入、及交付等會計に關する一切の事務を調理す

る所とす。

第二節 農商工上等會議

は農商務卿の招集を以て臨時又は定期に之を開き、太政官若くは農商務卿より諮詢する農商工の利害に關する事件を審議するものにして、其事件を分ちて必ず諮詢すべき事項と然らざる事項とに分つ。前者は内外貿易の條約、關稅、商法、就中職工徒弟の契約、商標、專賣免許、會社、商船、海員に關する諸法案並に山林の法案、及海陸の運漕、道路の開鑿、川渠の疎通、港灣の修築、地方税を以て支辨すべき土木、中國税を以て補助せんとするもの、郵便、電信線路の伸縮、燈臺建設の得失、農商工に關する統計、其他の現況調査、農商工學校、勸業博覽所、其他農商工模範建造物の設立、美術改良の方法にして、此等の事項は一應當該官廳より會議に諮問す、後者は太政官若くは農商務卿より諮詢する事件にして、之が審議取調を爲す(同年五月太達第四號)。農商工上等會議は議長及會員を以て組織す。議長は農商務卿を以て充て、會員は官省院、使の官吏中より太政官之を任命す、任期三ヶ年とす、但農商務省農、商、工務の三局長は當然會員にして、其他會議の議件に關係ある參議、各省使、長官及代理人も會議に出席して辯論することを得。凡て會員を分て農商工の

三部に分ち部會議、總會議に分つ。

第三節 農商工諮問會及聯合町村農商工會議

は各府縣及自治團體に設置せられ、各地方官の農商工に關する諮問機關とす。即ち將來各府縣に於て從事すべき勸業上の事業はなるべく該會に諮問して、其得失を計り、從前施行し來りしものを一層改進すべき趣旨の下に設置せられたるものとす(十四年五月太達第四五)。府知事、縣令を長とし、其他の官吏を會員となす。然るに十六年五月太政官布達第十三號を以て之が改正を爲し、勸業諮問會及勸業委員となし、諮問會の組織を各府縣管内の農商工事に名望ある者を諮問會員となし、勸業委員は區町村若くは聯合區町村に於ける區、戸長の諮問機關たらしむるに至り、之が組織構成等に就ては知事、令の權限たらしむ。

第四節 農商務省所轄學校

十五年五月駒場農學校を設置し、其職制等を定め、農商務卿の管轄とせり(太達第二六號)。校長任奏は農商務卿の命を奉じ、農務局長の指揮を受け、校務並に職員を管理するものにして、教授任奏、助教任判等を置きしが、次いで同年九月農商務省所轄學校職制(太達第五六號)等を定め、其職員は別に幹事任奏、判任任又を増置し、校

長の命を受けて學校の庶務を幹理し、併せて校長事故あるときに其事務を代理せしむることとせり。十七年十二月東京商船學校規則を改め、東京商船學校は農商務省の所管にして航海科及機關科の生徒を教育する所となし、本校生徒たるべき者は海軍豫備員志願の者に限らるゝものとす。而して卒業の後は航海科にありては商船の船長、運轉手たるべく、機關科にありては機關手の業務に従事すべきものとす。校長以下の職員何れも皆同じ(農商務達第四〇號)。

第十一目 工部省

第一節 本省

工部省は從來の寮司制度に據りて四年八月寮司の等級を定め、工學、勸工、鑛山、鐵道の四寮を第一等寮となし、土木、燈臺、造船、電信、製鐵、製作の六寮を第二等寮、測量司を一等司とせり(太達第四〇七號)。九月には土木寮管轄の橋渠に關する事務を大藏省營繕寮に移し(太達第五〇三號)、更に十月土木寮を大藏省へ移管せり(太達二八)。五年十月造船寮、製鐵寮を廢して製作寮に合併し、長崎造船所を長崎製作所と改稱して其管轄を受け(太達第三一三號)。更に翌年十一月勸工寮の事務を引繼げり(太布達第一三九一號)。七年一月測量司を内務省へ引渡し(太達無號)、更に土木寮中營繕事務を

大藏省より移管し、諸官廳等新築の事務は定額金を以て取扱ひ、各廳限り處分し得るは些少の新築に限るべきものとす(三月太達無號)。翌年十一月營繕寮を二等寮となし、更に營繕局と改む(太布告第一一七號)。明治八年十一月工部省職制並事務章程の改正あり(太達第七一七號)。工部省は工業に關する一切の事務を管理する所にして、本省の外に鑛山寮、鐵道寮(以上二)、燈臺寮、電信寮、製作寮、營繕寮、工學寮(以上三)に分れ、從來の寮制度を繼承せり。卿は本省及各寮の官員を統卒し、工務を各寮に分付し、全國官工を總判し、兼て本省及各寮の官員、奏任の進退黜陟の具狀、判任以下の專行を掌る。省中の事務は上下二款に分れ、上款は大工作の興廢、鐵道、電信、線路及燈臺設置の場所の指定、燈稅並海外電信料、既定經費の變更、官員及學生の海外派遣寮司廢立合併、掌管事務に係る規則、罰例等の制定にして、卿の意見を具し、上奏裁可を経て、然る後施行す。下款は開鑛場所の決定、鑛物の採取、工業上に於ける海陸の測量、鐵道、電信等の測量、鑛製作、造船等の爲め便宜、廩舍の假設、土地、家屋の買上、拂下、移轉、處置、鐵道、電信等の賃金の制定、船艦、器械、商品の製造、修理、販賣、工藝教育、省中局課の興廢及諸寮章程の改定等にして、以上の事項は卿の意見を以て專行し、上下二款の事務何れも其

の責に任ずるものとせり。大輔、少輔は卿の職掌を輔け卿事故ある時は代理することを得、其の下に正権大、少丞、正権大、中、少録、筆生、省掌等を置きたり。燃るに明治十年一月工部省の諸寮を廢止し、鐵道、鑛山、電信、工作、燈臺、營繕、書記、會計、検査、倉庫の十局を設置し(工部省第一號)、次いで十三年十二月工部省職制並事務章程を改正し(太建第六〇號)、工部省を局制度となすに至れり。卿の職掌は従前と異なる所なく、元老院に出席して主任の法案に關し、利害を辯論する等何れも他省の卿と同じ。大輔、少輔も従前の如く、新に正権大、少丞に代るに正権大、少書記官となし、屬も亦一等以下十等に至る者とせり。明治十四年八月検査局を廢止(太建第六八號)、十八年工部省廢止に至るまで存置せり(太建第七〇號)。工部省各科工術も亦上師以下は従前の通りなれども、一等技長(四等以下四等技長等)迄としたるか(明治九年十二月太建第一一四號)、翌十五年一月には工術一等技長以下を廢し、正権大、少技長(四等乃至七等)、一等技手以下十等技手(自八等至十七等)、技手見習(外等)を置き(太建第一五號)、更に十二年三月には工術等級を改正し、技監(三等)、正権大、少技長(自四等至七等)、一等技手以下十等技手(自八等至十七等)、技手見習(外等)を置く(太建第一六號)。

第二節 工學寮又は工部大學校

工部省所轄諸寮の中にありて稍省務を管掌せ

ざるは工學寮なり。工學寮は工部省の所轄に屬し工部に奉職する工業士官を教育する學校にして(七年二月工部省寮諸規則)、寮長、都校、教官等の職員あり、寮長は校中を總べ、都校、教官は生徒の教育を掌る。十年諸寮を廢止し、工部卿の直轄となりしが、超えて十五年八月工部大學校職制等を定めたり(太建第五一號)、是れ工學寮の後なり。工部大學校職員には長、副長、幹事、教授、助教授等を置き、長(勅任)は工部卿の命を奏じて工部大學校の事務を管理し、職員判任以上の進退黜陟は工部卿に具狀し、等外以下は之を專行し得。副長(奏任、長、副長、ア、レ、バ、長、ヲ、置、カ、ズ)は長に亞ぐ職掌を有し、幹事(奏任)は長の命を受け、大學の庶務を幹理し、長事故ある場合に之を代理し、教授(勅任)、助教授(判任)は生徒の教授を掌るものなり。明治十八年十二月工部省の廢止と共に鑛山、工作の事務は農商務省に、電信、燈臺の事務は逓信省に、工部大學校は文部省に屬せしめ、鐵道事務は當分の内内閣の直屬に置く(太建第七〇號)。

第十二目 司法省

第一節 本省

聽訟、斷獄の事務は從來刑部省、彈正臺の管掌せる所なりしが、明治四年七月司法省を設置して、彈正臺を廢止す(太建第三三六號)。司法省には卿、大、少輔等あ

り、卿は聽訟、斷獄、捕亡の事務を總判し、輔之に亞ぐ(同太達第三四二號)。八月司法省囚獄司を廢し(太達第(四)一八號)、捕亡、囚獄の事務は地方官に委任し(太達第(四)一九號)。九月大藏省より聽訟事務を引繼ぎ(太達第(四)七一號)、同月又明法寮を置き、一等寮とす(太達第(四)九一號)。五年五月司法省に大丞、少丞を置き、且つ司法省職務定制を定む(無號司法省職務定期)。司法省は全國法憲を司り、各裁判所を統括する所にして、省務を支分して、裁判所、檢事局、明法寮の三とし、更に裁判所は司法省臨時裁判所、司法省裁判所、出張裁判所、府縣裁判所、各區裁判所の五とす。翌月警察寮を置き、二等寮となし、頭以下を置けり(太達第(二)四三號)。卿は本省及寮局、各裁判所一切の事務を總判し、諸官員を督し、新法の草案、各裁判所建設の便宜、疑讞の審定、重要犯罪の論決を總提し、各局寮事務章程に照し、制可を請ふべき條は之を上奏し、其專任を得べき條は便宜處分するの權を有す。奏任の進退は正院に於て命ずるも、才否を察し、之を薦黜するものとし、判任以下は丞及判事頭の具狀に依て之を黜陟するものとす。大、少輔は職掌、卿に亞ぎ、卿闕席する時は卿の意を體認して一切の事務を代理す。大、少丞(自四等至五等)は卿、輔の處分を取り、省中一切の事務を幹理、疏通し、省務に關する一切の公文、受付を提掌し、且つ長官に對し

省務の當否を辯論することを得。正、權少判事(自七等至八等)及正、權大、中、少錄(自八等至十三等)は事を丞に受け、各課に分掌し、文書を管主す。その下に正、權少檢部あり、又外表、玄關詰、出納課、附屬(以上等外一等)、使事、仕丁、守卒、見座、訟訴口詰、内、玄關詰(以上等外二等)及等外三等(關扉員の監視)等あり。司法本省の事務は書史、受付、記録、出納の四課に分れ、書史課は制旨錄、議下錄、決議錄、檢印錄、書史日記を管主し、受付課は經裁錄、回達錄、布告刻紙編冊、院省布告錄、本省布告錄、達書錄、院省府縣交通錄、諸願編冊、諸伺編冊、諸屆編冊、遞附錄、往復帳、受付課日誌、各局達書呼出帳等を管主し、記録課は司法省日誌、職員錄、職員月表、履歷短冊、省員履歷錄、等外人員錄、省務分課誌、省員進退錄、省員願伺屆錄、任解文通錄、拜命請書帳、省員諸達錄、出勤帳を管主し、各府縣裁判所より毎年正、七月に具送する書類を丞及檢事に於て稽失を勾檢し、職員の進退等に關する諸法は大藏省に報告す。出納課は定額金出納帳、月給旅費出納帳、日々出納帳、定額金通帳、月給旅費通帳、大藏省回答錄、立替金帳、小破損營繕、仕拂帳、贖贖帳、贓物預帳、諸器物帳、物品渡帳、買物通帳、證書綴込、出納課日記、遞附錄等を管守し、専ら會計上の事務を掌る。而して聽訟事務に従事するは判事にして、檢事は檢事局を構成し、檢彈の事を掌り、何れも

卿の指揮を受く。以上は明治五年五月司法省職務定制の定むる所にして、未だ司法官の獨立を認めず、行政官と司法官とを混同し、判事たる大法官以下をして省務に干渉せしめ、且つ全國に於ける判事、檢事等何れも中央司法省より出張せしむ、同年八月司法省官等表を定む。

司法省官等表 (明治五年八月三日 太達第二一八號)

司法省	一等	大輔	大判事
	二等	少輔	中判事
司法省	三等	大判事	大判事
	四等	中判事	中判事
司法省	五等	少判事	少判事
	六等	少判事	少判事
司法省	七等	大判事	大判事
	八等	中判事	中判事
司法省	九等	少判事	少判事
	十等	少判事	少判事
司法省	十一等	大判事	大判事
	十二等	中判事	中判事
司法省	十三等	少判事	少判事
	十四等	少判事	少判事
司法省	十五等	少判事	少判事
	十六等	少判事	少判事
司法省	臨時裁判所	臨時裁判所	臨時裁判所
司法省	司法省裁判所	司法省裁判所	司法省裁判所

出張裁判所	長	判事 充之ニ 同前
府縣裁判所	長	同 同前
各區裁判所	長	解部 充之ニ 檢事解部 同前

而して檢事局中別に逮部長の官あり。同月選卒を司法省の管轄に移し、六年十月參座の制を設けて陪審制度の端を開かんとし(太達三三號)十一月監獄官員を置き獄事を掌らしむ(太達第三七號八號監獄則)。十二月參座を廢す。之より先明法寮を廢止したるが八年には警保寮をも廢止したり。明治八年五月司法省職制を改正し、卿輔各一丞、錄を置く(司達第一〇號)。司法卿は諸裁判官を監督し、庶務を總判し、且つ檢事を管轄し、檢務を總理することを掌り、裁判に干與せざることとせり。判事及司法諸官奏任の任免進退の具狀、判任以下の專行を掌る。その重なる省務は一布告布達の司法諸部に對する行下、及各裁判所又は各裁判官に對し指令することと、勅、奏、官位、華族の犯罪、國事犯及内外交渉事件の重大

なる者に付き、検事に對する指令處分、三、恩赦の特典を奉行すること、四、毎年民事刑事の統計表を進奏すること、五、新法を草案し、且つ上奏して立法官の議を求むるを得ること、六、各裁判所構成廢置の便宜を具狀して裁を乞ふこと、七、各裁判所の費用營業及司法一切の會計を料理し、其の定額外に在るものは臨時上請して裁を乞ふこと、八、裁判所長の任命、裁判官の巡廻交代を命ずること、九、代書代言人を監し、其規律を制し、裁を乞ふこと等なり。(司達第一〇號司。法省職制及章程) 七月本省に檢務課を置き、檢事事務に付き同課より照合せしむ。(司達) 八月司法省の局課制度を改めて第一局以下第五局に分ち、第一局は受附、布告、指令、規則の四課とし、第二局は履歷、職員、集表(諸表ヲ兼ヌ)、法學、翻譯、日誌(書籍ヲ兼ヌ)の六課とし、第三局は刑法、檢務、監倉の三課とし、第四局に民法、外務の二課、第五局は出納、用度、營繕、調查、精算、贓贖、雜務の七課とす。而して各局長各課長は其局課中一切の規律を維持し、各員の勤怠を検し、臨時進退、黜陟に係るものは各局長協議し、其意見を述べ、且事の成法成規ある者は局長之を施行し、之なきものは卿の命を受け、各局長協議して長官の決を取る。各文書は受付課之を受け、各課に分配す。課長之を檢査して局長に出すときは局長之に印し、長官の檢閱

を經べきものは其印を取りて後之を施行し、又制可を乞ふべきは草案に各局長印して卿に呈し、卿允可の上之に印し、各局長之を受けて受付課に付し、淨書して正院に出すものなり。而して裁判事務を除くの外司法諸部に於ける文書の授受、往復職員出入の調査並に諸經費及贓贖收入等都て事の本省に關するものは、特に本省より人を派して之に従事せしめ、且つ本省の指揮を受くべきものとす。(司達、番外司、法省總則) 九月には更に第六局を置き、第二局中の翻譯課を第六局に移せり。(司達、第六號) 十二月各課文書取扱に關して正、副二本を作製し、正本は本課に止め、副本を以て指命を受くるべき旨を定む。(司達、番外) 又贓贖事務の取扱は録をして従事せしめたりしが、凡て屬をして取扱はしむ。(司達、番外) 明治十一年一月本省大、少丞、録を廢す。(太達、第三號) 二月司法省職制を改正して書記官及屬を置き、卿は從來の事務を掌るも裁判に關與せざるに至る。又大審院を管轄し、且つ巡廻裁判所を廢止せり。(太達、第三號) 書記官は卿の命を受けて庶務を提掌す。此年司法省に附屬代理人を置き、臨時司法卿の命を受け、各裁判所に出張して通常代言人の職務を行はしめ、殊に關涉する訴訟に付ては官の爲めに代言し、且つ時宜により人民の囑托又は貧民の爲め謝金なく、代言

を爲すことを得るものとし、人員を定めず相當の月俸を給するものとせり(司達第二號附屬代官)。 代官人及代書人の監督及其規律を制し、裁を乞ふは卿の職掌なりし

も、此に至りて一般に代官人の許可權を有するに至れる旨を定む(太達第三二號司達)。 此の年檢事長以下を置きたりしが明治十二年檢事長を廢し勅任檢事以下を置き

て一般に檢彈及公訴の事を掌らしむ(太達第五號)。

明治十三年三月本省中の修補課を廢す(司達第五號)。 十二月司法省職制並事務章程の改正あり(太達第六〇號)。 司法省は裁判並に司法警察に關する事務を管理する所とし本省は議事局、刑事局及民事局の三局に分る。司法卿は部下官員の統率判事の監督、恩赦特典の奉行、主管百般の事務に付法律布令の制定並に補正に關する意見の奏請及元老院議席に列し利害の辯論をなす等にして、主管事務の重なるは、行政裁判、司法警察事務の變更、法廷に關する規程の制定、布達部下官吏の外國派遣、各裁判所並に檢事局の廢置及各裁判所長の任免、各局の廢置及各局長の任免、各裁判所及各局の處務規程の制定、外國人の備入又は解備新規創業及舊規の變更等に關する事項は卿其意見を申奏し、裁可を経て然る後之を施行し、その他は卿之を專行し其施

行に就ては皆其の責に任ずべしとせり。大、少輔任勅は卿を輔け、卿事故あるときは其の代理たることを得、正、權大、少書記官任奏は卿の命を受け、各其の主務を幹す。屬は一等より十等に至り各庶務に従事す、明治十四年二月司法省附屬代官人及吟味願を廢したり(司達第四號)。 爾後明治十八年十二月卿輔を廢して司法省職制の改正を経るまでは何等の改正なし。

第二節 判事職制

明治四年七月司法省職制の改正と共に判事職制を定む(太達無號)。

判事は司法卿の監督の下に聽訟事務に従事す。正、權大、中、少判事、正、權大、中、少解部及正、權大、中、少屬等とす。正、權大、中、少判事は法律を確守して聽訟を掌り、稽滯冤枉なからしむる責に任ず。司法省裁判所以下各裁判所の聽訟事務を擔任し、奏請すべき條件及疑獄は決を卿に取り、輒く論決することを得ず。即ち二等裁判所へ本省判事課に於ける勅任の判事長官として出張し、三等裁判所には奏任官たる判事長官として出張す(同年八月太達第一四號)。 正、權大、中、少解部は各裁判所に出張し、聽訟、斷獄を分掌す。正、權大、中、少錄は事を判事に受け、文案を抄寫し、簿書を管主し、各府縣裁判所に在る者は所長の指揮を受け、兼て庶務出納を分課す。本省に於ては判事

課にありて卿輔の指揮を受け、各裁判所より伺出する刑律を斷折し、府縣裁判所以下にありては所長の指揮を受けて所務に従事す。明治五年五月司法省の改正に於ても出張判事の制を廢止せず。翌六年二月判事の裁判手續を定め、獄獄推問の慎重を望む爲に反覆推問して結案を爲すべく、推問に際して判事一名、檢事一名、解部一名相會同し、判事専ら推問に任じ、解部口供を登記し、檢事傍に在つて査校するを要し、若し他の案件ありて每次莅む能はざるときは初席推問後は解部に委して究訊せしむ。此時は他の解部一名之に副たるべし、凡て罪囚を取勾する豫じめ囚の姓名及鞫訊すべき日時を將て囚獄官に告げ、押解せしめ、之を裁判所歇倉に停めて喚問を俟たしむ。斷獄の位置は右を上とし、判事柵欄を距ること五尺とし、解部判事の左に在り、檢事は判事の右斜に面す。判事は囚の貫趾姓名年齢及祖父母、父母の存歿、妻子の有無を問ひ、後犯罪の顛末を推訊す。解部囚の口供に隨て之を詳記し、案成りて式に依り、罪案を草して判事に呈す。判事之を檢事に示し、再び堂に陞り、囚の供に照して覆審し、文異なきを俟て解部罪を讀與し、拇印せしむ。裁判官の親屬朋友若くは舊讎ある人等の獄訟の事あるに遇へば自ら回避するを聽し、他の裁

判官之を斷決す(司達第二二二號 斷獄則)。同年六月各裁判所判事、檢事出張せざることをし、府縣裁判所以下の判事、檢事は專屬するものとせり(司達第一號)。八月死刑及終身懲役以上の刑は凡て司法省に伺ひ出せしむ(太達第九五號 第三)。明治八年五月三權分立の趣旨に基き、大審院以下の裁判所を置くや、判事の改正を爲し、從來の正、權大、中、少判事及正、權大、中、少解部を廢し、一等判事以下七等判事(自一等至七等)及一級判事補以下四級判事補(自八等至十一等)を置き(太達第七三號)、別に判事職制を改正す(太布告第一九一號)。即ち判事は大審院以下府縣裁判所に至るまで之を置き、大審院の訟廷は一廷に判事五人以上、其中一人を課長とす。上等裁判所は一廷三人以上、其中一人を課長とし、判事其の數に足らざる時は判事補をして坐に列せしむ、但し判事補二人に至ることを得ず。課長は凡て裁判所長を選任し、課長は喚召審訊及歇止を命ずるの責任を有す。法廷は民事、刑事の兩廷に分れて聽理し、其の事簡なる者は一廷を以て日時を分ちて聽理す。判事は民事二課に分れて務を治め、或は民事二課を通兼すること、各々其の便に従ふ。判事既に罪囚又は原被告を審訊し、裁決せむとする時は、裁判官其の廷を退き、議事を多數に問ふ、議平分して歸一せざるときは課長の見る所を以て之を決す。大

審院長及各上等裁判所の判事長は、隨時各廷に臨み、課長の事を行ふことを得、又刑事にありては重罪及犯情繁難なる者は下調を行ふ、下調は検事の求に依り、別廷に於て戸を鎖し、裁判官書記を引て之を行ひ、下調訖り罪案成て始て公廷に付す、下調を行ひし裁判官は該案公廷の班に列するを得ず。公廷に付したる後、犯跡未だ明かならず證憑具はらず情狀疑ふべき者は課長より更に他の裁判官をして下調を行はしむるを得(太布告第九一號)。又上等裁判所判事にありては年二回管下府縣に出張して死罪の獄を斷じ、區裁判所判事は勸解の事務を管掌す。明治九年四月各府縣裁判所に於ける判事又は判事補を糺問判事となし、糺問掛に於て現行犯は、検事を待たず自ら検事の爲すべき處分を爲し得べき旨を定む(司達第七號)。明治十年一月巡回裁判所判事及判事職制を削除す(太布告第一九號)。六月一等判事以下七等判事及一級判事補以下四級判事補を廢して、判事及判事補を置く。判事は勅任より九等官相當までとし、判事補は凡て判任とせり(太達第四六號)。明治十三年七月治罪法に依る刑事裁判所の構成と共に、大審院に於ては刑事局に於ける五名の判事一年の期間を限りて刑事に關する上告審を聽理し、重罪裁判所に於ては同じく四名の判事

輕罪裁判所の控訴審を掌り、別に豫審判事を置く、輕罪裁判所にありても治安裁判所の判事之が裁判を爲す。即ち刑事裁判所たる高等法院、大審院、重罪裁判所、控訴裁判所、輕罪裁判所、違警罪裁判所に於ける刑事局聽訴斷獄の事務を掌る者は是なりとす(太布告第三七號治罪法)。明治十五年七月行政官吏服務規律(太達第四四號)の制定と共に司法官吏にも適用すべき旨を定む(太達第四五號)。即ち太政大臣及本屬長官の達示の循守、職務の執行、職務の内外を論ぜず廉恥を勵むこと、機密を漏洩せざること、職務に關して他人の贈遺を受けざること、及懲戒例の通用等にして、特に判事、檢事は職務に關して他人の贈遺を受くるを得ざるは勿論として、之れが條項の適用を削除せり。而して本屬長官は其所屬官を檢察し、臨時巡察使を派出して官吏の治績及功過を檢察し、狀を具して直に太政大臣に上申するものとす。明治十七年六月治安裁判所判事の中三十歳以上の判事及判事補各一名を以て勸解掛となし、民事訴訟事件を勸解せしむることとせり(司達第二三號勸解略則)。

第三節 檢事局

明治四年七月司法省を設置するや、判事職制の制定と共に檢事職制を定む(太達無號)。檢事は檢事局を構成し、司法卿の命を受けて聽訟の當否を監

視し、法憲及人民の權利を保護し、良を扶け悪を除き、裁判の當否を監するを職とす。正、權大、中、少、檢事は罪證事端發するに始まり、聽訟には檢事必らず速班し、訴狀を檢視し、訴訟人の情事を熟察し、聽訟終つて判事、解部に意見を陳ず、即ち未發を警察する事に預らず、犯罪の探索捕亡を管督指令し、檢部及逮部を總攝す、毎に本省より派出するものとす。正、權大、中、少、檢部は各裁判所に出張し、檢事の指揮を受けてその事を攝行し、聽斷を監視し、罪犯の探索を掌り、罪狀明白且つ現行罪犯あるときは逮部長に協應し、逮部を指揮して捕縛せしむ。逮部は罪犯を探索捕亡するの掌に當り、檢事、檢部の命によりて各地に派出し、其地方の逮部長及逮部に協應す。各地方の逮部長は地方選卒長之を兼ね、逮部を指揮して探索捕亡を掌る。逮部は一等以下四等に分れ、進退黜陟等何れも本省の決を取るを要す(太達無號、檢事職制、檢事局事、務章程、地方選卒兼逮部職制)。又監倉の囚人の病疾を診狀する者に醫員ありて、醫局を構成し、檢事の指揮を受く(醫局章程、太達無號)。明治七年一月、檢事局職制を改定し、正、權大、中、少、檢部を廢して正、權大、中、少、檢事を置き、犯罪事端已に發する者を檢探し、其未だ發せざるものを警察豫防する事に關與せず、犯人の探索逮捕するは司法警察の管掌する所となし、檢事は之れ

を管督指令し、且つ司法警察官吏を總攝するものとす(太達無號、一四號)。十月、司法警察を使府縣へ委任し(太達無號、三三號)。同月、更らに東京警視廳の設置と共に府下に置ける巡查選卒を管せしめ、次いで選卒の廢止と共に一等巡查以下四等巡查とし、司法警察の補助機關となるに至れり。明治八年五月、司法省職制章程の改正と共に、檢事職制の改正あり(司達無號、一〇號)。檢事は正、權大、中、少、檢事(自三等至八等)に分れ、且つ其下に一級檢事補以下四級檢事補(自九等至十三等)あり。檢事は非違を案檢して裁判官に彈告するを掌る。檢事補は事を檢事に受け、檢彈を掌るものとせり、而して大審院以下の各裁判所判事は何れも檢事の求めに應じて下調を爲すべき旨を定めたり(司達無號、番外)。明治九年四月、司法警察假規則(司達無號、四八號)を以て司法警察の處分は罪犯を探索檢視して事證を取り、裁判所に付するにあり。之が必要なる處分は人身勾留、居室の進入、物件の押へ、書簡の開封の權限に限られ、而して之が權限を有する者も司法警察官又は之より委任を受けたる者に限る。檢事及檢事補並に地方警部及警部補是なり。明治十年二月、檢事職制の改正と共に従前の大權事以下を廢して、檢事長、檢事、檢事補を置けり、之れ司法省職制の改正に伴ひたるものにして、檢事長(任物)は司法卿の管

轄の下に検事の長とし、正、權、大、中、少、検事に分れ、更らに検事補を置き、検事、検事補の官等を改め、検事は三等より八等、検事補は一級九以下四級十三に分ちたり。検事の案檢の務めは罪犯發覺の時に始まり、未發を豫防することに關與せず。判事に彈告して判を求むるに當りても判事之に服せざるときは上告し、裁判を得たる後は犯人を警察官、囚獄官等の各部官に送付し、犯人にして赦典を乞ふべき者あるときは意見を具して司法卿に具上す。検事は何れも裁判の議に干冒し、若くは裁判の當否を論争することを得ず、而して検事は大審院以下各裁判所に置かれ、司法卿の指揮を受くべく、檢彈及公訴の事を掌る。検事は四等以下七等までとし、檢彈及公訴の事を掌る。檢事補は事を檢事長若くは檢事に受け、檢彈及公訴を掌る(三二號第職制)。明治十二年三月、檢事長を廢し、檢事の中一名を勅任、檢事とせり(太達第五六號)。從來明治十八年に至るまで、檢事職制の改正を経たることなし。

第四節 明法寮

明法寮は明治四年九月、司法省に置かれたるものにして(太達第九一)、一等寮となし、司法卿の監督を受けたりしが、五年八月、司法省職務定制の定めると共に、明法寮職制を定めたり(太達第無號)。明法寮は法律を申明することを掌る所と

す。頭三、權頭四は寮中諸員を管督し、寮務を宰處し、卿、輔を贊助し、各國の法を采譯し、且裁判制度の便宜を盡し、條例擬案及新法の草案を裁す。維新以來の布令、法章に涉る者を編纂して考證に備ひ、各裁判所疑讞律文の疑條を質す(同達明法寮章程)。助五、權助六は頭に亞ぐ。正、權、大、中、少、法官自四等至八等は、博く古今及各國の法を講究し、長官の采擇に備へ、且新法を議し、條例を編修し、疑讞を擬定し、生徒を教授す。正、權、大、中、少、屬自八等至十三等は、頭、助、法官より事を承け、文書を受付けて抄寫し、藏書を監守す。明治八年五月四日、各省寮司の廢止と共に、明法寮を廢す(太達第七一號)。

第五節 警保寮

警保寮は明治五年八月、司法省中に置かれたるものなるが(太達第二四)、二等寮として、頭、權頭以下及大、少、警視、大、少、警部等あり、十月、一等巡査、二等巡査、三等巡査を置く(太達第一四)。司法省職務定制の定まると共に、右寮と稱したりしが(太達無號)、同月職制及章程を定む(司何正)、即ち警保寮を置くは、國中を安靜にし、人民の健康を保護する爲めにして、その安寧健康を妨ぐるを豫知するにあり、警保寮長官たる頭、權頭は、司法省卿、輔の指揮を受け、全國警保の事を總提し、大、少、警視以下を管督し、寮務を宰處す。助、權助は、職掌頭に亞ぐ。正、權、大、中、少、屬は、頭に命を承け、文

書を受付抄寫し、且つ費用出納の事を分掌す。正權大警視は各府縣に派出し、管下警保の事を監督し、少警視以下を總括し、違式以下の罪決し難きを處斷し、且つ地方に依りては時宜に仍り檢事、逓部長の事務を兼ね又は檢事をして之を兼ねしむることあり。正權少警視は各大區に派出し、區中警保の事を督し、警部、巡查を監視し、違式以下の罪を處斷し、決し難きは決を大警視に取る。正權大警部は各府縣及大區に在つて大、少警視の指揮を受けその事を輔翼す。正權少警部は各小區に分派し、區中警保の事を督す、其罪を處斷するに當りては犯人の輕重を分別して法律に涉る者は捕縛して裁判所に付し、違式の者は少警視に送附し、註違以下の者は自ら處斷することを得。一、二、三等巡查は各小區に分派し、番人十人毎に一人とし、小頭番人を監し、區内を見回り時々の情狀を警部に報じ、且つ現行非現行の犯人を區別して前者は勾引若くは捕縛して警部に致し、後者は檢事若くは警部の命を受けて之を捕縛し、違式註違の箇條を犯する者は小區屯所に拘引す。巡查は地方の逓部を兼ねるを常とす。番人は各小區に置き、小頭之を取締り、區内の安寧を警保するを以て務めとし、斯の撰徵黜陟賞罰等總て之を處斷す。明治七年一月警保寮を内

務省の管轄に移したり(太達無號)。

第六節 監獄官員

明治四年七月囚獄司をして監倉の事務を掌らしめたるも

同年八月之れを廢して事務渾て東京府に屬せしむ(第三四〇、三四一九)。五年十一月監獄則を發布し其官員を定む。獄司任判は獄事を掌り、丁長以下を選びその管轄廳の許を得て之を命ず、副司任判は獄司事故、疾病等あれば其事を代理す、書記は三名にして、醫師は内科、外科、調薬者各一名とし、監獄内醫藥の事を掌る、教師は男女適宜に任じ、獄囚を教誨するを掌る。丁長三名、五丁の長にして一丁十囚を管し之を一速と云ふ。女監長は尼及寡婦の行誼ある者を選任し一名とし、獄司と雖もその許しを得ざれば女監に濫入するを得ず。守卒は適宜に置き、晝夜獄内を監護し、煩火掃夫等は總て犯人を使用するものを指揮す、授業中は各工の練達するものを備ひて囚人就業に導く。獄卒は傭夫にて上中下の三等に分ち、役囚を指揮するに鐵杖を用ゆ、下男は獄署の雜事及他廳へ往復するに使用し、守兵は地方官より之を出し、晝夜更番に表門外二名、各工場一名、各獄舍門一名、監倉四隅各一名宛警衛し、外來人を通じ死刑囚を看護す(太達七八號第三)。

明治六年二月裁判所斷獄則の發布と共に囚獄官は囚の戒護と共に裁判所に於ける拷訊の事務を掌るに至る(太達第一二二號)。拷訊は訊杖及算板の二刑具を用ひ、惟命盜重犯に用ひ訊杖を行ふは人犯の臀腿を打撃し、尙實を供せざる者に算板を配用すべしとす(斷獄則)。明治七年検事局章程の改正と共に、裁判所監倉は凡て検事の所管に屬する旨を明にす(太達第一四四號)。明治九年二月諸監倉を内務省の管轄に移し、内務省をして之を總理せしめ、東京は警視廳の管轄に屬せしむ。監倉取締は監獄則に照依し尙不都合の廉は司法省へ協議せしむ(太達無號)。十年一月内務省警視局を置き全國監獄の事務を主理せしむ(内務省參照)。十二月七日内務省に監獄局を置き、囚獄懲役の事務を管理せしめ(同)。爾後明治十八年六月内務省監獄局の廢止に依り警保局監獄課をして監獄事務を取扱はしむ(以上内務省參照)。

第十三目 宮内省

第一節 本省

宮内省の官制は明治十年に至るまで改正なく、従前の制に據り時々少改正を加へたるに過ぎず。即ち明治四年九月侍從長侍從の職掌を改定し(太達第九三號)。且つ次侍從を廢せり、侍從長(三)は常侍規諫し兼て侍從を監することを掌

り、侍從(六)は常侍奉仕を掌り若し規諫せんと欲せば長に依て奏上すべき旨を定む。翌年侍從番長(五)を置き(太達第一〇一號)。兼ねて元神祇省中大掌典以下祀典關係の官を置きたり(五年太達無號)。又從來太政官管轄たりし各宮家を宮内省の管轄となし(同無)。宮家進退向家事等に關する事務を取扱ひ、且つ各宮家令の等級を定め、四親王御直宮家令等を官等七等に定め(太達第九七號)。宮中勸番之輩を九等出仕となし(同達第六一〇號)。内豎(九)内舍人(十)を廢して(太達第一〇號)。雜掌長(十)雜掌(十一)等を置たり。明治六年七月内膳司、内匠司及調度司等を廢し(太達第二五〇號)。更に八年一月には省中の大、中、少、典侍、正、權大、少侍醫、大、中、少、馭者、大、少、雜掌長を廢し侍講、侍醫、藥劑官以上各六等、藥劑生、馭者を置く(太達第五號)。この年式部寮を宮内省の管轄としたりしが(太達第五九號)。十一月には復び正院に屬せしめたり(同布告第一八二號)。更に翌年には再び式部寮を宮内省に屬せしめ(太達第六四號)。全寮中判任官以下を廢して一等屬以下十等屬(自八等至十七等)。正、權大、中、少、掌典(自七等至十二等)。正、權内、掌典(自十四等至十五等)。大、中、少、神部(自十五等至十七等)。大、伶人等(外等)を置く。而して侍講、雜掌、仕人、直丁、女孀等の官等を改正し、一等侍講以下三等侍講(自三等相當)。侍從(七等相當)。雜掌(十四等相當)。仕人(二等外)。直丁(三等外)。女孀(十四等相當)。權女孀(十五等相當)となす。

明治十年九月宮内省職制及事務章程の改正あり(太達第六三號)。宮内省を以て皇室内廷、皇族に關る一切の事務を管理する所とし、卿以下の職制を定む。卿は宮内省の諸官を統率し、宮禁一切の事務を總判し、奏任以上の進退黜陟の具狀判任以下の專行を掌る。大輔、少輔は卿の職掌を輔け、且つ卿事故ある時に代理す。大書記官、權大書記官、少書記官、權少書記官は何れも卿の命を受けて庶務を整理し、公文の受付を提掌し、庶務に従事する屬は一等より十等に至る。常侍規諫闕失を補益する者は侍補と稱し、一等侍補(相當三)、二等侍補(相當四)、三等侍補(相當五)に分ち、講筵に侍し、兼て御府の圖書を掌る者を侍講と稱し、又一等侍講(相當三)、二等侍講(相當四)、三等侍講(相當五)に分つ。別に侍從(相當七)、侍從試補(相當九)を置きて、常侍奉仕を掌らしめ、一等侍醫(相當二)、二等侍醫(相當三)、三等侍醫(相當四)、四等侍醫(相當五)、五等侍醫(相當六)、六等侍醫(相當七)は診候醫藥に奉仕し、醫員(自八等相當至十三等相當)は藥劑調製を掌り、馭者(自八等相當至十三等相當)は御車調馬飼養の事を掌り、雜掌(相當十四)は凡庶灑掃宮中の雜役を掌り、又仕人(二等外)、直丁(三等外)等あり。皇太后宮大夫(相當三)は其宮事を總掌する者にして、大夫の職掌を輔け、大夫事故ある時其事務を代理する者を皇后宮亮(相當四)と稱す。十二月式部寮中の大、中、少掌典、大、中、少神部を廢

し、一等掌典以下四等掌典(自四等至七等)、一級掌典補以下十級掌典補(自八等至十七等)を置きたり(太達第一〇〇號)。翌年侍醫を五等侍醫迄とし(太達第七二號)。更に仕人、直丁を廢して、一等仕人(二等外)、二等仕人(二等外)、三等仕人(三等外)を置く(太達八八號)。又從來内務省の管轄たりし陵墓事務を宮内省に屬せしむ(達第六六號)。陵墓事務に従事せる職員は陵掌(三等外)、墓掌(外等)にして従前と異なる所なし。六月宮内省中に皇后宮大夫(相當三)、皇后宮亮(相當四)を置き(太達第二四號)。更に八月式部寮中一等給人以下を廢して、一等給人以下六等給人(自一等至七等相當)、及一等伶員以下四等伶員(自一等至四等)を置く(太達第三七號)。明治十一年十二月一、二、三等侍補を廢して、侍補並に侍從長を置く(太達第三七號)。侍補は(勅任)常侍規諫闕失を補益することを掌り、侍從長(官五等)は常侍奉仕兼て侍從を監するを掌るものとしたるが、翌年十月侍補を廢す(太達第四〇號)。翌明治十三年十二月再宮内省職制の改正あり(太達第六六〇號)。其重要なる點は宮内省を以て皇室の事務を管理する所とし、別に式部寮を置きて、禮典に關する事務を幹理せしむる所とし、其職員の如きも別に更る所なし。唯式部寮の職員として、式部頭、式部權頭、式部助、式部權助、式部一等屬以下十等屬、一等掌典以下四等掌典、

一級掌典補以下十級掌典補、内掌典、権内掌典、一等伶人以下六等伶人を置けり。十四年三月新に門監長(三等以上十)門監(十七等)門部(外等)を置き門監を検査せしむ(十三年太達第六四號皇居諸門規則第十四條)。十五年五月には皇后造營事務局を設置し(太達三月太達二一號同規則改正第三條)。消防嚮導(等外一)消防伍長(二等)を設けて(同年九月太達第五三號)宮城消防の事を掌らしむ。十五年十一月侍従の官等を六、七等官と更め(太達第一號)。別に華族局を設置して華族を取締らしめたり(宮達乙第一號)。翌年京都に宮内省支廳を設け、殿掌(奏任)殿部(判任)殿丁(等外)を置き、西京華族部長の職務を掌らしめたり(太達第四〇號)。十六年九月一般陵掌、陵丁、墓掌、墓丁、守丁を宮内省の管轄となしたり(太達第四三號)。翌明治十七年宮中に制度取調局を置きしが間もなく廢止す(同年三月太達第二三號)。三月には宮内省中の侍従長、侍従、侍従試補を廢して侍従職を置き侍従長(勅任一等)侍従(奏自四等相當)内豎(奏任九等相當)を置き(太達第二五號)。八月には圖書寮を設け其職制を定めたり(八月太達第七二號)。圖書寮は御系譜並に帝室一切の記録を編輯し、内外の書籍、古器物、書畫の保存及美術に關する事務を掌る所にして、其職員としては頭(勅任官を以て之に充つ)權頭(頭あれば之を助、六權助置かざれば之を)圖書一等

屬以下十等屬あり。又從來の式部寮を廢して式部職を置き職制等を定む(太達第八〇號)。式部職は帝室の祭典禮式を掌り且つ雅樂の事を管理する所にして長官(二等)次官(三等)式部官(奏任自四等相當)一等屬以下十等屬(自八等至十七等)あり祭典一切の事を整理するには掌典長(三等)掌典(奏任自四等相當)掌典補(自十等相當至十七等相當)内掌典(十四等)權内掌典(十五等)あり。雅樂の事を掌るには雅樂長(式部官之兼ぬ)雅樂師長(奏任八等相當)雅樂師副長(奏任九等)雅樂師(自十一等相當)雅樂手(自十五等相當)雅樂生(自外一等相當)あり。この年四月新に内藏寮を置く(太達第三三號同第四號)。内藏寮は帝室一般の財政を掌り、並に貴重物品等を保護する所にして、内藏頭(三等)内藏權頭(四等頭あれば之を置かざれば)は擔任の事務を整理し、職員を監督を掌る。内藏助(四等)内藏權助(五等助あれば之を置かざれば)は頭に亞ぎ、且つ頭事故あるときは代理するものとす。屬は一等より十等に至り庶務に従事す。又皇居御造營事務局中の總裁副總裁を廢して皇居御造營事務局を宮内省直轄とせり(太達第三一號)。十一月侍従試補(奏任八等相當)を侍従職中に置き(太達九三號)。侍従の次に列せしめ、又式部職中に舍人官(判任)を置き、式部官の命を受け式場の雜務に従事せしむ(太達第九八號)。

第二節 華族局

華族の監督に關しては明治九年五月宮達華第十三號を以て總華族を六部に分ち、督部長、副督部長、及各部長を置き、華族に關する事務を取扱はしむ。督部長は華族一般諸願、伺届諸達等を上申下行するを掌り、副督部長は督部長を輔け事務を處理し、部長は六員に分れ華族を部分管理し、該部内の諸上申者を調査するを掌る。翌十年東西京に華族部長局を設け、何れも宮内省の直轄たりしが(宮達甲華第一號)十五年十一月に至り東西京華族部長を廢し宮内省に華族局を設置することとし(宮達乙第一號)十七年三月華族局職制を定む(太達第八一號)。華族局は華族に關する一切の事務を掌る所にして、長官(勅任官を以て之に充つ)は擔任の事務を整理し、所管判任官以下の勤惰を正し、其進退黜陟を卿に具狀するものとす、主事(四、五等相當)は職掌長官に亞ぎ、長官事故あるときは之を代理するを得、諸務に従事する屬は一等屬等(八以下十等屬等)あり。別に華族の席次は爵を以て定め、爵同じき者は位階を以て定むとす(同年七月宮達第五號)。又麝香間祇候、無爵者等は特に其戸主の爵に均しき禮遇を享けしむ(同、宮達乙第六號)。然るに十七年七月に至りて華族令の發布ありて(同宮達無號)、宮内卿勅旨に依りて授爵の事務を奉行し(第一條)、華族の戸籍及身分等を管掌する旨を定め、華

族局長官は宮内卿の命に依りて華族に關する一切の事務を管掌することとなり、明治二十一年爵位局と改稱せらるゝに至るまで繼續せり。

第三節 宮内省通稱學校

學習院(太達第七三號)は明治十七年九月宮内省所轄として設置せられ(七三號)、専ら勅諭の旨に基き華族に適應したる教育を施し、真才を養成せむが爲め其子弟を教育する所とす(太達第七三號學習院規則第一條)。學習院長は(勅任)宮内卿の命を受け、學習院の事務を總理し、職員を指揮し且つ其勤惰を監督するものとす。副長(奏任)は長の職掌を輔け且つ長事故あるときは其の事務を代理す、其外幹事(奏任)幹事補(奏任)は長の命を受け庶務を幹理し、教授(奏任)教授補(奏任)は學生の教授を掌り、之を助くるに助教(判任)あり。學生の品行勤惰を監督する寮監(奏任)及庶務に従事する書記(判任)あり。

華族女學校(無號)は皇后宮の令旨により明治十八年九月學習院の女子教科を廢して別に設置したるものにして(官達)宮内省の管轄たり。其教育は彝倫を本として女子に適當したる學術技藝を教授するにあり(華族女學校規則第一條第三條)。分れて小學科、中學科とし年齢滿六年以上滿十八年以下に在る體質健全の華族の女子を入學せしむ。

第十二目 地方官廳

第一節 地方官制

明治四年七月十四日藩を廢して縣を置く。その詔書に

曰く、

朕惟フニ更始ノ時ニ際シ、内以テ億兆ヲ保安シ、外以テ萬國ニ對峙セント欲セバ宜ク名實相副ヒ政令一ニ歸セシムベシ朕曩ニ諸藩奉還ノ議ヲ聽納シ新ニ知藩事ヲ命シ各其職ヲ奉セシム然ルニ數百年因襲ノ久シキ或ハ其名アリテ其實舉ラザル者アリ何ヲ以テ億兆ヲ保安シ萬國ト對峙スルヲ得ンヤ朕深ク之ヲ慨ス仍テ今更ニ藩ヲ廢シ縣ト爲ス是務テ冗ヲ去リ簡ニ就キ有名無實ノ弊ヲ除キ政爭多岐ノ憂無ラシメントス汝群臣其レ朕ガ意ヲ體セヨ、

と別に鹿兒島、山口、佐賀、高知、四縣知事及熊本、名古屋、徳島、鳥取、四藩知事に優握なる勅語を給ひたり。此の日に在京知藩事を御前に召し免官の御達あり、翌日在藩の知事名代として在京の參事を召し、同様の御達ありて、此に始めて廢藩置縣の大改革成り封建制度全く廢せらる(太布告第三、五〇號)。而して某縣官員は大參事以下従前の通事務を取扱はしむ(太布告第三、五四號)。八月捕亡、囚獄、徒場の事務を地方官に委任し聽訟、斷獄の事務は總て司法省に屬せしむ(本布告第四二一號、同第四二〇號)。十月開港開市場ある府縣へ東京、大阪、新潟、箱館を除きて一等譯官以下七等譯官を置き(太布告第五二〇號)。同時に府縣

官制を改定し、官等定員等を定む(太布告第五六〇號)。即ち府は知事三、權知事以上各一員、長官とし、參事五、權參事六、等宜以上各一員、次官とし、典事八、次官又は判官、權典事九、助官又は主典、正、權、大、少、屬自十、等至、史生十四、出仕十五、とし、庶務、聽訟、諸税の三部局に分る。縣は知事四、權知事五、各一員、參事六、權參事七、各一員、典事八、權典事九、以下皆同じとせり。而して知事あれば權知事を置かず、權知事あれば知事を置かず、權參事は便宜之を置き、典事以下は舊縣規則に照准して官員定限を爲すべきものと(太布告第五六〇號)。譯官も亦存す。從來存したる廢府縣の官員は新置府縣知事等の指圖を受けて従前の應に於て事務を取扱ふ(太布告第五九六號)。十一月縣知事を縣令と改稱し(太布告第五六三號)。更に盲人の官職を廢し(太布告第五六八號)。諸府縣の廢合を行ひ、總て三府七十二縣とし、郡縣の制始めて成る(太布告第五六五、五六六、五九四、五九五、第六〇)。二十七日縣治條例を頒ち、其職制を定め且つ府縣官等を更定す(太布告第二六三號)。即ち縣治官員の定員は令、權令、參事、權參事各一人、典事、權典事各二人、正、權、大、少、屬各五人、縣掌三人とし、之を廿萬石の目安とし、廿一萬石より四十萬石までは萬石に付一人を増し、四十一萬石以上は都て萬石に付五分を増し五十萬石の人員則五十五人、六十萬石

は六十人の目安にて大属以下を増し、廿萬石以上十萬石を増す毎に權典事一人を増し、五十萬石に至れば典事二人、權典事三人とし、令、參事を増減せず、令、缺員の時は七等出仕一員を置き、使部仕丁は各二人とせり(縣治事務章程)。而して令、權令勅令又は奏任は縣内の人民を教督保護し、條令、布告を遵奉施行し、租税を收め、賦役を督し、賞刑を判し、非常の事あれば鎮臺分營へ稟議して便宜處分し、縣内に互市場あれば貿易事務を兼掌し、各課の典事より具狀する、事務の緩急を審案し、決判するの權を有し、管内の事務擧らざれば上下へ對し其責に任ず。其他縣官奏任以上の進退黜陟の當否を審案具狀し、判任以下は之を專行することを得。參事、權參事任奏は職掌令に亞ぎ、令を輔け、部内の庶事を參判し、令事務ありて地方へ出張するか或は關官あるときは一切其職掌を代理す、七等出仕任奏は事務繁劇に涉るか、或は令關官のとき參事の職務を輔くる爲め便宜之を置き、常置の官にあらず。典事任判は縣各課の一若くは二を擔當し、成規例格を照し、所務の順序を明にし、其職任の事は令、參事に對し其當否を論辨するを得るも、瑣末の事に至るまで必らず令、參事の裁決を経て施行し、課中諸官員の能否勤惰を監視し、之を進退黜陟増減する等を審案具狀す。權典事任判は

課中の掛を統管し、典事缺席するか又は缺員あるとき一切典事の職務を代理す。正、權大、少屬、史生、出仕任判は各課に分れて所管の事務を掌る(同達縣治職制)。縣廳の事務は主務の各省に稟議し、處分すべきものと、專任施行すべきものとあり、甲は部内郡村の制置、經界の釐正、部内地の更替、租税章程の増減、變更、一切賦役章程の制立及變更、凶年饑歲、租税減、新墾地の檢定、中、小學校、刑罪人の處置、社寺の廢立及其例規の變更、驛遞、道路の變更及郵便規則の設立、新港の開疏、堤防、橋梁の修築、官舎の營繕、草萊荒蕪の闢墾、河流溝渠の填闕、浚疎、港澳の修理、地方警邏規則の制定又は變更、濟貧恤窮、節義篤行の褒賞、工藝工作場の興立、新發明品專賣の許可、洋行願の許可、諸會社の許可、官林、材木、諸鑛、牧場其他内外國債等の事にして、此等の事項は參事之を判決し、處分の法案を作り、主務の省に稟議し、許可の後之を施行す。乙は戶籍編成、戶口の總計、定額ある租税及運上冥加金等の收納、諸定額内出納及救助、徒流以下輕罪の處置、市街村落の警備、諸省公用土地の撰付、犯罪者の逮捕、植物及製造品の準許、水陸運輸の爲め舟船車馬願の指令、諸鑛、礦試驗願の評決、官錄旅費、士族卒及社寺秩祿其他常額ある公費、制限に従ふ支給及判任以下の官員を定め、之を黜陟すること等なり。

以上の事項は參事專任處置するを得べく、之を行ふの後其旨趣を主務省へ達す、大藏省へは所轄外と雖とも届出づべきものとす。而して以上の縣廳の事務は庶務課、聽訟課、租稅課、出納課の四課に分ちて之を分掌せしめ典事之が課長となる(太達二三號以上縣治事。務章程及縣治職制)。十二月府掌、縣掌の官等十五を更め(太達第六、六九號)。翌五年四月庄屋名主、年寄の名稱を廢し、區長、副區長を置き、從來取扱來りたる事務は勿論土地人民に關係の事件を取扱ふものとし、其給料を土地の廣狹、人家の多寡等に比較して改めしめ(太達第一、一七號)。七月には地券取調への爲め各府縣に更に大屬一人、少屬二人、史生二人を置き、戶長、副戶長の内一郡一人宛地券取調掛となして典事をして之を總轄せしむ(大藏省達第八八號)。明治六年六月各地方選卒又は取締組、捕亡吏等の名稱を以て其實番人の職を奉じ居る者を都て番人と稱せしめ(太布告第二二五號)。且府縣に於ける目安箱を廢し、建言、上書等は參議院並に各地方官廳に呈出せしむることとす(太布告第一九九號)。八月府縣官中の正、權典事を廢して、正、權大、中、少屬の官等を昇して八等より十四等とし(太達第三、八五號)。十月其職掌を定め、正、權大、中、少屬は四課に分れ、知事、令、參事の指令に従ひ各所管の事務を掌り、官等の區別に従ひ所務の大小を區別せず、瑣末の事と雖

とも知事、令、參事の裁決を経て施行すべき旨を定め、同月十二日石高廢稱の結果、人口土地に準據して府縣官定員を定むべきものとす(太布告第三、三五三號)。即ち段別四萬町、人口四十萬人に對し、知事、權知事、令、權令の内一員、參事一員、權參事は便宜に依りて之を置き、大屬一員、權大屬二員、中屬七員、權中屬八員、少屬十一員、權少屬十二員、史生五員、府縣掌十員、合計判任官五十六員にして、即ち段別四萬町に付官員十九人、人口四十萬人に付官員三十七員、計五十六員の目安なり。而して反別四萬千町以上八萬町迄は四千町に付一員、八萬町以上は六千町に付一員を増し、四萬町以下は四千町に付一員を減ず。人口は四十一萬人以上八十萬人迄は二萬人に付一員を増し、八十一萬人以上は都て三萬人に付一員を増し、四十萬人以下は二萬人に付一員を減ず。一員に満たざるものは四捨五入の方法を以て之を定む。仕丁は四員を置き、反別人口に拘らず、等外は適宜とす(太達第三、五三三號)。三府及開港場ある地は別に之を増員して東京は三倍五割、京都、大阪は二倍五割、神奈川、兵庫は七割を増加し、十月には之を取消せり(太達第三、六〇號)。十二月神官規則を改正し、官幣國幣大社を除き、府縣社以下を管轄するに至り(太達第四、二一號)。七年三月行政警察規則を定めて(太達第二七號)。人民

の凶害を豫防し、安寧を保全する行政警察の事務を東京府以外の府縣長官の提掌する所とし、從來捕亡吏、取締組番人等を廢し、大屬以下を警察掛として之を專掌せしめ、且つ便宜各地に出張し、邏卒を分派し、巡邏查察、捕亡に従事せしめ、且つ御陵墓ある府縣へ陵掌、墓丁^外等を置きて、陵墓に關する取締を爲さしむ。

明治八年一月司法警察事務を府縣に委任す^(太達第九號)。四月府縣廳に學務課を置き、て府縣内學校の事務を擔任し、教員並に學區取締等の進退を掌らしめ、學區取締を官吏に準ず^(太達第五三號)。同年十月東京府以外の各府縣に警部を置き、其官等は、一等警部^(九)以下六等警部^(十四)とし、人員は各地方の適宜に任じ^(太布告第一五八號)。何れも知事令の指令を受け、巡查を管し、各出張所に分派し、警察の事務を掌るものとす^(太達第一八號)。翌月縣治條例を廢し、新に府縣職制並に事務章程を定む^(太達第三〇號)。知事令以下の職員元の如く、唯屬、史生の分掌事務を六課に分ち、第一課庶務、第二課勸業、第三課租稅、第四課警保、第五課學務、第六課出納とし、別に開港市場ある府縣には譯官一等以下七等を置き、其一等を他の八等に充つ。令又は參事にして判事を兼任したる諸縣に於ける裁判事務従前の定規に依るも、然らざる府縣にありては聽訟の事

務は司法省裁判所の管轄に移さる、其他教部省管轄の神官等を管轄す。十一月府縣官等に於ける邏卒を巡查と稱し^(太達第八二號)。九年二月東京府以外各府縣に七等警部を置き^(太布告第一〇號)。五月開港場ある縣令、府權令の勅任官たるを廢して、一般奏任官とす^(太布告第七二號、同布告第八九號)。九月府縣制中第四課事務に限りて警部をして之を取扱はしむ^(太達第九二號)。

明治十年一月府縣知事、權知事の官等を四等、五等とし、府縣參事以下の官員を廢し、大書記官^六、少書記官^七以上奏任、一等屬以下十等屬^{自八等至十七等}、判任^{自一等至四等}を置く^(太達第六號)。同月府縣警部以下の官等をも改め、一等警部以下十等警部^{自八等至十等}、判任^{自一等至四等}、一等巡查以下四等巡查^{自外一至四等}となし、巡查は月俸十圓以下に於て各府縣適宜に之を定むることを得^(太達第一號)。十二月神官並に官國幣社神官を廢し、神官には祭主^三、宮司^六、禰宜^五、主典^九、二十員^{十三}、宮掌^卅、官國幣大^中、少社、別格官國幣社に^{自十等至十七等}、禰宜^一、主典^五、若しくは二員^{自十六等至十七等}を置く^(太達第九一號)。明治十一年一月勅任の府知事、縣令を三等官に改む^(太達四八號)。明治十一年七月郡區町村編制法^(太布第一七號)を定め、每郡區に郡長、區長を置き、每町村に

戸長を置くと同時に、従來の府縣職制並に事務章程を廢し、新に府縣官職制を定む(本達第三二號)。即ち新府縣官職制に依れば、府縣長官は府知事又は縣令にして、府知事、縣令は十二年を一任期とし(本達第三五號 府縣官任期令)。部内の行政事務を總理し、法律及政府の命令を執行し、一般に内務卿の監督に屬すと雖も、各省主任の事務に就きては各省卿の指揮を受け、法律命令の執行を必要とするときは、之が順序を布達し、且つ規則を定め、其布達若くは處分が法律若くは政府の命令に違反し又は權限を犯したるときは、太政大臣若くは各省主任の卿より取消を命ぜらる。又地方税を徵收して部内の支費に充て、府縣會ある地方は之を會議に付し、然らざる地方に於ては豫算、決算を具へて内務卿、大藏卿に報告するを要し、其他府縣會の招集、中止又は議案の發案及決議の認可等の權限を有し、部内に對しては屬官の進退、分課の規定、郡長以下郡吏員の監督進退を掌る、而して従來管掌し來りたる郵便、電信、御料地、材務、海港事務等を分轄し、地方官の事務大に減少す。知事令の下に、大、少書記官ありて、府は各一人、縣は各一人知事令を補けて部内の行政事務を參判し、且知事令不在又は事故あるときは代理の任を受く。屬は一等より十等に至り、庶務に従事し、警部は一等より十等迄

とし、管内の警察を掌る。郡長八等 相當一人は事を知事令に受け、法律命令を郡内に施行し、一郡の事務を總理し、法律命令又は規則に依りて委任さるる條件、及知事令より特に分任を受くる條件に付き、便宜處分して後之を報告し、若し處分不當なるときは取消を命ぜらる。郡内にありては、町村戸長を監督す。凡て郡長は該府縣本籍の人を以て之を任じ、其俸給は一ヶ月八十圓以下各地方の便宜に従ひ、知事令の定むる所に従ひて、地方税を以て之を支辨す。郡書記自十等至十七等は定員なく、其俸給は一ヶ月廿圓以下知事令の適宜に定むる所に従ひて、地方税より支出す。其選任進退は郡長の具狀に従ひ、知事令の命ずる所とす。而して市街の市に於ける區長並に書記は總て郡長、郡書記と同じく、且つ郡區書記は一般官吏と同じく、營業を禁せらる(九月内達乙 第八〇號)。地方の事務中、郡區長の專任處分し得る事項は、徵稅並地方税、徵收及不納者處分、徵兵の取調、身代限財產取扱、逃亡、死亡、絶家財產の處分、官有地の倒木、枯木の賣却、電線、道路、田畑、水利に障礙ある官有樹木の伐採、河岸地、借地の検査、職遊獵願、威銃願の處置、印紙、罫紙賣捌願、小學校學資金等其他知事令より特に委任せられたる條件とす。又戸長職務の概目は、布告、布達の町村内に於ける公示、地租

及諸税の取纏、上納、戸籍、徴兵、下調、地所建物、船舶質入書入並に賣買の奥書加印、地券、臺帳、迷子、捨子、及行旅病人取扱(十一年十二月、太達第五五號)。孝子、節婦、其他篤行者の具狀、町村幼童就學勸誘、町村内人民の印影簿の設置、諸帳簿保存、管守、官費、府縣費に係る河港、道路、堤防、橋梁、其他修繕保存すべき物に就き利害の具狀、其他知事、令又は郡區長より命令する所の事務を規則又は命令に従つて従事すること等なり(太達第三二號ノ中、戸長職務の概目)。十月、東京府下區長を七等官相當に改め(太達第四四號)。翌月、勅任の府知事、縣令を三等官に改む(太達第四八號)。

明治十二年十二月、府縣に衛生課を設置し、府知事、縣令の指揮に従ひ成規に依りて管内衛生の事務を整理し、其新設の事件及改良の方法に係る者は、地方衛生會議に付し之を施行するものとし、重要な事件は施行前に内務省へ稟議すべしとせり。衛生課の重なる事務は醫事の取締、飲食料の取締、清潔法の注意、病災の豫防、窮民の救療、統計の報告、其他とし、從來の衛生事務擔當の吏員をして之に當らしむ(内達第五五號、府縣衛生課事務條項)。尙町村にありては、町村の公選を以て衛生委員を設け、郡長の監督の下に、戸長を助て、出產、死亡、流產、員數、其他衛生に關する諸事項等を取扱はしむ(内達第五五號)。

五六號町村衛
生事務條項。

明治十四年三月、府縣に典獄、副典獄、書記、看守長(判任)を置き(太達第一五號)。典獄は事を府知事、縣令に受け、監督の事務を總理し、副典獄は典獄に亞ぎ、書記は各其主務に従事し、看守長は監獄の戒護を掌り、且つ看守の勤惰を視案し、看守は監獄の戒護に従事するものとし、看守長、看守は服制、帶劍せしむ(太達第一六號、同第一八號)。六月、府縣制中の勸業課に農商、工、山林等の事務を取纏むべき心得等を廢し(農達第六號)。更に十一月、府縣官中に警部長(奏任、八等相當)を置き、少書記官の次に列せしめ、事を府知事、縣令に承け、其府縣警察上一切の事務を調理し、且つ國事警察に付ては、直に内務卿の命令を奉じ、又は直に其事情を具狀せしむることとせり(太達第九八號、同第九九號)。同年十二月、警部、巡查の等級を廢し、俸給額を定む(太達無號)。明治十六年二月、郡長を奏任(八等相當)と爲し、得べき旨を定め(太達一〇號)。四月、地方巡察條規に依りて各地に巡察使を派遣し、法律規律の實施、行政事務の舉否、利弊を檢視し、官吏服務規律に照して功過を檢し、並に治蹟を察せしめ(太達一八號)。戸長の官等、席次を同等、判任官の下席となし(太達四九號)。奏任府知事、縣令の席次も亦各官、省院、廳、四等官の上席と定めたり(太達六一號)。明治十七年二月、府縣官職制

の改正あり、任期例を廢して知事、令を勅任となし得べく(初任月俸二百圓其治績を考月俸五十圓ヲ加へ滿九年ニ至リ) 警部長を奏任郡區長の上席とし(東京府區太達第一六號) 五月戸長は府知事、縣令、町村人民の選舉したる三人若くは五人の中より選任することとし(太達第一號) 更に五月府縣官に收稅長、收稅屬を加ふ(太達第七號)。收稅長任は警部長の下に列し、事を府知事、縣令に承け、收稅に關する一切の事務を管理し、收稅検査の景況報告書及收入金員科目を記載したる計算書を作り、府知事、縣令の檢印を受け、之を主稅官長に報告し、收稅事務に付ては直ちに收稅官長の指揮を受け又は直に之を具申することを得。收稅屬は一等より十等(判任自九等相當至十七等相當) は警部の次に列し、收稅長の指揮を受けて主務に従事す(太達第八號)。翌年七月收稅長職制を定め、收稅長を以て事を府縣知事、令に承け、租稅及徵稅費に關する一切の事務を調理するものとせり(太達第三九號)。九月府縣警察署長及分署長又は其代理官吏の私訴以外の違警罪即決權を有する旨を定む(太布告第三一號)。

第二節 地方官會議

明治七年五月二日議院憲法並に規則を發布し(太達第五八號) 地方長官を召集し、之をその地方人民の代議人とし、協同公議せしめ、公議輿論を以て

律法を定め、上下協和、民情暢達の路を開かんとす。是蓋し今日繼續する所の地方長官會議の濫觴にして、當時代議制度の施行を見ず、國會開設に至らざる間に於ける一種の代議機關たり、同年九月之れが改正を爲し(太達第一八號)。第一回を開く。地方官會議は各地方長官事を議するの會にして、毎年一度開くを常例とし、臨時會議は特旨を以て布告すべく、長官來集すること能はざれば次官代理出席す。各省卿は會議に列席して説を述ぶるを得るも可否を決するの權なし。開院閉會は親臨して式を行ひ、垂問事件は議案を下して衆議に附し、可否を決定して奏し、建議は可決すれば之を奏し、共に之を施行せると否とは大權に歸屬す。議事は多數決とし、同數の時は議長之を決し、議事は施政上に於いて便不便を斟酌して議を盡すを緊要とし、會議の席にては審論忌諱に觸るゝも之れを糺彈するを得ずとせり。地方官會議には議長以下を置く。議長は當分親任とし、議院中の規則を掌り、議員を總轄し、垂問建議に就て衆議を興し、議員立論の旨趣を熟考し、同數兩立の衆議を判定することを得るも、議席にて自己の論を發するを禁ぜらる、會議は大小二に分れ、大會議は平常會議の席にて數個の事件を漸次に議し、小會議は一部に屬する方法及

議案の草句等を議するものにて、議長座を退き衆議員と互に討議す。更に二に分れ、その議員悉く列するを總小會議と云ひ、委員を撰擧して會議するを撰任小會議と云ふ。幹事長は議長欠席の時その職務を代理し、且つ小會議の節その會主となる。幹事は院中の庶務を受けて之を所置し、建白及願書等の衆議に附すべきや否やを調査す。又議員中より出づる幹事は議事に列することを得、幹事は議員の組に依りて各組一人を配し、垂問の條件及建議の旨趣を審にし、特に議員の質問に應へ其他院中一切の事を擔當す。院中記録用度の二部に分れ、書記官は記録の事を總管し、議員の論議を筆記し之が校正を爲す、書記生之に附屬す。司計長は用度の事を總管し、司計之に附屬す。議員は各地方の知事本官等六十三人とす。本官の専務あるも議院に參しては熟れも一般人民の代議士たる資格を以て之を議するものにして、數組に分れ、議事議員十分の六以上の出席を要し、その順序は三次に分れ、第一次會は議長垂問の主旨を辨明して議案を分附して其旨を領承せしめ、垂問の條件その方法を議すべくして可否を以て答ふべからざるものは議長之が旨趣を述べ、各員退て所見の文案を作らしむ。第二次會は議案に付き各議員その所見

を衆中にて讀上げ又は演述して審議し、文案作成の議事ありては立論採るべきものを會議に附し、第三次會は二次會討論の旨趣を再考し、議案に可否の一字を朱書して議長に示し、議長其數を検し、書記官をして決議文案を掌せしめ、議員に示して小會議に附し、奏問するものとす。諸建白書及願書は地方長官を経て差出したる者を幹事之が採否を決し、然る後議長より衆議に附するものなり。凡て議論は虚心平易公平無私を旨とし、議事規則違反の者に對して警視に命じて處置せしむることを得。

翌年五月地方官會議御下問の條件を定め、道路、堤防、橋梁、附り民費の事、地方警察、地方民會、貧民救助方法等とし、此外臨時御諮問の事件は此限りに在らずとす。(八年五月一號)之が議事を公開とし、民會の人選せる者又は區戸長の内より願出でたる者に對しては一管内一人を限り傍聽を許可せり。(同第七號)

明治八年六月十四日の詔勅に曰く

朕踐祚ノ初神明ニ誓ヒシ旨意ニ基キ漸次ニ之ヲ擴充シ全國人民ノ代議人ヲ召集シ公議輿論ヲ以テ律法ヲ定メ上下協和民情暢達ノ路ヲ開キ全國人民ヲシテ各其ノ業ニ安ンシ以テ國家ノ重ヲ擔任スヘキノ義務アルヲ知ラシメンコトヲ期望ス故ニ先地方

ノ長官ヲ召集シ人民ニ代テ協同公議セシム乃チ議院憲法ヲ頒布ス各員其レ之ヲ遵守セヨ

と、議院憲法其他を改正す(太連第一〇二號)。地方官會議を以て各地方長官事を議するの會となし、會議は毎年一度之を開き、各省卿又は、代理議院に出席して其説を述べ、議長は議員中より選任するも其良法を議定するまで親任し、其職掌は議院中の規則を掌り、議員を總轄し、垂問建議に就て衆議を興し、議員立論の旨趣を熟考し、同數兩立の衆議を判定せしむるとせり。議長の下に幹事長、幹事、書記官ナシ、書記生、司計長、司計等あり、幹事長は議長事故あるときに代理し、幹事は議長の命を以て議事に關する一切の事務を經理し、且つ小會議の會主となる。書記官は議案を朗讀し、院中記録の事を總管し、且つ院中の諸務を處置す。書記生は書記官に附屬して記録の事を任す。司計長は用度の事を總管し、司計は司計長に附屬して用度の事を管す。以上の内奏任官は議長上奏して之を任じ、判任官は專行す。議事は大會議と小會議とに分ち、何れも第一次會、第二次會、第三次會に分ち、議事の手續等何れも従前の通りとし、議員の數は一員を減じ六十二人とし、此等の議員には各地方の知

事、令等を任ず、知事、令等何れも本官の事務ありと雖ども議院に參したるときは就れも一般人民に代り、其の便否を協同會議すべきを明にせり。明治十一年三月更らに議院憲法並に議事規則を改正したれども、其職員に於ては書記生、司計を廢して屬を置き、一般庶務に従事せしめ、議事規則は唯字句の修正に過ぎざるものとす(太連第九號)。明治十三年一月更に議事規則を改正して、議事の傍聽を公開する旨を明にし(同第七條參照)、議院内の取締規定を設く(太連第三號)。明治十四年十月十二日詔勅を以て明治廿三年を期して國會開設の旨を宣す。曰く

勅諭

朕祖宗二千五百有餘年ノ鴻緒ヲ嗣キ中古紐ヲ解クノ乾綱ヲ振張シ、大政ノ統一ヲ總攬シ、又夙ニ立憲ノ政體ヲ建テ、後世子孫繼クヘキノ業ヲ爲サンコトヲ期ス。爾ニ明治八年ニ元老院ヲ設ケ、十一年ニ府縣會ヲ開カシム。此レ皆漸次基ヲ創メ、序ニ循テ歩ヲ進ムルノ道ニ由ルニ非サルハ、英シ爾有衆亦朕カ心ヲ諒トセン。願ミルニ立國ノ體、國各宜キヲ殊ニス、非常ノ事業實ニ輕舉ニ便ナラス。我祖我宗照臨シテ上ニ在リ、遺烈ヲ揚ケ、洪謨ヲ弘メ、古今ヲ變通シ、斷シテ之ヲ行フ責、朕カ躬ニ在リ、將ニ明治二十三年ヲ期シ、議員ヲ召シ、國會ヲ開キ、以テ朕カ初志ヲ成サントス。今在廷臣僚ニ命シ、假スニ時日ヲ以テシ、經畫ノ責ニ當ラシム。其組織權限ニ至テハ、朕親ラ衷ヲ裁シ、時ニ及テ公布スル所アル所アラントス。朕惟フニ人心進ムニ備シテ、時會速ナルヲ冀フ。浮

言相動かシ竟ニ大計ヲ遺ル是レ宜シク今ニ及テ誤訓ヲ明徴シ以テ朝野臣民ニ公示ス
ヘシ若シ仍ホ故サラニ躁急ヲ争ヒ事變ヲ煽シ國安ヲ害スル者アラハ處スルニ國典ヲ
以テスヘシ特ニ茲ニ言明シ爾有衆ニ諭ス
と爾來明治十八年に至るまで何等變改を経たることなし。

第三節 地方衛生會

地方衛生會も中央衛生會と同じく、明治十二年十二月始
めて設置せらる(太達第五五號地)地方衛生の全體を視察し、人民の健康を保持増進
する目的を以て府知事、縣令を輔翼する合議機關たり。地方衛生會は醫士三名乃
至五名、府縣會議員三名、公立病院長、公立病院藥局長、衛生課長、警察官一名を以て組
織す。府知事、縣令の管理に屬し、委員は何れも知事、令之を命ずるも醫士は管内の
開業醫を公選せしめ、府縣會委員は府縣會にて公選す。會長は知事、令之に任じ副
會長は委員中より投票を以て之を選定す。公選委員の在任期間は滿二ヶ年とな
し、滿期には之を改選し何れも俸給なく、開會の地を距る三里以外に住する者に相
當の旅費を給し、且非職無給の者に相當の手當を給するに止る。本會も亦定時と
臨時とに開き、定時は毎月一回とし、臨時會議は臨時又は至急を要する時、會長の召
集若くは委員半數以上の請求に依り之を開く者とし、其議定すべき事件は衛生上

に關する布告、布達等を該地方に實施する方法、府縣に於て發行すべき衛生上に
關する布達の草案、府知事、縣令より發せる議案並に中央衛生會、内務省衛生局及郡
區町村衛生掛の尋問に係る事項とし、且つ該地方に實施すべき衛生事項に就き其
考案並に検査吏員の派出を知事、令に建議し、及各郡區役所より府縣廳へ上申せる
衛生上の諸報告を検査することを得。地方衛生會は委員の外書記一名若くは二
名を置き、雜務を管辨せしむ。その議事筆記は時々之を内務省に報告す。

第四節 開拓使

明治二年七月開拓使を置き、其職制を定めたる以來、四年八月
には樺太開拓使を北海道開拓使に合併し(太達第九七號第三)其官員を改めて長官、次官、大判
官、中判官、少判官、幹事、權幹事、正權大、中、少主典、史生、使掌とす(太達第二二號第三)。明治七年十
月開拓使に遷卒長八等、一等以下五等檢官自十等至十四等、遷卒部長十五等を置き、巡邏
警察の事を掌らしむ(太達第一三九號第二)。明治八年三月北海道に屯田憲兵を設け、之を開拓
使の管轄に移したるを以て(太布告第一三七號)開拓使中に准陸軍大佐以下准陸軍少尉自四
等至九等、准陸軍曹長十一等、准陸軍々曹十二等、准陸軍伍長十三等を置く。同年十一月樺太島
と交換したる諸島を管轄す(太布告第一八〇號)。次いで其職制章程を定む(太達第一七號第二)。開拓

使は北海道並に屬島開拓の事を管し、管内を分ちて四大部とし、札幌を本廳となし、函館、根室等へ支廳を置き、別に東京出張所を設く。開拓使長官は本使の官員を統率し、使中一切の事務を總判し、所管の土地を開拓し、人民繁殖、警備、勸業等の事を掌る。使中の事務を分ちて上下二款に分ち、上款は國郡の經界の改定、名稱の制定、變更、支廳の廢置、驛遞の廢置、郵便の開設、租税法の制定及改正、社寺の廢置、汽車電線の架設、燈臺、礁標の設立、官立學校の廢置、發明品受賞の免許、本使官員海外派遣等にして、長官の意見を具し、上奏裁可を経て然る後之を施行す。下款は村邑の創置、其名稱の變更、戶籍の査定、道路、橋梁の築作、修繕、民業の勸誘、士民移住の許可、土地の賣貸、外國人の備使、鑛山の開採、溝渠の開鑿、人馬船渠賃錢の檢定、種樹園の設立、牧畜、工作場、公私學校、廳解、其他產業開拓等に關する事項及函館裁判所管を除く、外十年以下懲役刑を課すること等にして、長官の意見を以て之を專行するとを得、上下二款の事務皆其責に任ず。次官は長官の職掌を輔け、長官事故あるときは一切の事務を代理することを得。大中、少判官は長官の命を受け、使中の事務を分掌す。幹事、權幹事は長官の指揮を受け、諸局の事務を幹理す。正權、大、中、少主典は文案を勸署し、史

生、使掌は公文を繕寫し、諸務に従事す。使中の局を記録局、民事局、會計局、工業局、物産局、學務局、刑法局の七局に分ち、且つ札幌學校を設く。明治九年二月開拓使選卒長以下を廢して、警部長^八、一等警部以下六等警部^{自九等至十四等}、警部補^{十五}、一等巡查以下四等巡查^{自外一等至四等}を置く^{(太連第)一〇號}。又大、中、少判官、幹事、權幹事、正權、大、中、少主典以下を廢して、正權、大、少書記官^{自四等至七等}及一等屬以下十等屬^{自八等至十七等}を置き、准陸軍武官を存す^{(太連第)二三號}。明治十三年十二月開拓使職制等を改正し、開拓使は北海道開拓の事務を管理する所となし、長官をして主管の事務に、付法律布令の制定、補正を奏正せしめ、且つ元老院議席に列して、其利害を辨論せしむ^{(太連第)六〇號}。明治十五年二月開拓使を廢し、函館、札幌、根室の三縣を置き^{(太布第)八號}、各府縣に同一の官制を布きしが、法律規則の従前北海道に施行せざりし者は、尙従前の通りに之を施行せざることをし^{(太布第)九號}。又其裁判事務は司法裁判所を置き、之を管轄せしめ、司法省所轄と爲せり^{(太布告第)一四號}。以後明治十九年一月に至るまで、各府縣と同じく府縣官制に依りしが、同年一月函館外三縣を廢して、北海道廳を置く^{(太布第)一號}。

第五節 警視廳

東京府下取締の爲めには、明治四年十月選卒三千人を置き^(太連)

第五五三號)東京府取締掛をして之を統督せしむ。同月取締組大體法則及取締規則(同第五五四號)を以て府下を六大區に分ち、毎大區に一取締出張所を置き、總長(判任一等)一人、差添役(判任自三等至六等)四人を挙げ事務を掌らしむ。又毎大區を十六小區に分ち、毎小區に一屯所を設け、之を選卒屯所又は分配所と稱し、組頭(判任自三等至六等)一人、組子(無官)三十人を置き、組子中三人を撰拔し小頭(無官)とす。五年二月大區取締出張所を大區役所と稱し取締掛を廢す。同年五月取締組を選卒と改め、從來の職制を廢して選卒總長(七等)、權總長(八等)、檢官(十等)、權檢官(十一等)、區長(十二等)、權區長(十三等)、選卒小頭(無官)、選卒小頭助(同等)を置き、八月司法省管轄に屬せしむ(同無沙汰)。司法省に於ては警保寮を置き、頭(四等)、權頭(五等)、助(六等)、權助(七等)、大警視(七等)、大屬(八等)、權大警視(同)、權大屬(少警視九等)、權少警視(十等)、權中屬(大警部十一等)、少屬(權大警部十二等)、權少屬(少警部十三等)、權少警部(十四等)を置き、從前の選卒小頭以下を廢す(太政官第三二四三號)。十月府下に番人を置き、民費に依りて選卒と其職を同じくす。同月警保寮職制を定めて初めて巡査を置き、大區役所を大區警視出張所と稱す。巡査の等級は一等巡査以下四等巡査(自等外四等外)とす(太建第一五號)。同年十二月府下火災消防事務を警保寮に移し(無建)、翌年内務省

の設置せらるゝと共に警保寮を内務省中に移し(達無)、警視官兼帶する所の逮部の職を解く。明治七年一月東京警視廳を置き府下の警察事務を管掌するに至る、警察事務は内務省の司令を受くべきものとす(太建無)。二月巡査を置き(同)、更に東京警視廳職制事務章程並に諸規則を定む(無建)。東京警視廳職員は警視長(勅任三等)、正權大、少警視(自五等至八等奏任)、正權大、中、少警部(判任自九等至十等)等にして、長は東京警保の事務を總督し、大警視以下の諸員を管督し、國事警察に就ては、直に正院の指令を受け、警保事務に就ては區長、戶長又は其副役の者を指揮し且つ人民に命令することを得べく、諸省卿の命を奉じ、又は使府長官の附托を受けて其權内の警察を行ふものとす。而して長の下に於ける正權大警視は小警視及警部巡査を總攝し廳務を議判し、長闕席の時は其事を代理す。正權少警視は事を大警視に承け、各務を分掌して擔當の責に任じ、各大區出張所の長となり、區中警保の事を督す。正權大、中、少警部は少警視の指揮に屬し、事務を分掌して、各大區出張所に分派し、其事を攝行し、且つ大警部は少警視の代理を爲し、各小區に分派し、區中警保の事を督す。各等巡査は各部に分派し、警部の指揮を受け、部中を巡邏査察し、且つ一等巡査は二等巡査以下を

管攝するものとす。而して警視廳章程にて警保事務を以て、人民の凶害を豫防し、世の安寧を保存するは行政警察官の任務なりとし、其職務を人民権利の保護、營業の安態、健康の看護、生命の保全、放蕩淫逸の抑制、風俗の矯正、國事犯の探索、警防にありとなし、司法警察は行政警察豫防の力及はずして法律に背く者を探索逮捕するにありとし、若し行政警察官に於て行ふときは檢事章程並司法警察規則に従ふべしとせり。東京警視廳は東京府管轄と同一の區域に及ぶべく、本廳を分ちて文書課、履歷課、規律課、安寧課、用度課、記録課に分ち、小警視を以て分掌せしめ、其他各大區出張少警視の職務、小區詰警部の職務、一等巡查の職務、巡查規則及一般保安警察並に豫防警察に關する心得を定む。同年十一月本廳文書、履歷、記録、規則の四課を併せて書記課となし、廳員の進退、賞罰、職務規則、公文受付、記録、編纂、翻譯、電信等の事務を掌る(太連第八號)。翌月警部補を置き(太連第九號)、更に大警視以下權中警視の官等を三等以下六等となす(太連第一三六號)。翌年三月警部補十五の職制を定め、警部補は警部の事務を補助するを掌るものとす(太連番外)。

明治十年一月東京警視廳を廢して、管掌の事務を内務省中新設の警視局の直轄に

移し(太布告第四號)。東京警視本署をして取扱はしむ。從來の警視廳職員を廢官とし、内務省中に更に警視官、大警視三以下を置き、府下警察事務は大警視をして直管執行せしめ、其直管執行の事務上に就ては特に各省使長官の命を奉じ、又司法警察の事務を兼ね行ふものとせり(太連第七號)。大警視の下に中警視四、權中警視五、少警視六、權少警視七、壹等大警部以下三等大警部自八等至十等、一中等部以下三等中警部自十一等至十三等、一少警部以下三等少警部自十四等至十六等、警部補十七、一等巡查以下四等巡查自外一等至四等、一等警視屬以下十等警視屬自八等至十七等を置く(太布告第四號)。又河海警察署を置き、水上に於ける警察を司らしめ、後之を改めて水上警察署と稱す。

明治十四年一月十四日再び東京府下に警視廳を置き(太連第一號)。東京府下警察事務を總理し、消防隊及監獄を管轄する所となし、内局、書記局、第一局、第二局(以上本廳)、巡查本部、警察署、消防本署、監獄署に分ち、警視總監以下の職員を置く(太布告第三號)。警視總監勅任三等は内務卿の管轄に屬し、警視以下の諸員を統督し、府下郡區長、戸長を指揮し、警察事務を總判し、警察事務に付ては各省卿權内の命令を受け、國事警察に付ては直に大臣參議の命令を受く、又部内にありては奏任官の進退黜陟の具申、判任以下の專行

を爲すの權あり。而して主管の事務に就ては部下官吏の外國派遣各局各部署の廢置變換並に處務規程の制定外國人の備入又は解備新事業の創設又は舊規の變更等は、總監其意見を内務卿若くは主務の省卿に申稟し、認可を経て然る後之を施行し、其他の事項は之を專行する者とす。警視副總監^{等四}は總監の職掌を輔け、總監事故あるとき其代理たることを得、一等警視以下五等警視^{八等以下}は總監の命を受け、各其主務を幹し、警視屬^{任判}は各庶務に従事するものとす。巡查總長^五は巡查本部の長として總監の命を受け、方面監督以下を指揮し、警邏查察の事を幹す。巡查副總長^{六等乃至七等}は巡查總長の職掌を助け、總長事故あるときは其代理たることを得、方面監督^{八等}は總長の命を受け、各方面巡查長以下の掌務を監督し、巡查長^{任判}は巡查部長以下を指揮し、警邏查察の事を掌る。巡查副長は巡查長を助け、巡查外^等は警邏查察に従事す。又一等警察使^{八等}二等警察使^{九等}は總監の命を受け、警戒檢察の事務を掌り、警察副使^{任判}書記^{任判}之に附屬す。消防本署に於ては消防司令長^七は總監の命を受け、本署諸屬員を監督指揮し、火災消防の事を幹し、消防副司令長^{八等}消防大司令^{同上}司令^{同上}同少司令^{同上}之に附屬す。監獄署には典獄^{任判}署長として總監の命

を受け、未決已決各囚監獄を管掌し、諸屬員を監督す。副典獄、書記、看守長、看守副長^{以上}及看守外^等之に附屬す、従つて從來の各分署及出張所を廢して更に四十箇の警察署及巡查屯所、同分屯所、同交番所を配設し、警察署には一、二等警察使を補し、屯所には巡查長、分屯所には巡番副長を補し、方面區劃に従ふて監督せしむ。消防本署監獄署又之に準ず。同年七月更に警察副使を置く^{六〇號}。翌明治十五年六月警視廳職制を改正し、書記局を廢して會計局となし、消防司令副長、副典獄等に消防本署長、監獄署長代理の權を與へたり^{三七號}。同年同月警察聯合會を設けて全國を四區に分ち、各區警察の氣脈を通じ、事務の便否を議せしめ^{内達}。憲兵の設置せらるるや更に司法行政警察を掌らしむ。明治十八年七月警視廳職制並事務章程の改正あり^{三四號}。警視廳を内務省の管轄に屬せしむること從來の如く、本廳を分ちて書記局、第一局、第二局、第三局、會計局の五局となし、事務の分掌を定め、局長は何れも警視を以て之れに充て、巡查本部は本部長、本部次長となし、警視または警部を以て之れに充て、巡查總長以下を廢し、警察署は署長、署員とし、署長には四等警視若くは五等警視を以て之れに充て、所管内一切の警察事務を掌らしめ、警察使

以下を廢せり。消防本署、監獄署は何れも従前の如くなれども司令副長又は副典獄以下を署員と稱し、屬員を以て之れに充つることとし、警視廳管内の消防事務、監獄事務を管掌し、消防本署司令副長の下に消防副次長及消防署員をして管轄内に分派し、區域を分ちて防火消防の事務に當らしめ、消防本署長署員を監督す。又監獄署にありては典獄、副典獄、看守長、看守を監督指揮して囚人の戒護行刑の任に當らしむ。

第十四目 裁判所

第一節 裁判所構成

裁判所は司法省臨時裁判所、司法省裁判所出張裁判所、府縣裁判所、各區裁判所に分れ、司法省卿の管轄に屬し、廳訟事務を府縣より引継ぎたり(四年八月太達第四二〇號)。即ち廳訟斷獄の事務は府縣に至るまで、司法省の管轄となし、全國の法律一軌に出で統一せしむ(大達第一四號)。而して各地方に司法省裁判所の出張を置き、東京近傍府縣裁判所は司法省裁判所直に管轄し、遠隔の府縣裁判所は便宜區畫して數縣を合して一の出張裁判所を設け之れを管攝す。難獄重訟及上告を聽斷し、權限規定等略司法省裁判所に同じとす(太達無號出張裁判所章程)。即ち二等、三等の裁

判所を置き、二等裁判所は勅任官を長官とするものとし、三等裁判所は奏任官を出張せしむ。

司法省臨時裁判所

臨時之を聞くものとす。凡そ國家の大事に關する事件及裁判官の犯罪を審理し、平常官員を置かず、事あるに臨みて臨時判事を以て之に充つ(全章)。

司法省裁判所

各裁判所の上に位し、所長は卿之を兼ね、府縣裁判所の裁判に服せずして上告する者を覆審處分する所にして、各府縣の難獄及訴訟の決し難きものを斷決す。勅奏官及華族の犯罪あれば卿の命を受け鞫問し、罪に依て位記を奪ふべき者は本省を経て奏請す。又律條に比照し、擬定し難きもの疑讞及死罪を管轄す。本所を分ちて廳訟、斷獄の二課とし、廳訟課は判事一人を課長とし、課長は課務を宰處し、廳訟一切事件を總提し、各件を判事及解部に課付す、廳訟手續を目安、初度、落着の三とし、訴訟一件毎に始末一切を逐録して廳訟一件帳を作りて檢事に付す。斷獄課は判事一人課長に充て、斷獄一切の事件を總提す。別に外國人關係の訴訟を扱ふ爲め築地運上所を改めて東京開市場裁判所を設け、司法省官員出張す。

(五年二月太) 司法省裁判所の裁判に服せざるものは民事初審に限り臨時裁判所に控訴するを得(七年五月控訴略則)。

府縣裁判所 府縣名を冒し、長は判事の内一人を充て、卿の指揮を承け、一切の事務を便宜處分し、聽訟斷獄を總提し、各課の判事解部に各件を課付し、流以下の刑を裁斷し、死刑及疑獄重大の訴訟及他府縣に關涉する事件は本省へ伺出で、處分す。府縣裁判所の裁判に服せざる者は本省に上告するを得。府縣裁判所も分れて聽訟、斷獄、庶務出納の四課とし、聽訟課は所長自ら課務を總提し、聽訟表等簿書十一部を管主し、毎件の聽訟表を檢事に付す。斷獄課も所長課務を總提し、庶務課は所長及判事の指揮を受け、屬一切の庶務を受理し、且文書を管主す。出納課は會計事務を掌る(太達府縣裁)。

檢事局 明治六年四月各府縣裁判所出張檢事局分課規定を定め(同達)各府縣裁判所に檢事局を設け、檢事をして一切の事務を總攝せしめ、檢部一員は庶務並に諸文書を受付け、檢部二員は罪犯を探索捕亡するとを掌り、逮部出張所を巡視し、逮部以下の勤惰を監視し、檢部二員は裁判所に出張し、裁判の當否を監視す、檢部の下に

逮部或は御用掛五員若くは八員を置き、て罪犯を探索捕亡す。明治七年五月民事控訴畧則を定め、民事に付原告被告にして府縣裁判所の裁判に服せざる者は裁判言渡の日より三月内は控訴狀を以て司法省裁判所に控訴し得べしとす(太達第)。

各區裁判所 地方の便宜に依りて設置せられ、府縣裁判所と全じく地名を冒し、府縣裁判所に屬して、其區内の聽訟斷獄を爲す。所長は解部の内一人之に充て、府縣裁判所の指揮を承け、一切の事務を便宜處分し、聽訟斷獄を總提し、各課の解部に各件を課付し、且つ簿書に押印する等府縣裁判所に全じく、各區に於ける管杖以下の斷刑を爲し、徒以上の罪を察するときは府縣裁判所に送附するものとす。各區裁判所も亦聽訟、斷獄、庶務出納の四課に分れ、聽訟、斷獄兩課は所長自ら課務を總提し、庶務出納の二課は屬之を掌る(太達各區裁)。

各區裁判所 ありても區裁判所出張檢事局分課なるものありて、檢部二員裁判の當否及探索捕亡等の事務を總提し、逮部或は御用掛四員若くは七員罪犯を探索捕亡す。又地方の應獄便宜に因りて其管内に逮部出張所數個を置き、檢部一員逮部或は御用掛をして探索捕亡を掌らしむ。明治六年六月區裁判所の裁判には必らずしも檢事連班せざるも情事熟察を要す

るときは連班し、尙詳細を知らんとするときは探索せしめ、意見あるときは判事解部に述ぶることを得とし、區裁判所検事局を廢せり(無號)。明治五年一月東京裁判所を設けて司法省の別局とし、府下聽訴斷獄の事務を掌らしむ(無號)。

明治七年迄の沿革

以上は明治五年末に至るまでの裁判所構成の大要なりとす。

明治六年十月臨時裁判所に參座を置き、裁判の公直を證する爲めの制度として、陪審官に備へたるものとす(太達)。參座は内閣に於て必要に臨み、議定して諸官員中より之を命じ、定員を九人とし、公事止むを得ざる時は闕席を許すも六人以上出席せざれば裁判を行ふを得ず、罪の輕重を決するは判事の任なるも有罪無罪を決するの權を有し、拷問、拘留等何れも參座の承諾を要し、議論一定せざる時は多數決とし、相半する時は席長決を取る。十二月未だ實施せらるゝに至らずして廢止せらる(太達)。明治七年十月各府縣出張檢事局を廢す(司達)。

第二節 上級裁判所及明治十年迄の沿革

大審院

明治八年五月大審院を設けて上告を受理せしむ(太達第五九號布告)。同月大審院諸裁判所の職制章程、巡回裁判所規則等を定む(太布告第一九一號)。即ち裁判所を分ちて

大審院、上等裁判所、巡回裁判所、府縣裁判所、區裁判所となし、大審院は上告審として、上等裁判所以下の不法なる判決を破毀し、且國事犯を審理し、全國法憲の統一を主持する所となし、民事部と刑事部とに分る。大審院長は一等判事を以て之に充つ、本院判事の長として各課長に事務を分布し、臨時各廷に臨み重要事件を聽理す。判事は民事刑事の上告を判理し、裁判の不法なる者を破毀し、内外交渉の事件重大なるもの並に判事の犯罪を審判し、死罪の案を審閱し、法律の疑條を辨明すること、を掌る。又國事犯の裁判をも掌る、判事の下に屬を置く、裁判を構成するには判事五人を以てす(太布告第九一號大審院職制全章、程太布告第九三號控訴上告手續)。

上等裁判所

上等裁判所は東京以下四個所にして、府縣裁判所の控訴審を爲し、死罪を裁し、府縣裁判所より送呈する所の終身懲役罪案を審批し、管下代言人、代書人の違律を裁決す。上等裁判所長は勅任判事を以て之に充て、控訴事件を各課に分付し、隨時各廷に臨み重要の事件を聽理す。判事は管内の控訴を受け、之を覆審すること、を掌り、且つ管内府縣を巡回して各處死罪の事を裁判す、裁判は判事三人を以て定員とす。判事補は事を判事に受け、控訴下調を掌り、判事に従ひ巡回裁判の

列に充つ判事補の下に屬あり(全布告上等裁判所職制全章程...)上等裁判所ハ太布(官城ニ)移ス

巡回裁判 巡回裁判は各上等裁判所より管下府縣へ判事判事補二名を派出し、府縣裁判所の權外なる死罪の獄を斷ずる特別裁判にして、一年二次を以て定則とし、上等裁判所長は巡回の緩急を詳にし、或は輪流の法を定め、司法部に稟請して之を派遣し、管下の廣狹に因り二道若くは三道に分ち、府縣裁判所判事一員と共に三員を以て組織す。若し府縣裁判所にて罪犯の下調をなして其證憑を得、死罪に擬するものを結審したるときは巡回判事より審案を大審院に送呈し、大審院批可して府縣裁判所に下し決行せしむ(全布告巡回)。府縣裁判所は各府縣に於ける一切の民事及刑事懲役以下を審判し、民事は輕重となく初審とし、刑事は死罪終身懲役を除きて之を聽理す。判事長一人自五等至七等は判事と共に民事を初審し、刑事懲役以下を審判す、判事の下に判事補ありて事を判事に受け、便宜判事の欠に填つ、その下に屬あり(全太布告府縣裁判)。七月大審院を諸省の次開拓使の上に置き(太達第一二)同月巡回裁判度數を罪獄繁劇の地方に限り、三次又は四次となし(司達第一八號)且つ巡回判

事の官等を府縣裁判所判事の上席となす(司達第一二號)。九月府縣裁判所に支廳を設け民事十圓以下刑事懲役三十日以下の訴訟を取扱はしめ(司達外)且つ支廳は便宜區を限りて之を置き、勸解に關する訴訟をも受理せしむ(司達第一五號)。

裁判管轄區域

明治九年四月各府縣裁判所に於ける判事若くは判事補の中より糾問掛を置き、糾問判事と稱せしめ、現行犯にありては檢事を俟たず、自ら檢事の爲すべき處分を行ふことを得せしむ(司達第四七號)。九月府縣裁判所を改めて

東京以下二十四箇所に地方裁判所を置き、其管轄地を定め同時に上等裁判所の管轄區域を定めたり(太布第一一四號)。地方裁判所分轄次の如し(九年九月十三日太)。

- 東京裁判所 京都裁判所 大阪裁判所
- 函館裁判所 横濱裁判所 神戸裁判所
- 新潟裁判所 長崎裁判所 * 榎木裁判所
- + 浦和裁判所 □ 青森裁判所 × 關裁判所
- △ 米澤裁判所 静岡裁判所 松本裁判所
- * 金澤裁判所 名古屋裁判所 松江裁判所

備考十全年浦和裁判所ヲ熊谷ニ移シ熊谷裁判所ト稱ス(太布第一三八號)
 △全年米澤裁判所ヲ福島ニ移シ福島裁判所ト稱ス(太布第一五〇號)
 □十年青森裁判所ヲ弘前ニ移シ弘前裁判所ト稱ス(太布第三五號)
 *全年榎木ヲ天木ニ移シ水戸裁判所ト稱ス(太布第一二一號)
 ×全年一ノ關裁判所ヲ仙臺ニ移シ仙臺裁判所ト稱ス(太布第一四五號)

一松山裁判所 高知裁判所。岩國裁判所。○全年岩國裁判所ヲ廣島ニ移シ廣島裁判所ト稱ス(太布第一三八號)

熊本裁判所 鹿兒島裁判所

同年九月各裁判所管下便宜の地を撰び、區劃を定め支應を設け、代理官を置き、當分府縣裁判所章程に照し事務を取扱はしむ。但死罪終身懲役の批可を乞ふべき者、事情繁劇なる者は本廳所長の處分に屬し、本廳並に支廳假規則を改めて區裁判所を置き、勸解等を取扱はしむるとし、次いで區裁判所に改め、土地の便宜に従ひ區を劃し之を置き、管轄事務は民事は金額百圓、刑事は懲役三年以下及勸解等を取扱はしむ(河達第六六號區)。明治十年六月大審院諸裁判所大中少屬を廢し一等屬(八)以下十等屬(自八等至十七等)を置く(太達第四七號)。

第三節 刑事裁判所構成 明治十三年七月治罪法を制定し、刑事裁判所の構成及權限を定めたり(太布告第三七號十四年太布告第三六)即ち通常刑事の裁判權は民事裁判權と同一の裁判所に屬し、犯罪を證明し刑を適用することを目的とする公訴權は檢察官之を行ふを得べしとせり。

檢察官

檢察官は裁判所に一名又は數名あり、刑事に付き檢察官の職務は犯罪の

搜查、犯罪取調處分及法律の適用を裁判官に請求し、裁判所の命令及言渡の執行を指揮し、裁判所に於て公益を保護する職務を有すとし、公廷には一名必ず立會ふべきものとし、裁判所書記は豫審及公判に立會ひ、公判始末書其他訴訟に關する一切の書類を作成し、且つ裁判言渡其他一切の書類を保存すべきものとせり。而して犯罪の種類に因り裁判管轄を分ち、違警罪裁判所は違警罪の裁判を管轄し、治安裁判所を違警罪裁判所として其管轄地内に於て犯したる違警罪を裁判す、その判事は治安裁判所判事之を行ひ、檢察官は其所在地の警部之れを行ふ、書記又同しとす。輕罪裁判所は始審裁判所として其管轄地内に於て犯したる輕罪を裁判し、且重罪及輕罪の豫審を行ひ、又管轄地内の違警罪裁判所の控訴審をなす、判事は一年の期間を以て順次に職務を行ひ、別に豫審判事あり。檢察官は東京警視本署長及府縣長官、司法警察官として犯罪搜索に付檢事と同一の權を有し、警視、警部、區長、郡長、治安判事、警部の在らざる地の戶長等檢事の補佐として其指揮を受け、司法警察官として犯罪搜索の權あり。控訴裁判所には特に刑事局を置き、輕罪裁判所の始審の裁判に對する控訴を裁判す。裁判は三名以上の判事を以て組織す、刑事局判

事の職務も一年間順次に命ぜられ檢察官も亦然りとす。檢察官は検事長の直接監督を受く。重罪裁判所は其管轄地内に於て犯したる重罪を裁判し、三月毎に控訴裁判所又は始審裁判所に之を開く。裁判長一名、陪席判事四名にして檢察官は控訴裁判所検事長又は其指命したる検事之を行ふ。大審院にも亦刑事局を置き、刑事に關する上告、再審の訴、裁判管轄を定むるの訴、公安又は嫌疑の爲め裁判管轄を移すの訴を裁判す。裁判は五名以上の判事を以て之を組織し、何れも司法卿の奏請に依りて其院判事に之を命じ、檢察官も其院検事長又は其指命したる検事之を行ふ。高等法院に於ては皇室に對する罪、及國事に關する罪(舊刑法第二編第(一)章第二章記載)等の重罪を裁判し、且つ皇族の犯したる重罪及禁錮の刑に該る可き輕罪、勅任官の犯したる重罪及此等の者の正犯及從犯は身分の如何を問はず管轄權を有す。

高等法院 高等法院は司法卿の奏請に因り上裁を以て之を開き、其裁判す可き事件及開院すべき場所も亦上裁を以て之を定む。裁判は裁判長一名、陪席判事六名にして元老院議官と大審院判事の中より毎年豫め上裁を以て之を命じ、其外に豫備判事二名あり、検事も亦大審院検事長又は司法卿より指命したる検事之が檢察

官たり。之が裁判に對しては闕席裁判に對する故障、形式上の不備に對する哀訴、再審の訴等の外上訴するを許さず。明治十四年九月裁判官、檢察官、及司法警察官等にして治罪法に従ひ、檢証及物件差押其他の職務を行ふに當り、必要なる時は警察署又は憲兵屯營に照會して巡查又は憲兵卒を使用し得べく、若し事緊急重要に涉る時は直ちに鎮臺又は分營に照會して兵力をも要求し得る旨を定めむ(太達第(八)二號 司法官吏ヨリ巡查及兵員ヲ要求使用スル手續)。

明治十七年迄の沿革 十月上旬等裁判所、地方裁判所の制を廢し、全國に控訴裁判所七箇所、始審裁判所九十箇所、治安裁判所百八十箇所を置き、大審院裁判所屬を廢して大審院裁判所書記任を置き(太達第(九)二號)。地方裁判所各支廳へ檢事を置く(司達第(一)一號)。又大審院書記局諸般の事務は各員輪轉之を執り、法廷の取締、被告人控所の看守は巡查獄卒等をして之を掌らしめ、訴訟口詰は雇員を以て之に充て、訴訟人呼入其他法廷に關する雜事は小使を以て之に充て、門候は應の便宜に依りて之を置くべしとせしが(司達丁第一七號 法廷常務心得書)。更に各裁判所に對して使丁規則を定め、民事に關する召喚狀其他書類を送達せしむる使丁取締なる者を置き、其責任を以て請負はしむ

ることを得とせり(司達丁第二六號 司使丁規則)。又司法警察の事務上時宜に依り巡查をして警部の代理を爲さしむることを得とせり(司布達甲第五號)。十二月治安裁判所及始審裁判所の権限を定め治安裁判所は訴訟事務を勸解し、且つ請求の金額及價額百圓未満の訴訟に付始審の裁判を爲し、人事其他金額に見積る可からざるものを裁判するを得ずとし、始審裁判所は請求の金額及價額百圓以上並に人事等に關する治安裁判所権外の訴訟に付き始審の裁判を爲し、且つ管轄地内治安裁判所の始審裁判に對する控訴に付き終審の裁判を爲すものとす(太布告第一八三號)。而して重罪裁判所管轄區劃を定む(太布告第七八號)。

明治十五年一月治罪法に基く各裁判所制度を施行することとなり、五月本省と各裁判所裁判官及檢事との間の情實疎通事理伸暢の爲めに内訓條例を定め(司達第一九號)。伺指令以外に民刑上の疑問疑讞且裁判百般の事情等其注意を要するもの總て此の條例に従ふべしとす。但該條例は伺指令の如く必ずしも準據せざるべからざるの効力を有せず。

明治十六年一月各裁判所の位置及管轄區劃を改定し、始審裁判所支廳は本廳同一

の権限を以て裁判せしめ若し始審裁判所に於て重罪裁判所を開く時は、當分の内始審裁判所長を以て其裁判長となすことを得とし(太布告第三三號)。六月開拓使の廢止と共に函館控訴裁判所を函館縣に置き其管轄を定め(太布告第二八號)。九月重罪裁判所の管轄を各始審裁判所管内とし、各其地名を冒すこととし(太布告第三三號)。北海道は従前の通とす。十二月高等法院管轄裁判を通常裁判所に於ても裁判し得る旨を定む(太布告第四九號)。

明治十七年六月治安裁判所に勸解掛を置き、卅歳以上の判事及判事補各一名を以て之に充て専ら訴訟事件を勸解せしむることとし、亦治安裁判所長も隨時勸解掛となりて勸解を爲すことを得べく、若し判事又は判事補に不足あるか若くは其人員にて不足する時は、他の判事、判事補又は出仕を以て之を補ふことを得。總て勸解は勉て願人、被願人の實情を得るに注意し、雙方を勸誘調和せしむるを主とすべしとせり(司達丁第二三三號 勸解略則)。

第貳項 軍制

第一目 陸軍々制

第一節 陸海徴兵 明治五年十一月廿八日全國募兵の儀被仰出る。詔書に曰く。

朕惟ルニ古昔郡縣ノ制全國ノ丁壯ヲ募リ軍國ヲ設ケ以テ國家ヲ保護ス固ヨリ兵農ノ分ナシ中世以降兵權武門ニ歸シ兵農始メテ分レ遂ニ封建ノ治ヲ成ス戊辰ノ一新ハ實ニ千有餘年來ノ一大變革ナリ此際ニ當リ海陸兵制モ亦時ニ從ヒ宜ヲ制セサルヘカラヌ今本邦古昔ノ制ニ基キ海外各國ノ式ヲ斟酌シ全國募兵ノ法ヲ設ケ國家保護ノ基ヲ立ントス汝百官有司厚ク朕カ意ヲ體シ普ク之ヲ全國ニ告諭セヨ

と、依つて同日太政官布告第三七號を以て徴兵告諭を爲し、西洋諸國の兵制を參酌し其長短を稽ひ、古昔の軍制を補ひ、海陸二軍を備へ、全國四民男兒二十歳に至る者を悉く兵籍に編入し、以て緩急の用に備ふる旨を告諭す。翌明治六年一月十日徴兵令を發布す(本達無號)。徴兵は國民の年甫めて二十歳に至る者を徴し、以て海陸兩軍に充たしむる者とす。

陸軍徴募 陸軍は常備軍、後備軍及國民軍の三種とし、兵種は兵丁の身材に従ひ砲騎、歩工、輜重の五派に區別す。常備軍は本年徴兵中身體強健にして身長五尺一寸

以上の者を抽籤を以て編成し、三ヶ年の役を帶はしめ、在營中定額の日給を與へ、食料、被服類等を官費とす。常備軍三ヶ年の役を勤め終りし者は後備軍に編成す。後備軍は第一後備軍、第二後備軍に分れ、第一後備軍は二ヶ年の役を帶び、一年に一度屯營に召集し其技を復習せしめ、第二後備軍は第一後備軍の役を終りし者を以て編成し尙二ヶ年の役を帶はしむ。國民軍は常備後備兩軍の外に全國の男兒十七歳以上四十歳までの者を悉く兵籍に載せ置き、時機に従ひ均しく隊伍に編入す。徴兵事務は各鎮臺司令官の管掌する所なるも、毎年本省より徴兵使を巡行せしめ、徴兵署を設け、徴兵に關する事務を裁判す。常備兵の免役は一、身の丈け五尺一寸曲未滿者、二、羸弱にして宿痼及び不具等にして兵役に堪へざる者、三、官省府縣に奉職の者、四、海陸軍生徒にして兵學寮に在る者、五、文部工部開拓其他の公塾に學びたる専門生徒等、六、一家の主たる者、七、嗣子並に承祖の孫、八、獨子獨孫、九、徒以上の罪科ある者、十、父兄在るも病氣若しくは事故ありて父兄に代り家を治むる者、十一、養子(約束のみにて賣家にあつた者)、十二、徴兵在役中の兄弟ある者等とす。凡て徴兵檢査定日は三日以前に徴兵署より郡内各區に布達し、區括り日割を以て一日幾人と定め戶

長之を召連出し、本省派遣の徴兵使中佐副使、大少尉書記及議官府縣各一名列座し、軍醫をして検査を専任せしむ。身體検査終了の後兵役に適すべき者を點檢し、管内便宜の地を常備抽籤召集地と定め三日以前に布達す。抽籤は歩騎砲工輜の五種に分ち抽かしめ、別に常備一ヶ年の徴員二分の一以内の員數を補充兵として抽かしむ。抽籤を終るや史生書翰往復、算術等を試験し、四月廿日より五月一日迄に入營せしめ、之に要する費用は府縣にて辨ずべしとせり。而して徴兵に當り、自己の便宜に由り、代人料金二百七十圓上納願出づる者には之を免じ、府縣廳は毎年十二月二十五日まで、に十九歳の者を調べ徴兵連名簿に載す。同年三月徴兵吏發送順序等を定む(太布告第一一九號)。

海軍徵募 海軍は之より先明治五年九月海軍兵員徵募規則を以て十八歳より廿五歳の地方戸籍に列する者の志願の者を検査し、五ヶ年或は七ヶ年勤任せしめ、期限通勤任済にして、尙勤續再願の者には三ヶ年の勤續を差許し、更に心掛宜敷精勤者は海軍定員に操入れ、且つ業前の甲乙に依て下等士官に昇級せしむ。海軍兵員徵募の爲めには海軍提督府に海軍兵員の役所を置き、佐尉各一人、醫官二人、書記一

人の徵募検査官員を命ず(海乙第一一七號海軍兵員徵募規則)。明治八年一月徴兵令の改正と共に

海軍兵員は沿海の丁壯舟楫波濤に慣れたる者を以て之に充てしむ、又從來補充兵は一箇年の期間なりしも九十日に改む(太布告第一一七號海軍第一五號)。

陸海軍徵募沿革

明治八年陸軍省にては布告第二十三號徴兵令參考を以て徴兵

議員たる戸長の職務を定め、壯丁の抽籤は總代議員を以て代抽せしむることを許す。同三月下士服役中其父母兄弟姉妹其他何人に限らず、家事擔當の者死亡、疾病或は老羸、貧窮、幼稚の者のみにして、本人免役不相成候而者一家活計の路なく、己を得ざる者には事故に依り免役の詮議に及ぶべき旨を布達す(陸布達第一〇〇號)。この年十一月再び徴兵令を改訂し、士卒の選拔、二箇年服役後の歸休制度を設け、徴兵免役者を身長五尺未滿の者以下とす(太布告第一六二號徴兵令編成並概則常備兵免役概則)。同時に徴兵令參考を改め、歩兵に限りて身長四尺九寸以上を採用する旨を定む(陸達第一一號)。翌九年二月免役者に陸海軍生徒のみならず主船寮定雇職工を加へ(太布告第九號)。十年六月には更に養子分家の者を加ふ(陸達外)。又七月には西洋形船長、運轉手、機關手の免狀を所持する者及官立公立學校に於て海技卒業免狀を所有する者、其他水火夫の三年以上其職に

從事し、實歴明確の者を免除す^(太布告第)。九月徴兵年齡計算方を定む^(陸達第一)。明治十二年十月廿七日太政官布告^{第六號}を以て徴兵令を改定す、其大要は第一後備軍を豫備軍と改め、その期間を三箇年とし、第二後備軍を後備軍と改稱し、四箇年の役に服せしむ。輻重輸卒の服役期間を六箇月とし、全國を七大徴兵區に分ち、更に師管徴兵區、旅管徴兵區、聯隊徴兵區、大隊徴兵區、中隊徴兵區及使府縣徴兵區等に分ち、徴兵官員は徴兵使^{官佐}、徴兵副使^{官尉}、徴兵醫官、徴兵副官を徴兵事務官^{使府縣}、駐在官^官、徴兵書記、使府縣徴兵事務長、同徴兵事務官、郡區徴兵事務官、地方徴兵醫員、筆生と共に巡行せしめ、徴兵署にて徴兵の事務を掌らしむ。除役、免役及徴集猶豫等大要變る所なし。又別に徴兵事務條例を定め、徴兵事務順序、徴兵官署の設置、徴兵各自届出、徴兵下検査準備、徴兵支署の開設等を定む^(陸達甲第一號)。同月地方徴兵醫員は地方長官の撰を以て内務省醫術開業免狀を所持する者に之を命じ、徴兵事務官及使府縣徴兵事務官に従ひ、徴兵下検査所を巡行し、檢丁の身幹及骨格を検査し、一定の廢疾缺損を鑒別明證し、又徴兵使巡行の時徴兵醫官の指揮に従ひ、検査の事件を記録する事を掌り、合格せざる者の廢疾、缺損、疾患等の標準を定む^(陸達甲第二一號地方、徴兵醫員職務規則)。

明治十三年二月徴兵身幹五尺未滿にして輻重輸卒、看護卒及職工に適當の者を除くの外は徴兵下検査所に於て翌年に廻はず旨を達し^(陸達甲第五號)。十二月徴兵事務條例を追加改正し、戸主以外の嗣子、承租の孫を徴集に應ぜしむ^(陸布達第三號)。十五年三月徴兵入替者に旅費を支給する旨を定め^(陸達甲第六號)。翌明治十六年廿八日再び徴兵令を改正す。これ蓋し從來徴兵の義務は陸海軍共に同一なりしも、實際に於て海軍は志願制度に依りしを以て之を統一する必要あり、之に加ふるに徴集其他に於ても改正を加ふべき點少からざるが爲めなり。即ち同年の徴兵令は全國の男子年齡滿十七歳より滿四十歳迄の者は總て兵役に服すべき義務ありとし、兵役は陸海軍共に常備兵役、後備兵役及び國民兵役の三に分ち、常備兵役は現役三箇年、豫備役は四箇年後備役は五箇年に延長し、各兵役期滿了するも戰時或は事變、演習、觀兵、航海中、外國駐劄中は其期を延長す。陸軍の徴兵は大體變ることなきも海軍の現役兵は海軍所要の人員に屬し、沿海地方及島嶼の人民を調査し、海軍に適する職業に従ひ、水兵、火夫、職工等に區別し、抽籤の法を採用し、且つ海軍志願兵徴募規則により就役する者を加ふ。又海陸共に自費志願兵制度、豫備役一年六十日内の召集及毎年一

回の點呼制度、代人料の廢止等を定め、徵兵使以下を廢して徵兵事務は軍管徵兵區、師管徵兵區、府縣徵兵區の三區をして取扱はしめ、抽籤は各府縣徵兵區毎に之を管轄せしめ、凡て徵兵に關する事務は各鎮臺等の武官をして取扱はしむることゝす(太布告第四六號徵兵令)。明治十七年七月鎮臺後備軍司令官、營所後備軍司令官、府縣駐在官、郡區駐在官、醫官、府知事、縣令、府縣兵事課長及郡區長を徵兵事務官とし其職掌を定め、徵兵署は徵兵事務整理の爲め臨時之を設け、徵兵検査所は壯丁の検査施行の爲め集會便宜の地を撰びて之を設く、徵員は陸軍卿毎年徵集すへき兵員を告示し、鎮臺司令官は其告示に基き後備軍司令官の差出す人員を率として検査抽籤して採用す。別に歩騎砲工等各科兵の定尺を定む。海軍兵は航海學又は機關學卒業の者、西洋形船舶に乗組の者、汽車或は諸製造所等に於て機關手又は火夫の業に従事する者、現に以上の職業に従事せずと雖も一箇年以上嘗て之に従事せし者、日本形五百石以上の船舶に乗組の者、同五百石以下の船舶に乗組の者の順序にて之を撰ぶととせり(太布達第一八號徵兵事務條例)。同年八月徵兵事務取扱手續を以て更に明細に之を定む(陸達甲第三六號)。又十月陸軍醫官徵兵検査規則を以て、身體強健精神完全にして定年

間の役に堪ゆべき者と疾病畸形ありて之に堪ゆべからざる者とに分ち、甲を合格とし乙を不合格者とし、且つ疾病畸形の標準を定めたり(陸達甲第四一號)。

陸海軍志願兵

明治十八年四月志願兵は鎮臺下屯在の歩兵隊に編入せしめ(陸達一四)。六月海軍兵員たらんことを志願する者は水兵、火夫、職工、看病夫、厨夫等に分ち、年齢十七歳以上廿五歳未滿にして體格強壯身幹五尺以上の者を検査し、採用證書を附與したる者に限るとし出願禁止者、出願制限者等を定め、別に募兵使(海軍募兵醫官、海軍醫、海軍募兵書記、海軍下士)を派出し、兵員徵募事務検査諸記録等を掌らしむ。總て海軍志願兵の服役は現役(長期十箇年、短期七箇年)及豫備役(二箇年、三箇年)とし、若し徵兵令に依り服役する海軍諸兵及海軍工夫にして志願兵に轉ずる者には服役年數は前後を通算する旨を定む(太布達第一三號海軍志願兵徵募規則)。七月徵兵旅費定則を以て檢丁及呼出に係る檢丁の父兄並に抽籤總代人検査所又は抽籤場への往復旅費を支給す(大藏省達第四二號徵兵旅費定則)。

第二節 軍隊の編成

近衛 明治五年三月御親兵を廢して近衛兵を置く(太布告第八六號)。近衛は平時は宮掖並に宮城諸門を禁衛し、車駕行幸あれば前驅後殿道路を警備するを掌る。太上

皇太后皇后皇太子の宮門車駕亦然り。宮城内殿堂、府庫、諸衛門等守衛を要する所並に宮城廳門の守衛、常儀大禮、國喪葬儀の儀仗、國賓の送迎、警護等また近衛の職たり。近衛の兵卒は全國諸隊の精選たるを法とし、毎歲本省に於て其缺員の多寡を量り、國內諸營團に就て壯丁の行狀、謹格にして技藝に精通する者を簡び、各司令長官より指擧せしむ。近衛兵は歩兵三聯隊、騎兵一大隊、大礮四座を以て編成し、大隊は少佐、聯隊は大佐之を統べ、其他官員兵數一切他の兵隊と異ならず、三兵を合して上に中將或は少將一人を置きて都督たらしむ。近衛都督は聖旨を奉じ職務に従事し、常例外の事務は必らず陸軍卿の決を取る、又京城戒嚴は相商議し、守衛巡邏等に從事す。副官は參謀部の將校、歩騎砲數員を置き、命令布下を掌る、會計監督一人は會計經理の事務を統括す。(本達無號)八月本省近衛局を宮内省中へ轉局す。(陸達第一五〇號)明治六年七月鎮臺條例の改定と共に近衛兵に關する規定を設け、軍管内に近衛の兵隊あるときは、一般の軍紀、要塞の服役等鎮臺所管の兵隊は其助成を受け、且つ軍管内に屯駐するときは鎮臺兵と合して大操練を爲し、其召集に應ずべし。凡そ近衛の兵隊は其長官の前に在らずして觀兵の式に於て整列行進せざるを正例

とし、近衛將校と鎮臺將と祭儀、慶典等一般の觀兵を爲す時は官位の高下と在任の新舊とを照し、第二等に當る者諸隊の司令官たり。(本達第二五五號)明治七年一月近衛兵の編成を改め、歩兵二聯隊、騎兵一大隊、砲兵二小隊、工兵一小隊、輜重兵一小隊より成るものとし、會計事務は近衛屬の司契、精食被服課の軍吏をして掌らしむ。九月、砲兵を置き、工兵科士官。(中少尉)近衛附を以て、砲兵事務を總括す。(陸布達第三三三二號)翌八年一月近衛兵編成を改訂し、近衛兵は常に輦下を護衛し、他の徵發に應ずる者にあらず、偏に天子の命令を奉載し、千軍萬馬の中と雖ども整々獨歩するの膽勇を特有し、又平常に在ては信義を本とし、先進を敬ひ後進を教導し、總て隊中の掟を守り、全國諸兵の模範たる可きを以て諸兵の上に位せしめ、其給俸を増加す。就中此兵は全國共載の至尊を護衛するの兵たるを以て、各鎮管内常備、熟練兵の中、強壯にして行狀正しき者を各隊中より兵種に應じ若干人を撰擧したる者より編成し、奉命其日より更に五箇年の役を帶はしめ、滿期の上は後備軍の役を免ず。近衛兵額は歩兵二聯隊即ち四大隊、每一隊人數八百人、騎兵一大隊同百五十人、砲兵一大隊同三百人、工兵一小隊同百五十人、輜重兵一小隊同八十人とす。(陸布達第一六號)近。五月

近衛職官表を定め、將官並幕僚參謀科は都督將官、參謀長大中佐、參謀少佐、同大尉、文庫主管中、少尉書記曹長各一人、書記軍曹二人、同伍長三人、派出監督課は一等副監督一人、一等書記二人、司契課は二等司契、司契副各一人、二三等書記二人、糧食薪炭課は軍吏、同副、補各一人、二三等書記二人、夫長一人、被服陣營課は軍吏、同副、補各一人、二三等書記三人、庫守夫長各一人、武庫主管は砲兵監護一人、同伍長二人と定む(陸布達第(五五號)近衛職官表)。六月近衛兵額を減じ各兵の編成を改む(陸布達第六八號)近衛兵編成並兵額。而して鎮臺各種の兵百人に付近衛兵撰擧の比較は歩百人に付二人、騎百人に付十二人、五、砲百人に付二人、四、工百人に付二人、七、八、輜重百人に付四人、四五とす(陸達全)。七月歩兵一聯隊、同騎兵一大隊、同砲兵一大隊、工兵一少隊の編成を定む(陸達第(一六號)第)。十一月徵兵令の改正に依り、近衛兵は常備軍中強壯にして、技藝に熟し、行狀正しき者を拔擢して之に充つる旨を定め、撰擧制度を止む(太布告第(一六二號)第)。明治十年二月近衛歩騎兵編制を改正し、歩兵一聯隊は從來の編制に加ふるに、鐵兵司令以下を以てし、近衛騎兵中隊は其人員馬匹を増加す(陸達乙第(三八號)第)。十二月近衛工兵一中隊の編制を改め、工卒、駁卒、喇叭卒百五十名を増加す(陸達乙第(一二五號)第)。十一年十月

近衛砲兵並野砲兵一大隊を偏制す(陸達乙第(一四六號)第)。翌年十月徵兵令の改正に依り、近衛の徵員を歩兵は二聯隊(陸達四六號)第、騎兵は一中隊、工兵一中隊と定む(太布告第(四六號)第)。明治十三年十二月近衛兵編制規則を以て、近衛兵は各鎮臺常備兵の中強壯にして、技藝に熟し、行狀正しき者を兵種に應じ各隊より選舉して之を編製し、その兵額並に毎年の徵員を定む。近衛兵を拔擢するには各鎮臺在營六箇月にして、服役三箇年、再役三箇年とす(陸布達第(二號)第)。同月各鎮臺に於て近衛に選舉すべき兵員は陸軍省之を達するときは、各鎮臺に於て新兵入營凡一箇月間術科練習の後、其總員中強壯にして、技藝品行等拔群なる者を其人員に應じ之に選舉し、諸兵術科練習を卒業せしめ、歩兵は八月十日、砲兵、工兵及輜重兵は九月十日、騎兵は十月十日迄に近衛局へ送らしむ(陸達乙第七號)近衛兵選舉規則。十月近衛條例を改正し、近衛は歩兵二聯隊、騎兵一中隊、砲兵一大隊、工兵一中隊、輜重兵一少隊、軍樂隊一隊を増置す、其組織は都督及都督幕僚參謀部とし、又都督の下に副官、傳令使及文庫、武庫主管並に會計部とに分つ(陸達乙第六二號)第。幕僚參謀部は參謀長と參謀とに分つ(陸達乙第六七號)第。翌年五月近衛條例を改正したれども、守衛隊に關する規定を設けたるに過ぎず(陸達乙第(三二號)第)。守衛隊は歩兵半大

隊、騎砲、工兵若干を順次交番し、大内宮掖及宮中に屬する殿廊府庫廟門等の守衛を掌るものにして、近衛の兵隊を以て之に充つ、其將校等を停年順序に従つて守衛隊司令官、守衛首部、儀仗守衛、通常守衛、巡察分遣哨兵、扣兵、號砲手、傳令騎兵及使役等の服務に當らしむ(陸軍乙第一三號近衛守衛隊服務概則)。明治十五年七月近衛砲兵及山野砲兵編制を定め(陸軍乙第八號)。十六年二月には近衛鎮臺並營所に營倉官員を置き、工兵下士若干を附し、以て其使用する所の屯營、官廩、館舍、倉庫等諸建築物の管理を爲さしむ(陸軍甲第八號)。七月近衛局附屬軍樂隊を近衛軍樂隊と改稱す(陸軍乙第七九號)。明治十七年一月近衛守衛隊概則を廢止し、守衛隊は二十四時間毎に近衛各隊より交代し、其服務を守衛首部、儀仗衛兵、守衛兵、分遣衛兵、巡察及邏哨、控兵、號砲手、傳令騎兵、使役に分ち、首部は古參の中隊長、其任に當る(陸軍乙第一號)。六月近衛騎兵中隊編制を廢して同一大隊編制を定む(陸軍乙第四八號)。翌年二月近衛歩兵聯隊、砲兵大隊、騎兵工兵一大隊計官を一二三等書記に改め(陸軍乙第二五號)。五月近衛兵戰時編制を定む(陸軍乙第六〇號)。即ち歩、騎、砲、工、輜重兵共に常備軍は戰列隊と補充隊とに分ち、歩兵戰列隊は第一第二の旅團、第一聯隊より第四聯隊までとし、同補充隊は第一第二の二大隊とし、騎兵、砲兵戰列隊

は各一聯隊、同補充隊は各一中隊とし、工兵、輜重兵の戰列隊は各一大隊、同補充隊は各一中隊とす、又後備軍は歩兵第一第二の二聯隊、騎兵、砲兵は各一聯隊、工兵、輜重兵は各一大隊とす、其他近衛歩兵一聯隊編制、同砲兵一聯隊編制を定む(陸軍乙第六一號)。六月近衛職官定員を定む、即ち近衛都督の下に參謀部、副官部あり、伴屬として武庫、營舎の二主管あり、會計部は庶務、計算、糧食、被服の四課に分れ、軍醫部、獸醫部のみにして軍法會議、其他東京鎮臺之を管す(陸軍乙第七三號)。

鎮臺

廢藩置縣の結果従前所管の各藩常備兵を解き、全國劃一の兵制を立てんとし、先づ内外警備の爲め明治四年八月二十日東京、大阪、鎮西、東北の四鎮臺に分管す(兵達第七四號)。各鎮臺とも之を直管地と分管地とに分ち、鎮臺常備兵は元藩下の常備兵を召集して之に充て、其兵員は大中少藩の差によりて之を増減し、一萬石以下の諸縣は解隊して兵器は總てこれを縣廳へ收めしめ、地方城廓は兵部省の直轄とす(兵達第七四號)。同年同月常備兵の在役期限を滿二箇年とし(兵達第七七號)。九月鎮臺本分營權義概則を定め、鎮臺本營主長は本省の命に隨ひ本分營に於ける兵の分配、器械の豫備、會計給養の設備等を管轄するも、兵隊の犯罪に就ては本省札問司より本營へ兩人、

分營へ一人宛出張取扱はしむ(兵達第一〇八號鎮)。明治五年一月鎮臺官員條例を制定す(兵達第)。鎮臺には帥、大貳、少貳、管州副官及地方司令官、司令副官あり。帥は直に兵部卿に隸し、管下の兵隊を總管し、管内に於ける賦兵の諸件及諸營の管轄並に検査、軍人審判儀列官員の任命等の權を有し、大貳(參謀第)は參謀局の佐官にて、帥に輔貳して諸事を參與し、其本營を主管整理す。少貳(參謀第)も參謀局の佐官にて、帥の副官として諸事を取扱ふ。管州副官は帥管内にあらざる時帥の名を以て諸事を處置し、且賦兵及兵員に關する事を管す。地方司令官は直に帥に隸し、主として諸營軍人の取締管内靜謐、攻防策戰の事を掌る。司令副官は地方司令官の命を受けて諸務に従ふ。各鎮臺とも各別に鎮臺條例を定め、五管の鎮臺何れも日本全國の兵權を統括する所なるを以て、其管内の兵備を堅固にし、内は草賊姦究を生ぜざるに鎮壓し、外は外寇窺竄を兆さざるに防禦するを其本務とし、各其職域の權を守り、他の權を犯すとなく、以て其職を盡すべしとし、殊に五管の鎮臺は全國地勢に關涉するが故に、大小厚薄の別あり、特に東京鎮臺は直に叢毅の下に在りて任極めて重しとす(東京鎮臺條例兵達第二號陸達第)。同年三月鎮臺本分營共に書記新玄關番

用使兼小使兵給士兵門番兵を置き、其定員を定む(陸達第)。明治六年七月鎮臺條例を改定し、從來鎮臺管轄の本分營制度を廢し、新に皇國城内に駐劄する各種の兵隊を七軍管に屬せしめ、各鎮臺の司令將官をして之を統率せしめ、軍管は更に師管に分れ、師管は營所に分る。其管轄區域は次の如し(陸達第)。

第一軍管 <small>(東京鎮臺之ヲ統率ス)</small>	第一師管 <small>(管所東京)</small>	小田原	靜岡	甲府	<small>(以上營所以下皆同)</small>
第二軍管 <small>(仙臺鎮臺之ヲ統率ス)</small>	第二師管 <small>(全佐倉)</small>	本更津	水戸	宇都宮	
第三軍管 <small>(名古屋鎮臺之ヲ統率ス)</small>	第三師管 <small>(全新潟)</small>	高田	高崎	若松	
第四軍管 <small>(大阪鎮臺之ヲ統率ス)</small>	第四師管 <small>(全仙臺)</small>	福島	水澤	山形	
第五軍管 <small>(廣島鎮臺之ヲ統率ス)</small>	第五師管 <small>(全青森)</small>	盛岡	秋田	松本	
第六軍管 <small>(熊本鎮臺之ヲ統率ス)</small>	第六師管 <small>(全名古屋)</small>	豐橋	岐阜	西京	
第七軍管 <small>(熊本鎮臺之ヲ統率ス)</small>	第七師管 <small>(全金澤)</small>	七尾	福井		
	第八師管 <small>(全大阪)</small>	兵庫	和歌山		
	第九師管 <small>(全大津)</small>	敦賀	津		
	第十師管 <small>(全姫路)</small>	鳥取	岡山	豐岡	
	第十一師管 <small>(全廣島)</small>	松江	濱田	山口	
	第十二師管 <small>(全丸龜)</small>	徳島	須崎	宇和島	
	第十三師管 <small>(全熊本)</small>	千歳	飯肥	鹿兒島	琉球
	第十四師管 <small>(全小倉)</small>	福岡	長崎	對馬	

軍管は其管下の兵員戦時に當り略一軍を興すに足り、師管は略一師を興すに足るものにして、營所の數四十、師管の營所を合して五十四となし、各其區域を畫して三府六十三縣略々相表裏し、以て管内の靜謐を保護せしめ、北海道は其守備方法其他の諸道と異なる。鎮臺司令將官は管内の軍務を董督し、上天皇大轟の下に屬し、直に陸軍卿に隸し、其管下を統括す、司令官の下各歩、騎、砲、工、輜重の常備諸軍隊あり、師管の營所には一聯隊を置く。司令將官は管内草賊移牒に對し出兵し、變災若くは他の事故の際には警護の任に當り、且つ外國公使の送迎、鴻臚の讌禮、朝儀、祭典等の警備或は觀兵に應じ、俘囚の移送、陸軍彈藥糧食等の運送を護衛す、同年十一月各鎮臺師管徵兵課官員並勤務を定む(陸布達第五、五三號)。徵兵課は本省第一局尉官二名、下士官二三名より成り、本省第一局より各鎮師管毎に配置し、管内陸軍兵卒の原簿を掌り、人事に關する事務を總理す。必ず管轄内の地方戸籍に入らざるものを以て任命す(陸布達第四三二號軍、普通派騎兵課心得)。明治八年一月徵兵令改正に伴ひ、附録を以て各鎮臺の豫備軍の編成を定む(一五號、一五號)。二月師管營所を改め、第一軍管にありては新潟を高崎とし、其管内を新發田、高田、新潟とす(三三號、三三號)。又陸布達第十五號を以て六管鎮臺徵兵並

式を定め、第一管東京鎮臺常備は歩兵三聯隊、騎兵一大隊、砲兵二大隊、工兵二少隊、輜重兵一少隊、海岸砲兵三隊、人員合計六千九百人、第二管仙臺鎮臺常備は歩兵二聯隊、騎兵一大隊、砲兵一大隊、工兵一少隊、輜重兵一少隊、海岸砲兵一隊、人員合計四千四百八十六人、三分二。第三管名古屋鎮臺常備は歩兵二聯隊、砲兵一大隊、工兵一少隊、輜重兵一少隊、人員合計四千二百六十人。第四管大阪鎮臺常備は歩兵三聯隊、砲兵二大隊、工兵二少隊、輜重兵一小隊、海岸砲兵二隊、人員合計六千七百人。第五管管廣島鎮臺常備は歩兵二聯隊、砲兵一大隊、工兵一少隊、輜重兵一少隊、海岸砲兵一隊、人員合計四千三百四十人。第六管熊本鎮臺常備は歩兵二聯隊、砲兵二大隊、工兵二小隊、輜重兵一小隊、海岸砲兵二隊、人員合計四千七百八十人とし、各鎮臺管下の諸縣を定め、且各種常備兵一年の徵員數をも確定せり。補充兵は常備一年の徵員五分の二中に就て、常備騎兵は之を他種の兵員に比すれば最少にして、近衛に撰擧する最夥なるを以て倍數、輜重兵は是に蹤くを以て五分の三合計四千二百六十四人とし、之を各管鎮臺各種の兵員に應じ、豫後備同時に徵募し、九十日を期とし、本年管内常備の缺員を充たしむ。六月六管鎮臺各兵隊の配分並兵額等を定め(陸布達第一六九號)。

ける各種の兵員を分ち其徴員を定む。同年の各鎮臺の編制左の如し。

鎮臺	兵種	歩兵	騎兵	砲兵	工兵	輜重兵
東京		三聯隊(九大隊)	一大隊	山野砲一大隊	一中隊	一中隊
仙臺		二聯隊(四大隊)		函館砲一大隊		一少隊
名古屋		二聯隊(六大隊)		山砲一中隊		一少隊
大阪		三聯隊(九大隊)		山野砲一大隊	一大隊	一少隊
廣島		二聯隊(六大隊)		山砲一中隊		一少隊
熊本		二聯隊(六大隊)		山野砲一大隊	一大隊	一少隊
合計人員			士官以上 下士以下			
			三一、五一三人 三五〇六六八人			(毎年の徴員とす。)

而して漸次之を増員すべきものとす。明治十三年二月輜重輸卒概則を以て輜重輸卒人員は常備豫備後備を合して一軍管に二萬五千人とす(陸達甲第七號)。九月鎮臺條例中改正する所あり、仙臺師管福島營所を白川營所、金澤師管に敦賀營所、大津師管

敦賀營所を兵庫營所と改正増加す。而して軍令に於ては鎮臺司令官は本管に屬する所の監軍中將に隸し、勅命を奉じて所管の軍隊を指揮し、有事の日にありては旅團長として方面の緩急を禦るを任とす(陸達第三三號)。明治十四年三月後備軍司令部條例を定め、後備軍司令部は各師管營所々在の地に之を置き、徴兵調査及豫備軍、後備軍一切の事務を管理する所とし、其職員は司令官、副官、使、府縣駐在官及書記等とし、徴兵調査、豫備兵及後備兵の召集並に編制、後備兵の點呼、軍人名簿等の事を掌る(陸達甲第七號)。而して豫備軍とは戦時或は非常の事故ある時直に之を召集し、常備軍に加へ戦時の人員を充實し、又は別に隊伍に編制し以て常備諸隊の補充に任ずる者にして、戦時に於て常備諸隊の缺員を補充するには常備諸隊に編入せしめ、戦時の人員に充實する者と、補充隊に編制し常備諸隊の臨時缺員を補充する者との二種の法を設く。第一の法は豫備軍の兵卒中服役日尙ほ淺き者即ち初年二年の兵卒中より其増加に要する人員を探る、又後備軍は常備軍の後援にして、戦時或は非常の事故ある時直に之を召集し悉く隊伍に編制し、又時宜に由り該軍中服役日淺き者を選び、豫備軍の缺員をも補充する事あり、後備軍諸兵の隊數は該時に當り多少

増減ありと雖も、概ね常備軍と同一にして、歩兵に在ては一師管に一聯隊を編制し他の諸兵に在りては一軍管に一二の大隊或は中隊等を編制す(陸達甲第八號豫備軍及後備軍編制條例)。四月陸軍下士卒の品行不正にして屢々法則を犯し懲戒を加ふるも容易に改悛せず、軍紀風紀に害ある冥頑弗率の徒を編制して懲治隊となし各軍管に一隊を置き歩兵中隊に準して編入す(陸達乙第二四號)。五月陸軍職制及鎮臺條例の改正に依りて各鎮臺司令官を本省内に會同して諸種の事項を協議せしめ、且各鎮臺に憲兵を布き、軍人の非違を視察せしむ(本達第三九號)。同月陸達乙第三十號を以て戰時編制概則を定め、戰時軍團の編制は二箇若しくは三箇の師團を大將又は中將をして統率せしめ之を軍團長と稱す。軍團長の帷幕に參謀將校及諸官を置き、また本營に各部例之參謀部、砲兵部、工兵部、會計部、裁判官、憲兵部、傳令騎兵、軍用傳信隊、輻重部、病院、病馬廐、馬廠、運輸部、補充部、軍樂隊を置き、此等の諸部を總稱して軍團本營諸官と云ふ。軍團の下に於ける師團も二箇若しくは三箇の旅團を以て之を編制し、本營諸官各部は軍團本營諸官に準ず。其外に獨立師團の編制あり。又旅團の編制は歩兵二聯隊或は三聯隊、騎兵一小隊、砲兵一大隊、工兵一中隊、輻重兵一中隊を以て編成し

旅團本營諸官も軍團師團に準ず。明治十五年九月東京鎮臺に軍法會議を設く(陸達乙第六號)。翌年二月近衛鎮臺並に營所官員を置き諸建築物の事を掌らしむ(陸達乙第一八號)。五月各鎮臺の參謀科を參謀官と改む(陸達乙第二號)。七月後備軍司令部條例中改正する所あり、別に後備軍司令部職員等級並に各軍管後備軍司令部職員配置を定む(陸達甲第一號)。又別に各府縣駐在官駐在所位置並管轄區劃等を定め、後備兵點呼は府縣駐在官をして引續施行せしむ(陸達甲第二號)。八月各聯隊の計官及副計官を廢す(陸達乙第八號)。明治十七年一月七軍管疆域を定む。

七軍管疆域表 (本達第一三號)

軍管	鎮臺	師管	營所	分營	陸海要	管	國	郡	區
第一	東京	第一	東京	高崎		伊豆	相模	甲斐	
		第二	佐倉			武藏	上野	信濃	
						下武	常陸	下上	野總
						總藏	安房	陸房	下上
									野總

第	第五第		第四第		第三第		第二第	
	熊	島	廣	阪	大	屋	古	名
一十第	十第	九第	八第	七第	六第	五第	四第	三第
熊本	松山丸 [△] 龜	廣島	姫路	大坂	金澤	名古屋	青森	仙臺
				大津		豊橋		新發田
薩肥	土阿	長出安	美但若攝	近大攝	越加尾	志駿尾	羽陸	羽陸
摩後	佐波	門雲葛	作馬狹津	江和津	前賀張	摩河張	後前	前前
沖日	讚	隠石備	備因丹播	伊河紀	能美	紀信遠	陸	越磐
繩向	岐	岐見後	前橋波磨	賀内伊	登濃	伊濃江	中	後城
大	伊	周備	伯丹淡	和山	越飛	伊三	陸	佐岩
隅	豫	防中	者後路	泉城	中驛	勢河	奥	渡代

考備	七第	六
	△本表中空位ノ部分ハ追テ撰定ス可キモノトス △二月九日龜營所ヲ松山ニ移ス(陸連乙第一五號)	
		二十第
		小倉
		福岡
	根日天渡	對筑豐
	室高鹽島	馬後前
	千十北後	肥豐
	島勝見志	前後
	鋼躰石	壹筑
	路振狩	岐前

五月七軍管兵備を常備軍は戦列隊補充隊に分ち、第一師管より第十二師管を戦列隊、歩兵は十二旅團二十四聯隊とし、騎兵及砲兵は各六聯隊、工兵は六大隊、輜重兵は六大隊までとす。又補充兵は歩兵二十四大隊、騎砲工輜重各六中隊とす。後備軍は歩兵二十四聯隊、騎砲各六聯隊、工輜重は各六大隊とし、別に常備後備共に要塞砲兵を置く旨を定められたれども編制未だ確定せず(陸連乙第三五號)。此等の諸兵の配備は次の如し(陸連乙第三六號)。

同月歩兵一聯隊編制を定め一聯隊人員計千七百〇七名、馬匹九匹、一大隊人員計五

なし(太達第(一)號)。六月七軍管兵備表に基き各鎮臺歩兵聯隊を旅團に編成し(陸達乙第(六)三號)。従前の軍曹を一等軍曹伍長を二等軍曹と換稱し、且歩騎砲兵上等卒を上等兵と換稱す(陸達乙第(六)四號)。又工兵輜重兵にも上等兵を置く(陸達乙第(六)九號)。同月鎮臺職官定員及營所職官定員を定む(陸達乙第(七)〇號)。即ち各鎮臺にも司令官の下に幕僚として參謀部、副官部あり。伴屬としては武庫、營舎、調馬各主管あり。會計部は庶務、計算、糧食、被服の四課に分れ、軍醫部は治療、庶務、藥劑、會計部の三課一部あり、獸醫部は軍醫部と分け、後備軍司令部、衛戍司令部、軍法會議、監獄署等あり。營所は本部に司令官、次官、副官等あり、伴屬として武庫、營舎の二主管あり、會計部、病院、後備軍司令部、衛戍司令部、軍法會議、監獄署等あり。別に旅團條例を以て旅團長以下官僚の平時に於ける職掌權限を定む。旅團の職員は旅團長將少、參謀附大、傳令使附中、各一名、書記下三名にして各其職掌を異にす(陸達乙第(七)一號)。

第三節 檢閲

軍隊の檢閲は兵部省の下にありては三兵本部の管掌する所にして、三兵本部は相合して一局とし、各檢閲使を奉じて閱兵の法、教導の法、兵隊給養の法、懲罰の法、内部の規則、軍裝戎器の制等總て其部の事に就て監視の任を受け、

此を總攝す。操練等の事に就ては國內某團某隊等の報知を得んと欲せば卿と相議し、或は某鎮某團の將校に通知して報知せしめ、或は某部下の將校此局にある者又は省内にある者を遣はし探偵せしむる等其他の事件總て卿と合議して施行す、而して之が任に當る者は檢閲使並に檢閲使副官とす(四年兵第(五)七號)。明治五年五月巡檢參謀將校職務大略を定め、各地城塞の方向並に地勢の險易を見極め、攻守の便不便を計り、暇あらは繪圖に認め、城中用水の多少、家屋の有無、平場の廣狹、濠地の模様、游泥、乾濕等明細書を載し、城塞四通の地理、水運の有無、山岳、森林の向背、城下市街人烟の多寡、馬匹の多寡、物品、運輸、製造、貧陋、繁富の別、道路、間道、里程等縣官を聞正し、取極め置く等、總て後來萬一一揆等の起る場合に攻守の方法豫め故意文にて記し置くことを要す(陸達第(三)〇號)。翌年三月陸軍省條例の定むる所に依れば軍隊の檢閲は第二局職員の管掌する所とす(陸達第(八)四號)。明治八年六月十三日檢閲使職務條例を以て陸軍檢閲に關する規定を設く(太達第(一)〇〇號)。檢閲使の職務は陸軍に在て各軍管内屯駐の各種兵隊並に要塞衛戍其他砲工方面等の諸部に於て服役の勤惰、軍紀賞罰の張弛、景況、疾病、健康の善惡、操練の精疎を檢閲し、並に條例規則等實踐の度を察し以

て將校下士卒進級の順序を審かにし、兼て褒賞情願の事實を査確し、以て勳功賞牌の授與を検し、凡て全國陸軍の情形をして壅塞凝滞の患なからしむるにあり。之が爲陸軍卿は毎年一次檢閱使を派出し、各軍管内を巡廻し、陸軍卿の目代として檢閱の事に任ず。全國の六管鎮臺を東西中に三大別し、東部は東京鎮臺並營所砲兵第一方面、工兵第一方面、仙臺鎮臺並營所、工兵第二方面及近衛教導團、本病院、軍馬局、病馬廐裁判所とし、中部は名古屋鎮臺並營所、工兵第三方面、大阪鎮臺並營所、工兵第二方面、工兵第四方面、西部は廣島鎮臺並營所、工兵第五方面、熊本鎮臺並營所、工兵第六方面とし、各部與に年々十月一日より十一月三十日迄の期限に於て檢閱使一人、會計監督或は副監督一員並に砲工歩科の佐官若くは尉官各一員並に軍醫監或は軍醫正一員及會計部書記隸屬し、歩騎砲工輜重兵及會計給養等の各部を檢閲せしむ。而して各鎮臺營所衛戍要塞其他砲工方面等に於ては各年檢閱使發程期前に拔擢名簿勳功賞牌を授與すべき名簿、檢閱諸進級及賞牌任除の帖簿、將校及下士兵卒名簿並懲罰入隊卒名簿、軍醫報告並入院患者名簿及兵卒の健否景況記載書類、馬醫報告並軍馬景況記載書類、會計給養精算諸帖簿等を詳記し、各部長官之を點

檢して檢閱使の到着を俟つものとす。檢閱使は巡廻路程を定め正服着用して檢閱に従事す。檢閱は兵隊集合の檢閱、部署の檢閱、物品の檢閱、技術の檢査、練兵運動及射的體操の檢査、會計事務の檢査、廠庫の檢閱に大別す。隨行の監督は専ら各部内會計給養の事務を獨立に監視すと雖も、巡廻中は職務上總て檢閱使の指令を受く、檢閱使も各兵隊の檢閱及諸器具監査の事に涉り別に陸軍卿の特旨指揮を受くべき事件は發程前卿の意見區處の内旨を受くべきものとす。(以上太達第 明治九年八月檢閱使職務條例を改正し、檢閱使の職務より拔擢停年兩名簿の檢閱を削除し、巡回を毎年とせず、檢閱官廳を陸軍省内各局及近衛諸學校等に及ぼし、且つ各部共に軍管及管内諸官廳に分ち、東部は第一、第二軍管、中部は第三、第四軍管、西部は第五、第六軍管並に東中西三部共其管内に在る要塞、衛戍、砲兵方面、工兵方面を屬せしめ、別に北海道は他日鎮臺を設くるに及びて其制を定むべしとす。檢閱の方法、檢閱の要旨何れも變る所なきも、物品の檢閱を材料の檢査、技術の檢査を操法の檢閱、練兵運動及射的體操の檢査を技術の檢閱と改む。(太達第 明年十一年十二月五日參謀本部同月十三日監軍本部を置き、(太達第五〇號) 參謀本部長、同次長等あ